

学 位 論 文

住民を主体とした地域再生の
内発化プロセスに関する研究

Endogenous Process Design for
Regional-renewal with Resident Initiation

2011年2月

高 橋 梢

論文目次

序章 研究の背景と目的	1
序－1. 研究の背景と目的	2
(1) 地域再生の趨勢	
(2) 都市と農山村の連携	
(3) 「住民参加」から「住民主体」の地域づくりへ	
(4) 研究の視点と目的	
(5) 研究の意義	
序－2. 用語の定義	6
序－3. 研究課題の整理	7
(1) 住民によるまちづくりの変遷	
(2) まちづくりの内発化プロセス	
序－4. 研究の方法	9
(1) 論文の構成と方法	
(2) 住民主体のまちづくりに関する研究の系譜	
(3) 景観まちづくりに関する研究の系譜	
(4) 都市と農山村の連携活動に関する研究の系譜	
(5) 研究対象の位置づけ	
第1章 内発的发展論とその展開	20
1－1. はじめに	21
1－2. 内発的发展論とその展開	21
(1) 内発的发展論の起源と潮流	
(2) 内発的发展論の展開	
(3) 「全国総合開発計画」をめぐる内発的发展論	
(4) 都市と農山村の関係にみる内発的发展論	
1－3. 地域再生の課題	30
(1) 都市部における課題	
(2) 農山村部における課題	

(3) 社会システムのあり方	
1-4. 本章のまとめ	34
(1) 地域再生の方向性	
(2) 本研究の位置づけ	
第2章 地区住民が一体となった地域再生のプロセス	38
2-1. はじめに	39
(1) 本章の背景と目的	
(2) 調査対象と分析	
2-2. 敦賀市舟溜まり地区におけるまちづくりの実態	40
(1) 対象地の概要	
(2) 舟溜まり地区のまちづくりの経緯	
2-3. 住民の連携意識の形成経緯	44
(1) 舟溜まり地区に関わる各主体の概要	
(2) まちづくり活動に至るきっかけ	
(3) ワークショップにおける各主体の対応	
(4) 各主体の連携の形成経緯	
(5) 連携における各主体の役割	
2-4. 取り組みの成果と波及	52
(1) 取り組みの継続と進展	
(2) 当事者の役割とその進化	
(3) イニシアティブの成果	
2-5. 本章のまとめ	56
(1) 住民の内発化に至る要素と各主体が果たした役割と課題	
(2) 今後の方向性	
第3章 景観まちづくりによる地域再生のプロセス	59
3-1. はじめに	60
(1) 本章の背景と目的	
(2) 調査対象と分析	

3-2. 景観まちづくりの展開	61
(1) 対象地の動き	
(2) 舟溜まり地区の地区固有の条件	
(3) 敦賀市景観計画条例の概要	
3-3. 景観計画策定の立案過程	66
(1) 景観まちづくりWSのプロセス	
(2) 地区の課題に対する調整プロセス	
3-4. 景観形成基準の特徴	71
(1) 景観まちづくりの方針	
(2) 景観形成基準の特徴と設定要因	
(3) 景観形成基準の成果と課題	
3-5. 景観形成基準の運用	76
(1) 届出と協議方法	
(2) 運用事例と建築主の意識の変化	
(3) 協議とデザイン誘導	
(4) 運用において有していた課題	
3-6. 本章のまとめ	84
(1) 景観形成計画の策定に至る要素	
(2) 運用における促進要因	
(3) 今後の方向性	
第4章 都市と農山村が連携した地域再生のプロセス	87
4-1. はじめに	88
(1) 本章の背景と目的	
(2) 調査対象と分析	
4-2. 郡上市の都市再生整備計画の活動	90
(1) 郡上市の概要	
(2) 郡上市都市部（中心市街地）の概要	
(3) 郡上市農山村部の概要	
(4) 郡上市都市再生モデル調査の概要	

4-3.	「奥美濃チャレンジショップ」の活動の経緯	94
	(1) 「奥美濃チャレンジショップ」の概要	
	(2) 行政の果たした役割	
	(3) 各主体の概要と参画理由	
4-4.	「奥美濃チャレンジショップ」の活動の成否	98
	(1) チャレンジショップ直後の評価	
	(2) 都市部における効果と課題	
	(3) 農山村部における効果と課題	
4-5.	継続した活動のプロセスの把握	109
	(1) 「かぼちゃのがっこう」の取り組み内容と経緯	
	(2) 「かぼちゃのがっこう」の活動の特徴	
	(3) チャレンジショップ後の活動継続の要因	
4-6.	本章のまとめ	112
	(1) 地域再生に向けてチャレンジショップが果たした役割	
	(2) 活動の持続化の要因	
	(3) 今後の展望	
第5章 地域再生の内発化プロセス		118
5-1.	本章の目的	119
5-2.	各章の論旨の内容と展開	119
5-3.	事例からみる内発化プロセスの特徴	121
	(1) まちづくりワークショップの条件	
	(2) 具体的な実践における条件	
	(3) 都市と農山村の連携における条件	
5-4.	内発化プロセスにおける進展要因	123
	(1) 内発性が芽生える要因	
	(2) 内発性を高める要因	
	(3) 内発性を展開・持続させる要因	

終章 研究の総括	128
終－ 1. はじめに	129
終－ 2. 内発化プロセスにおける各主体の関係	129
(1) 内発性の芽生え	
(2) 内発性の高まり	
(3) 内発性の展開・持続	
終－ 3. 地域再生の内発化プロセス	132
終－ 4. 地域再生の内発化に向けた提案	133
(1) 行政の支援のあり方	
(2) 専門家の役割	
(3) 取り組みの条件	
終－ 5. 各章の要約	135
参考文献・図表・研究業績一覧	139
謝辞	148

序章 研究の背景と目的

研究の背景と目的**序－１．研究の背景と目的****（１）地域再生の趨勢**

これまで都市は、常に成長・拡大という概念と不可分であり、近代合理主義の都市計画は、無秩序に成長・拡大しかねない市街地をいかに制御し、秩序ある開発を促すかを目的とした行為であった。しかし、少子高齢化・人口減少という縮減時代に突入し、平成大合併という大きな社会構造の変化等大きな転換期に直面した現在、生活の場としての都市を合理性のみを掲げて構築することの不自然さが露呈され始めた。都市部では、中心市街地の衰退や経済の停滞などを始めとする問題、一方農山漁村部では、高齢化により地域活力の低下、人口減・過疎化によるコミュニティの衰退、農林漁業の将来的な先行きの不透明感、後継者問題が深刻化しており、全国各地の都市部や農山漁村部ではすでにこの転換期の影響が大きく現れている。

2005年4月には、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する目的のために、「地域再生法」が施行され、地域再生はこれからの時代の重要な課題となっている。従来のいわゆる右肩上がりの時代の価値観を払拭して、高度成長時代から成熟時代へ、中央集権型社会から地方分権型社会へ、あらたな地域像や社会像を構築しなければならない。このような縮減時代の地域づくりにおいて、都市部・農山村部ともに、今後どのように地域を再生し、マネジメントしていくのかが緊急の課題となっており、地域の特性を活かした豊かな夢やビジョンを共有し、内発的な地域づくりの基礎を形成することが欠かすことのできない鍵であると考えられる。

（２）都市と農山村の連携

1960年代以降わが国の都市と農村の関係は、大都市への資本や労働力の集中と、多くの農山村では高度成長期の都市開発により農地が消失、特に地形や交通条件に恵まれない山間地では過疎化が深刻化した。農山村部では過疎地域対策緊急措置法（1970年）を皮切りに、道路などのインフラ整備や外部資本の誘致、リゾート開発などの対策がとられてきた。しかしこれらの外部資本による整備により、これまで農山村の主要な経済基盤であった第1次産業は衰退の一途をたどる

とともに、外部における経済事情により地域内での社会経済も翻弄されるなど、その限界が叫ばれるようになった。そこで各地の農山村では、豊かな自然環境やそれと共にある暮らしそのもの、また元来地域に有していた基幹産業や伝統芸能などの資源を再度見直し、それらを生かして再生を図ろうとする、いわゆる村おこしやまちづくりといった動きが活発化した^{注序-1)}。

さらに1990年代になると、都市と農山村の交流の取り組みが叫ばれるようになり、多くの農山村地域では補助金等の行政の支援を受けながら、交流施設の建設や体験交流などの事業を実践し、一部の地域では取り組みの成果が見られる^{注序-2)}。しかしながら、これまでの主に大都市近郊の都市住民が農山村側を訪れるタイプの交流活動においては、農山村側における人材育成や施設等といった受け入れ体制の面での課題や、何より農業の担い手の確保や耕作放棄地の再生など、問題の解決へつながっているのかといった課題も指摘されている^{注序-3)}。今後は、都市と農山村を一体的に捉え、交流活動を通してお互いの個性や資源をわかちあいながらその活用を図り、広く地域づくりを視野に入れて都市部と農山村部の有機的な関係を構築していくことが求められている。

(3) 「住民参加」から「住民主体」の地域づくりへ

都市計画からまちづくりへと移行するなかで、身近な生活環境の場の問題に対して、地域の実情を踏まえ住民が主体的に取り組んでいく計画づくりが必要となっており、住民が自主的に意志決定し、実践していくというプロセスを行政が積極的に支援する傾向が大きくなっている。また、地域固有のまちづくりを進めるためにも、新しい公共の担い手として住民を位置づけるだけでなく、地域住民の創造性を促進するためのプランニング・コンセンサスづくりが重要である。しかし多くの地域では、地域における自発的な活動に踏み出したばかりの初動期の段階にあり、まちづくりへの行政の支援体制も、まだ支援対象や枠組みを整えつつある模索の段階にある^{注序-4)}。住民の自主性や地域社会の実状もまちによって様々であり、どの様に進めていけばよいかわからず、いまだ途方に暮れる状況にあるといえる。

従来型の地域開発では土木・建築の施設整備を前提としており、目標となる形を示すことが重要だったが、これからの地域づくりでは、住民が自分たちの手で地域をつくり、結果として表れる形を目標としながらも、形を作り上げる方法、プロセス、組織形態が重要である。

今後は、住民を主体とした地域の環境づくりにおける技術面や人材面、体制を整えていくために、行政や専門家と住民との協働関係を形成していくことが必要であるといえる。

(4) 研究の視点と目的

1) 研究の視点

本研究では、今後地域が自立し個性あるまちづくりを進めていくためには、「地域住民の自発的・内発的な動きを中心に、広く地域が連携し協働していくべきである」という前提のもと、今後のビジョンを模索・探索し、地域再生の内発化プロセスをデザインすることを目指すものである。具体的には、「内発化プロセス」を「ある一定の圏域において、まず住民の個々の内発性を誘発し、公共的関与や複数の主体の連携によって住民主導の地域運営が創成される過程」と定義し、事例調査を通して、それらの内容と過程を把握・整理する。その上で自発的・内発的な計画主体への推移要因を明らかにし、住民主体の身近な環境づくりに向けた地域再生のあり方について言及する。

とりわけ地域やまちの個性・文化・活力などが如実に現れる景観まちづくりと、都市と農山村の連携によるまちづくりに着目し、地元の住民の目線を重視した考察を行う。

2) 研究の目的

本研究は、地域再生に向けて個別の課題に取り組んでいる事例とその手法の中から、体制とプロセスに着目して分析を行い、いかにして住民の自主性や意志の高揚を促し、取り組みを活発化させるのかといったワークショップのあり方、支援のあり方、各主体が果たした役割について検証することを目的とする。

本研究の具体的な目的を以下に挙げる。

1. 「内発的発展論とその展開」として、本研究の理論的拠り所となる内発的発展論の系譜を踏まえた上で、地域再生の実践現場における具体的な展開についての視点を整理する。
2. 「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」として、一般的市街地における住民が策定・実践主体となる景観まちづくりの事例のプロセスから、計画主体の内発化に至る経緯とその要因との関係について示す。
3. 「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」として、2の事例からさらに、各主体の連携により地区レベルの計画策定に発展した景観まちづくりのプロセスにおいて、景観計画策定に至る各関係主体の果たした役割と、その背景となる地区の固有条件との関係を示す。また、策定された景観計画が、地区の内発的な誘導へと機能するための、景観計画の内容と各関係主体の役割、必要な手順や方策との関係を示す。

4. 「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」として、都市部から農山村部との交流活動を働きかけた取り組みのプロセスから、取り組みの成否とその要因、取り組みを通して展開した地域再生における各関係主体の役割と、持続化の条件との関係を示す。
5. 以上から、活動・取り組みの内容や各関係主体との連携の関係を通じて、住民の内発性を高めるプロセスと、その発展、持続化のための要因とメカニズムを示す。

(5) 研究の意義

人々がいきいきと暮らす社会やまちは、みなが望むものである。しかしながら、それを具体的に実現化していくことは容易なことではなく、今日の日本のまちでは、中心市街地（まちなか・都心）の空洞化と郊外化の進行、都市部と農山漁村部における環境と政策の差異化などにより、いわゆる公共の福祉のあり方も多様化してきている。

このような情勢において、その地域やまちに応じた「いきいきさ」を見出し、現実の中で展開していくことは大変重要であり、成長から持続といった転換期にある我国にとって解決、改善していかなければならない問題・課題といえる。そのためには地域住民ひとりひとりがまちの将来像をもち、責任をもって内発的に自分たちの地域を運営していく必要がある。しかし、多くのまちでは特定の先駆的な事例にみるような段階にあるものではなく、住民の意識は高まりつつあるものの、内発化のノウハウを持ち合わせているわけではない。これからは、行政や専門家が必要な支援を必要な段階で行い、住民の取り組みと連携しながら、地域全体でまちづくりを進めていく体制をデザインしていく必要がある。

本研究は、意識形成に関わりの高い現場における生の議論の内容に関わる言及や、アンケート等では把握されにくい少数住民の意見・意志等について追究し、住民の消極性が支持から参加へと積極性になっていくプロセスを把握し、数字といったデータ等では図れない住民の意志の高揚に向けた課題に対して、必要な方策、すなわち発意・企画・合意・計画デザイン・実施・管理といった過程とこれらを円滑に推進するための促進方法・役割分担などの機能のデザインを目指すものである。これにより、住民のまちづくりへの熟度を高め、その支援を行う行政や専門家との協働体制が形成され、今後の住民を主体とした地域再生の内発化の確立に向けて、有用な結果が得られると考えられる。

序－２．用語の定義

１）「主体」

本研究では、地域再生に関わる個人や組織団体を、個人・集団としての一主体として研究をすすめる。

２）「地域再生」

本研究では、主に景観形成や市街地活性化、農山村活性化等、一連のまちづくりの総体として「地域再生」として示す。個々の活動は本文中においては、「まちづくり」と表現する。

３）地域再生における「内発化」

本研究では、「地域再生における内発化」を、「ある一定の圏域において、まず住民個人の意識の高まりと、さらに公共的関与や複数の主体の連携によって、住民主導の地域運営が創成される状態になること」と定義して研究をすすめる。「個人」あるいは「組織」が「地域の再生」という公共的な目的を共にし、各々の意識の向上と相互が連携していく状態を言う。

４）「連携」

本研究では、まちづくりに関係する複数の主体が、一定の関係のもとで実際に協働して活動を進めている状態のことを「連携」として研究をすすめる。

５）「圏域」

まちづくりにおいて、その活動・取り組みが対象としている地域の範囲を、それぞれのまちづくりの「圏域」として研究をすすめる。そのため前半の事例における圏域と後半の事例における圏域は異なる。

６）地域の「固有性」

地域の自然条件、生活条件、社会資本、歴史など、地域に独自に存在する様々な規定条件による性質の違いを「固有性」として示す。

序－3．研究課題の整理

(1) 住民によるまちづくりの変遷

初期のまちづくりでは、行政と住民との相互協力のあり方に関するものから、特定の問題や課題の解決に対する様々な「住民参加」の場面でのワークショップツール、参加による効果や参加を促す方法等、官主導型のまちづくり活動に関する研究に一定の蓄積がある。

住民参加からまちづくりが成熟しつつある今日では、地域の複数の主体が連携したまちづくりとして、1990年代後半から「パートナーシップ」と呼ばれる連携についての報告がされるようになった。山島ら(1999)^{注序-4)}はまちづくりの初動期における行政や専門家の役割について論じており、行政による資金的な支援の重要性や、専門家の支援に対する対価の課題について明らかにしている。

その後特定の地域課題から、総合的なまちづくりへと移行するなかで、連携の対象となる主体は地域の内部にとどまらず、地域外との複数の主体の連携による活動が展開されるようになってきている。その主なものとして、都市と農山村の連携が主要な課題となっており、都市農村交流等に関する研究として、二神らの住民主導による都市農村交流活動の効果と課題を明らかにした研究や、漁港・漁村における地域住民主導型の取り組みに必要な仕組みを明らかにした研究等、住民主導の取り組みに関しての報告が見られる。

このような住民のまちづくりによる流れを、後藤(2005)は「新・内発的まちづくりの段階」として、まちづくりの主体に関する視点から、「新しい公共の誕生」「社会資源の発見」「社会資本の形成」「社会システムの創発」への一連の取り組みとして示している。また、住民が計画主体・実践主体となるまちづくりに対して、小島ら(2002)は情報提供支援を受けているものの、目標に至る活動・提案内容を市民が自主的に決定している活動を「市民の自律的なまちづくり提案活動」と示している。

(2) まちづくりの内発化プロセス

以上、既往の研究蓄積や事例の整理から、今後の住民によるまちづくりには、新しい公共の担い手として住民を位置づけるだけでなく、地域住民の創造性を促進するためのプランニング・コンセンサスづくりが重要であると指摘できる。いかにして住民参画を促し、まちづくり活動を活発化させるのかといった、具体的なプロセスやプランニング、また担い手組織によるコンセンサスづくりのあり方が求められる。この点については昨今、専門家を交えたシャレット・ワークショップが注目され、各地で始動しつつある^{注序-5)}。また、それらを支援するための制度の柔軟性が必要不可欠といえる。

本研究では、以上のようなまちづくりプロセスを、①住民各々による意識が生まれ、内発的に取り組む姿勢が創出される段階と、②各住民と組織や行政、専門家といった複数の主体が連携することにより、内発的なまちづくり活動が展開する段階、に分けて研究を進める。

各段階においては、行政や専門家が必要な支援を必要な段階で行い、住民の取り組みと連携しながら、地域全体でまちづくりを進めていく体制をデザインしていく必要があり、それによって内発的なまちづくりが発展・持続化していくものである。

序－４．研究の方法

（１）論文の構成と方法

本論文は、「地域住民の自発的・内発的な動きを中心に、広く地域が連携し協働していくべきである」という前提のもと、今後のビジョンを模索・探索し、地域再生の内発化プロセスをデザインすることを目指すものである。具体的には、「内発化プロセス」を「ある一定の圏域において、まず住民の個々の内発性を誘発し、公共的関与や複数の主体の連携によって住民主導の地域運営が創成される過程」と定義し、事例調査による帰納的方法を用いて、それらの内容と過程を把握・整理し、自発的・内発的な計画主体への推移要因を明らかにすることを目的とする。

研究フローを図序－１に示す。

まず、序章「研究の背景と目的」では、本研究の背景と目的、および研究を進めるにあたっての視点をまとめ、用語の定義を述べる。また、全国的なまちづくり・地域再生の研究のレビューから、本研究で取り扱う事例の位置づけを示す。

第１章「内発的発展論とその展開」では、本研究の理論的背景として「内発的発展」の理論について、整理・検討を行っている。また、国土政策の変遷、都市と農村の歴史、国土政策と都市と農村の関係についてまとめている。さらに、地域再生の実践現場における具体的な展開をもとに、実践的な側面から「内発化」を定義するとともに、今後の地域再生に向けての筆者の見解と本研究の位置づけを示す。

第２章「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」では、住民間のまちづくりへの理解度の差や、当事者の活動に対する積極的要因のなさ、および交流ノウハウの不足等の課題が顕著である、敦賀市舟溜まり地区におけるまちづくり計画の事例をとりあげ、住民が策定・実践主体となるプロセスと各主体との関係の変遷を示し、住民の意識向上、計画意図の共有に向けた経緯と促進要因との関係について示す。

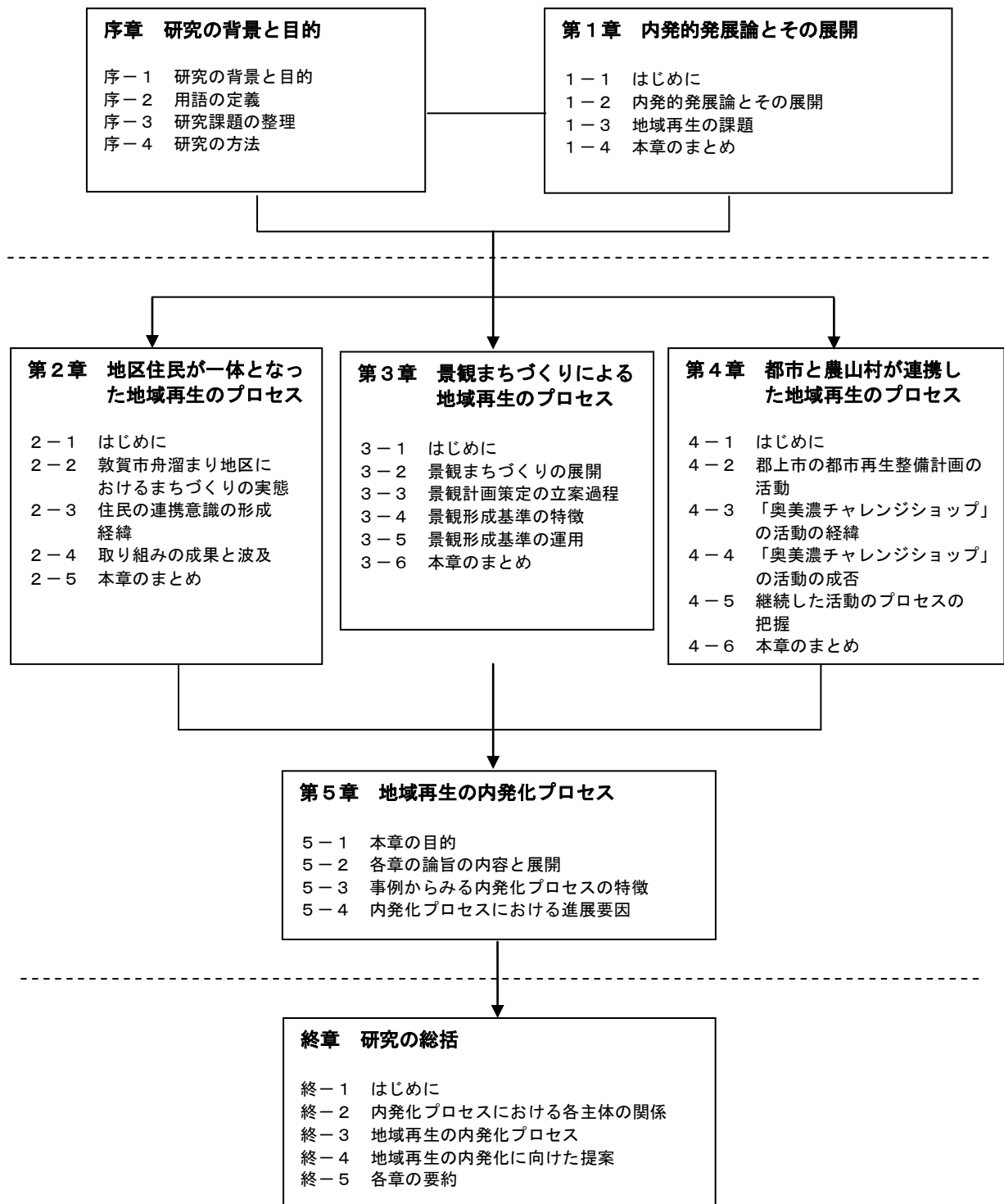
特に本章では、地域やまちの個性・文化・活力などが如実に現れる景観まちづくりを対象とし、実際に初動期の計画案づくりに専門家として関わった、「舟溜まり周辺景観ワークショップ」から、運営方法や役割・進行のあり方、協議資料の分析を通して、現場における具体的な住民の意識の機微を補足しながら、地域再生のプロセスにおける各主体の役割と体制づくりについて詳述する。

第3章「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」では、引き続き専門家として関わった、一般的市街地である敦賀市舟溜まり地区における景観まちづくりの事例をとりあげ、歴史的な地域や特異な地域比べて、より意識の差異が生じやすく合意形成の難易度が高いといった課題を有する一般的市街地での、景観計画策定における実践的な分析を通して、地区の環境特性や特徴に応じた独自の柔軟な工夫を、どのように景観計画に位置づけ住民の内発性を高めていくのか、その手順や方策を検証する。また個別の案件における景観計画の運用を通して、景観計画策定と運用における各関係主体の連携と果たした役割、自発的な誘導を図るための手順や各主体の役割について示す。

第4章「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」では、都市部と農山村部の連携の強化を図る実証実験として実施された、郡上市の「奥美濃チャレンジショップされど郡上まさに郡上」を対象として取り上げ、協議資料や当事者へのアンケート・ヒアリングなどの詳細な調査・分析を通して、取り組みの成否とそれに関わる各主体の関係と役割を示す。また活動が継続される過程において、継続を可能にした背景・要因と、固有条件との考察を含めて示すことで、都市部と農山村部がどのように相乗的な関係を築いていけるのか、内発的な地域再生の展開における各関係主体の役割と、持続化の条件との関係を示す。

第5章「地域再生の内発化プロセス」では、第2章・第3章・第4章の結果を概観し、住民の内発性を高めるプロセスを整理し、活動のプロセスにおける地域の課題の特徴や、各主体の特徴と内発化に至る意識の変遷、各関係主体の役割を整理し、それに起因する要因について示す。

終章では、今後の地域再生の内発化に向けて、各関係主体が果たすべき役割や、公的支援のあり方についての提案を行い、最後に本論文の要約を示す。



図序-1. 研究のフロー

(2) 住民主体のまちづくりに関する研究の系譜

住民主体のまちづくりで一連のプロセスを追った研究では、田中らのまちづくりの手法論とプロセスの体系化を試みた研究等があり、住民の意識形成の過程を段階ごとに分け検証している。段階的な合意形成の必要性、特に事業にとらわれない議論の場の重要性について論じており、各主体に応じた参加プロセスを導き出している。また葉袋らは、自治体や外郭団体による住民主体のまちづくりへの支援の現状を分析しており、初期には成熟したまちづくり活動が支援対象であったが、平成6年頃を境に初動期の未成熟な活動に対しても支援が積極的に行われるようになってきていることが示されている。住民と行政、専門家の協働型まちづくりとしては、地方中心市街地における住民が中心となって自主的ルールを策定する協定の役割について論じた志村らの研究があり、協力体制のひとつの形として、協定を評価している。

既往研究の一覧

- 1-1. 小山環ほか「農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究, 日本都市計画学会学術研究論文集 [37], pp937~942, 2002年
- 1-2. 森野美徳・西岡誠治「住民参加のまちづくりの効果的な展開に関する考察」、日本都市計画学会学術研究論文集, 第34回, pp. 301-306, 1999年
- 1-3. 山島哲夫ほか「初動期の街づくりにおける街づくり専門家の役割について」、日本都市計画学会学術研究論文集, 第34回, p. 553, 1999年
- 1-4. 二神茉莉子ほか「地区レベルの計画に位置づけられた都市農村交流の効果と課題に関する研究, 日本都市計画学会論文集, No42-3, pp877~822, 2007年10月
- 1-5. 脇田美紀ほか「漁港・漁村における地域住民主導型エコツーリズムに関する研究」, 日本建築学会大会学術講演便概集, pp. 427~428, 2002年8月
- 1-6. 中島正裕「都市農村交流活動による農村地域活性化の評価に関する研究」, 東京農工大学大学院博士論文, 2002年9月
- 1-7. 田中晃代・久隆浩「住民主体のまちづくりプロセスの体系化とまちづくりの段階別にみた支援方策のあり方に関する考察」, 都市計画学会論文集, No. 34, pp. 319~324, 1999年
- 1-8. 葉袋奈美子ほか「住民主体のまちづくりへの自治体及び外郭団体による支援の現状と課題」, 都市計画学会論文集第30号, pp. 331~336, 1995年11月
- 1-9. 安里直美・池田孝之「身近な環境づくりにおける住民主体の活動と支援に関する実態と課題」, 日本建築学会計画系論文集, 第566号, 2003年4月
- 1-10. 志村秀明ほか「地方中心市街地におけるまちづくり協定の実態と役割」, 日本建築学会計画系論文集, 第560号, pp221-228, 2002年10月

(3) 景観まちづくりに関する研究の系譜

景観に関する研究の系譜については、柴田らが平成16年の景観法成立前後の1998年から2007年までの、約10年間に発表された景観研究論文についてその動向を整理している。それによると、「景観法施行に伴う課題解決型の研究」が増加傾向にある。また、都市の画一化が問題視された1980年代後半から1990年代にかけては、有効なデザイン手法の提示といった「創造型の研究」が主流であったが、近年では伝統的建築保存地区や貴重な歴史建造物など、「歴史的景観の保存の研究」が最重視されているとまとめている。それに対して、今後の課題として、捉えにくい生活・文化に関わる景観研究の視点や、現場での合意形成プロセスとの関連性についての研究が望まれると論じている。

このように街並み形成に関する研究には、景観計画や景観形成基準の構成とその運用実態に関する研究など多数報告されている。小浦や室田は、景観計画の具体的な運用を図るには、基準の決め方や運用方法、景観形成基準の明示性が重要であると論じている。なかでも地域景観の特徴に基づく様々な工夫や、運用についての課題が報告され、特に計画の実効性への期待や運用を重視することから、景観形成基準には高さや色彩等の数値的基準の採用が多く見られる。

一方、その様な地域のより細かな特性を表現する手段と考えられる定性的基準は、審査の過程で判断に困る自治体が多く、運用がむずかしいことが佐藤らによって明らかにされている。

また、具体的なデザイン誘導に関しては、惣司らの外観規制の表現方法による影響を検討した研究や、佐藤らの景観計画の運用実態と課題を明らかにした研究がある。それらによると景観整備の取り組みとしては、外壁や屋根、色彩が主な対象となっている。

住民参加による景観形成制度の過程を明らかにした論文においては、岐阜県古川町の事例や福岡県八女市の事例がある。いずれも伝統的建築物を継承している地域であり、一般的市街地における景観計画の形成過程や、具体的なデザイン基準のあり方については課題としている。また、加瀬らの研究では、景観法に基づく景観計画の先進事例としての策定プロセスを、小島らの研究では、策定プロセスから運用課題までを論じており、策定の段階からどのようなステップを踏んで景観計画が策定されたのかも、その後の街並み形成に大きな影響を及ぼすものであることが明らかにされている。ただし、いずれも実際の策定作業に関わっていないため、より現場における細部の把握が求められる。

一般的市街地における住民主体の景観形成を支援する先進的な事例としては、景観計画より、より住民の自主性が反映される、平成14年に施行された埼玉県戸田市の都市景観条例における三軒協定制度がある。太幡らのその主な研究によると、三軒協定が日常的で身近な環境づくりを援助する制度として効果的であることを言及している。しかしこの事例では、築5年程度の建築物から構成される地域における制度活用がほとんどであり、またその協定内容は現在のところ

「植栽」の枠組みのみとなっており、建築物のデザインにおける制度活用については、今後の適用可能性や誘導が重要であることを示唆している。

既往研究の一覧

- 2-1. 柴田久・石橋知也「目的別系譜図にみる景観研究の動向」, 土木学会論文集, No. 7, pp121-132, 2009年12月
- 2-2. 小浦久子「景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究」, 日本都市計画学会論文集, No43-3, pp211-216, 2008年10月
- 2-3. 室田昌子「景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察」, 日本都市計画学会論文集, No43-3, pp655-660, 2008年10月
- 2-4. 惣司めぐみほか「景観整備の取り組みにおける個々の建築物での外観ルールの読み取り方とその要因に関する研究」, 日本都市計画学会論文集, No41, pp427-432, 2006年
- 2-5. 佐藤貴彦ほか「景観法下の建築物規制の運用実態と課題」, 日本都市計画学会論文集, No43-3, pp217-222, 2008年10月
- 2-6. 岡崎篤行・西村幸夫「立案初期段階からの住民参加による景観形成制度の策定-岐阜県古川町における伝統的様式を継承した町並み形成を対象として-」, 日本建築学会計画系論文集第537号, pp211-218, 2000年11月
- 2-7. 佐野雄二ほか「景観条例に基づくデザイン誘導制度の運用実態と課題」, 日本建築学会計画系論文集, 第551号, pp205-212, 2002年1月
- 2-8. 大森洋子ほか「文化的景観条例による町並み保存と景観形成の手法-福岡県八女市における事例報告-」, 日本都市計画学会論文集, No38-3, pp565-570, 2003年10月
- 2-9. 小柳建・岡崎篤行「武家屋敷地区のデザイン誘導における景観形成基準の運用実態」, 日本建築学会計画系論文集, 第577号, pp127-133, 2004年3月
- 2-10. 加瀬靖子ほか「景観法に基づく景観計画の策定プロセスに関する研究」, 日本建築学会大会講演梗概集, 関東, pp293-296, 2006年9月
- 2-11. 小島拓朗ほか「石垣市風景づくり条例・風景計画の効果と運用課題について」, 日本建築学会計画系論文集, 第641号, pp1587-1592, 2009年7月
- 2-12. 松元清悟ほか「持続的なまちづくりと連動した街並み景観形成に関する研究」, 日本建築学会計画系論文集, 第565号, pp193-200, 2003年3月
- 2-13. 太幡亮英・西出和彦「意味の構成から見た三軒協定の効果」, 日本建築学会計画系論文集, 第629号, pp1417-1423, 2008年7月
- 2-14. 鈴木智香子ほか「戸田市都市景観条例における三軒協定に関する研究」, 日本都市計画学会論文集, No. 43-2, pp50-57, 2008年10月
- 2-15. 秋田典子「地区レベルの事業と計画の連携の意義及び可能性に関する検討」, 日本都市計画学会論文集, No. 42-3, pp667-672, 2007年10月

(4) 都市と農山村の連携活動に関する研究の系譜

都市と農山村の連携に関する研究については、日本建築学会や日本都市計画学会、農村計画学会でも、近年「都市と農村の共生」として重要なテーマとなっており、都市観、農山村観そのものについて再考したものや、具体的な事例をもとに都市と農山村の交流活動について論じたもの、土地利用のあり方、地域政策等様々な研究がなされている。

まず都市と農村の関係という視点からは、村上によるハワード「田園都市論」の現代的意義について考察したものがあり、ハワード「田園都市論」を再評価し、わが国における田園都市論、の位置づけを整理し、国土計画上の理念をより具体的な土地利用計画に展開していく必要性について提言を行っている。

都市と農山村の交流に関する既往研究では、1990年代から盛んになった、農山村ツーリズムや農産物直売所の設置など、全国各地で様々な展開を見せている交流活動に関する効果や課題を検証したものなど一定の蓄積がある。

初期の研究では、富樫らのグリーンツーリズムに関する研究や、矢幡の大分県大山町の事例、前田らの棚田オーナー制度など先駆的な事例の報告がみられる。交流人口を継続的に巻き込んだ交流活動について論じたものには、林らや小山らの全国の都市と農山村の交流活動の実態とその影響を明らかにした研究や、二神らの大都市近郊における住民主導の都市農村交流活動に着目し、その効果と課題を明らかにした研究がある。交流による農山村にみられる効果が述べられているが、いずれも農山村部を舞台とし、都市部からの来訪による交流という点に比重が置かれている。都市部における都市農山村交流については、吉田によるまた農山村部から大都市部に拠点を展開するアンテナショップの事例に関する研究が主なものである。中島による都市農村交流活動の研究においては、交流活動の優良事例と称される地域であっても、住民の事業への参加や当事者意識・今後の活動への参加意志は低いことが指摘されており、行政主導型の地域活性化の限界が示されている。

また前田らの研究によれば、これまでの主に大都市近郊の都市住民が農山村側を訪れるタイプの交流活動においては、農山村側における人材育成や施設等といった受け入れ体制の面での課題や、農業の担い手の確保や耕作放棄地の再生などの問題の解決へつながっているのかといった課題も指摘されている。これら都市農山村交流活動については事業評価に論点をおいたものが多く、今後は、地域内における都市部と農山村部がどの様に互助または相乗的な関係を築いていけるのかといった視点や、その構築における双方の発展過程や取り組みの成否を探究し、地域内連携の持続化のための要素を導くことが求められる。

既往研究の一覧

- 3-1. 村上晁信「ハワード「田園都市論」における都市農村計画思想」, 日本都市計画学会学術研究論文集, 第31回, pp115-120, 1996年
- 3-2. 村上晁信「ハワード「田園都市論」における都市農村計画思想とその現代的意義」, 東京大学大学院博士論文, 1999年3月
- 3-1. 富樫頼・米原慶子「都市住民のグリーンツーリズム需要に関する研究」, 日本建築学会計画系論文集, 第497号, pp117-122, 1997年7月
- 3-2. 矢幡欣治「都市と農村の共生「農村体験型農業」—大分県大山町のまちづくり—」, 都市計画学会誌「都市計画」, 1994年2月
- 3-3. 光野茂生ほか「農山村活性化の支援策としての地域間交流に関する研究」, 土木学会学術講演概要集, 第47回, pp480-481, 1992年9月
- 3-4. 前田真子・西村一朗「棚田管理事業における参加者の実態と都市住民・地域住民の生活環境に対する意識の変化」, 日本建築学会計画系論文集, 第552号, pp185-190, 2002年2月
- 3-5. 前田真子・西村一朗「棚田オーナー制度参加者の事業に対する意識と今後の課題」, 日本建築学会計画系論文集, 第556号, pp213-218, 2002年6月
- 3-6. 小山環ほか「農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究」, 日本都市計画学会学術研究論文集, pp937-942, 2002年
- 3-7. 林賢一ほか: 中山間市町村における都市・農村交流と関連施設整備の実態, 日本建築学会計画系論文集, 第527号, p163-167, 2000年1月
- 3-8. 山下仁ほか: 中山間市町村における都市・農村交流の生活環境への影響, 日本建築学会計画系論文集, 第544号, pp179-184, 2001年6月
- 3-9. 二神茉莉子ほか: 地区レベルの計画に位置づけられた都市農村交流の効果と課題に関する研究, 日本都市計画学会論文集, No42-3, pp877-882, 2007年
- 3-10. 吉田肇: 都市と農山漁村の交流促進に関する実証的研究, 第31回日本都市計画学会学術研究論文集, pp325-330, 1996年
- 3-11. 中島正裕「都市農村交流活動による農村地域活性化の評価に関する研究」, 東京農工大学大学院博士論文, pp149-150, 2002年9月

(5) 研究対象の位置づけ

以上、まちづくりの取り組みとプロセスについての研究蓄積を追った。

1) 「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」

「住民主体のまちづくりに関する研究の系譜」では、立案作業自体へ参加したものは少ないが、参加プロセスのデザインや住民活動の支援についての論述が多く、プロセスについては、住民の意識形成の過程を段階ごとに整理したものが多く見られた。しかし、いずれも比較的住民の意識が高く、経験豊かな状況下でのものであり、意識形成に関わりの高い現場における議論の内容に係る言及等についてさらに追求し、普遍性を高める必要がある。

本研究では、段階的なまちづくりの展開が重要であるという視点を共有しつつ、「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」として、福井県敦賀市舟溜まり地区の「舟溜まり周辺景観ワークショップ」において、漁業関係者と地区住民、行政が一体となった地区整備計画のとりまとめによる、まちづくりプロセスを取り上げる。

事例は、組織間の利害関係や周辺住民と漁業者、行政のまちづくりの意義に係る理解熟度の問題や、当事者の活動に対する積極的要因のなさ、および交流ノウハウの不足等の課題が顕著であり、まちづくりの機運が住民の間で広がっていない地域において、いかにして住民の参画を促し交流活動を活発化させるかといった、初動期のまちづくりにおけるプロセスデザインに位置づけられる。

2) 「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」

「景観まちづくりに関する研究の系譜」では、住民が主体となる街並み整備については、地域景観の特徴に基づく景観計画における様々な工夫や、運用についての課題が多数報告されている。特に計画の実効性への期待や運用を重視することから、景観形成基準には高さや色彩等の数値的基準の採用が多く見られる。しかし多くの地方都市においては、開発行為の計画の恐れはそれほど強くないため、高さ規制といった全国的にほぼ共通に見られる数値的基準等の規制よりも、さらなる良好な景観づくりに向けて、住民主体の景観形成を通して、いかににぎわいや地域の個性をつくっていくかが重要である。

また、これまでの住民参加による景観形成制度の過程を扱った研究では、歴史的建造物を多く有する街並みや比較的住民の意識が高く経験豊かな状況下のものが多く見られた。特定の建築形態を持たず、街並みの明確な目標像が見出しにくい一般的市街地においては、景観を通して住民の自分たちの地区へのこだわりをいかに高めていくか、また伝統的建築物の保全と継承の手法に

とどまらない、具体的なデザイン基準のあり方が課題として残っている。

従って、一般的市街地における地域の環境特性や特徴に応じた独自の景観形成基準の設定や、定性的基準を対象とした運用の手順や方策、成否を明らかにし、住民が実践主体となる今後の景観形成の多様性を高めることは重要な課題といえる。

そこで本研究では、「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」として、歴史性や周辺環境との調和、また賑わいの創出などの要素が複雑であり、街並みの明確な目標像が見出しにくい一般的市街地である福井県敦賀市舟溜まり地区の景観形成推進計画の策定とその運用のプロセスを取り上げる。1)「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」の研究対象であり、住民主体のまちづくりへと展開した当地区の取り組みが、行政の支援等によりどのように具体的に展開していくかといった一連のまちづくりプロセスデザインに位置づけられる。

3) 「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」

「都市と農山村の連携活動に関する研究の系譜」では、「田園都市論」の都市と農村の関係という視点からの見直しや、都市農村交流による効果等様々な調査研究がなされている。これまでの多くの都市と農山村の交流活動として、農山村地域での交流施設の建設や体験交流など様々な取り組みによる一定の成果が論じられているが、都市住民が農山漁村側を訪れるタイプの交流がほとんどである。それに対して、後継者不足や高齢化を抱える農山村側では、人材の育成や施設等といった受け入れ体制の面での課題が指摘されている。

農山村計画に関する研究では、個別の農山村に対する問題意識が中心であり、広く地域づくりや都市との連携の視点は見られない。交流活動については事業評価に論点をおいたものが多く、都市計画や農村計画において議論されている理念を、より具体的な土地利用計画に展開していく必要性が指摘されているものの、実現の為の条件や方法を言及した研究は少ない。

このような状況に対し、今後は都市部・農山村部ともにどのように地域を再生し、マネジメントしていくのが問われており、単に農山村側からの呼びかけによる都市に向けた活動のみでなく、都市と農山村を一体的に捉え、交流活動を通してお互いの個性や資源をわかちあいながらその活用を図り、地域の有機的な関係を構築していくことが求められている。

そこで本研究では、「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」として、都市部側から積極的に農山村側をプロデュースしていく連携のあり方という視点から、都市部側の事業から都市農山村交流活動を働きかけた希少な事例として、岐阜県郡上市八幡町の都市部において実施された「奥美濃チャレンジショップまさに郡上されど郡上」の活動を取りあげる。取り組み内容の経緯や役割等に着目し、都市部と農山村部の連携とその持続化のための条件や方法について検証するものであり、地域内連携による都市農山村交流活動のプロセスデザインに位置づけられる。

注釈

- 注序-1) 例えば1979年大分県知事が提唱した「一村一品運動」などがある。各市町村の地域資源を活用して特産品を創ろうという動きで、「梅栗植えてハワイへ行こう」のスローガンを示した大山町の事例などで有名になった。
- 注序-2) 小山ら（文献1）によると、交流事業はマーケティング型、むらおこし型、子供受入れ型、ふるさと提供型の4タイプに分けられ、「うまく展開すれば地域振興に結びついている」としている。また、農林水産省「食料・農業・農村白書」、2009年、農林水産省「ホライ!ニッポン大賞（都市と農山漁村の共生・対流表彰事業）」等の中で、全国の具体的な事例が多数紹介されている。
- 注序-3) 山下ら（文献2）において、全般に生活環境がよくなったという評価が多いのに対して、自然的環境については悪化したという評価が多いことが明らかにされている。その理由として、「現在の都市・農村交流が、イベント開催や地場産品の直売、農業農村体験を中心とするものであり、自然環境的地域資源の活用・保全の視点が少ないこと」としている。
- 注序-4) 文献4)参照。
- 注序-5) 例えば、日本建築学会都市計画小委員会では、2005年から大会前の数日間、開催地周辺をフィールドとして、学生と教員によるまちづくりのデザインに係るシャレット・ワークショップを開催している。

参考文献

- 文献1) 小山環ほか「農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究」, 日本都市計画学会学術研究論文集, pp937~942, 2002年
- 文献2) 山下仁ほか: 中山間市町村における都市・農村交流の生活環境への影響, 日本建築学会計画系論文集, 第544号, pp179-184, 2001年6月
- 文献3) 岩田俊二「農住都市構想の現実化と発展方向」, 農村計画学会誌Vol24, No. 3, pp177-186, 2005年12月
- 文献4) 山島哲夫ほか「初動期の街づくりにおける街づくり専門家の役割について」, 日本都市計画学会学術研究論文集, 第34回, p. 553, 1999年
- 文献5) 二神茉莉子ほか「地区レベルの計画に位置づけられた都市農村交流の効果と課題に関する研究」, 日本都市計画学会論文集, No42-3, pp877~822, 2007年10月
- 文献6) 後藤春彦ほか「まちづくりオーラル・ヒストリー『役に立つ過去』を活かし、『懐かしい未来』を描く」, 水曜社, 2005年3月
- 文献7) 小島康太郎ほか「市民の自律的まちづくり提案活動を支援する情報提供に関する研究」, 日本都市計画学会学術研究論文集, pp. 841-846, 2002年
- 文献8) 「都市と農村のランドデザインー21世紀都市・田園論」, 日本建築学会研究懇談会資料, 2001年
- 文献9) 「都市と農村の共生を考える」農村計画学会誌Vol20, No. 3, 2001年
- 文献10) ジェイン・ジェイコブズ「アメリカ大都市の死と生」, 鹿島出版会, 2010年4月

第1章 内発的発展論とその展開

内発的発展論とその展開

1-1. はじめに

本研究を進めるにあたって、序-3. (2)において、地域再生のための今後の住民によるまちづくりには、新しい公共の担い手として住民を位置づけるだけでなく、地域住民の創造性を促進するためのプランニング・コンセンサスづくりが重要であると指摘した。本研究では、住民の創造的な活動の理論的な背景として、「内発的」な地域再生を拠り所とし、「ある一定の圏域において、まず住民の個々の内発性を誘発し、公共的関与や複数の主体の連携によって住民主導の地域運営が創成される過程」を「内発化プロセス」として定義した。本章では、今後の内発的な地域再生における視点として、内発的発展論の理論的系譜を踏まえ、内発的発展論の地域再生、および都市と農村の関係について整理する。

1-2. 内発的発展論とその展開

(1) 内発的発展論の起源と潮流

1) 起源

内発的発展の思想は、「近代以降、人類の限られた一部に富を集積し、その価値観を唯一絶対のもととして押しつけてきた、欧米起源の資本蓄積・経済成長論・近代化論に対するアンチテーゼとして生まれ、正統派の経済思想にたいして、人類のもう一つの思想遺産をなしている。南北格差、投機経済、地域格差、環境破壊、軍拡経済などの進行に対するオルタナティブな発展思考としての体系化の道を歩みはじめている」とされる^{注1-1)}。

内発的発展 (endogenous development) という概念は、1970年代中頃にスウェーデンのダグ・ハマーショルド財団の報告書『なにをなすべきか』で、「もう一つの発展」という概念を提起したときに、その属性の一つとして、「内発的」という言葉を「自力更生」と並んで用いたのが最初とされる^{注1-2)}。「内発的」とは、個人としてまた社会的な存在として、解放と自己展開をめざすならば、それぞれの社会の内部から発言するものでなければならない、ということであるとされている。さらに、「自力更生」が、地方、国、国際的なレベルで用いられるのに対し、「内

発的発展」は、集団のレベルと個人のレベルとを結ぶ概念である、と述べられている。このように内発的発展は、経済概念のみでなく、文化的・社会的な発展概念として登場してきた。

日本で初めて「内発的発展」という言葉を用いた鶴見和子^{注1-3)}は、それまでの西欧近代化モデルの近代化論と内発的発展論の違いを、「内発的発展論は、地域の生態系と調和した発展・地域に集積された社会構造および精神構造の伝統を重視」等と論じている^{注1-4)}。「内発的発展」を最初に主題として取り上げたものであるとされる『内発的発展論』^{文献1)}では、より具体的に次のようにまとめている。

「それぞれの地域の生態系に適合し、住民の生活の必要に応じ、地域の文化に根ざし、住民の創意工夫によって、住民が協力して発展のあり方や道筋を模索し創造していくべきだ、という考え方」

この「内発的発展」においては、「自立的発展のメカニズム形成が重要な政策用具となる」としながらも、この思想が正統派の位置につき得るか否かは、思想の論理化がどれだけ進むか、人々を動かしていくかにかかっている^{注1-5)}、とある。

内発的な地域づくりは、鶴見によると「外因による他律的発展を否定する」方法論を持って、「それぞれちがう発展の仕方がある」と指摘し、近代化モデルと内発的発展モデルとの関係を、①社会運動としての内発的発展と②政策の一環としての内発的発展の二つの型に分けている。

「政策としての内発的発展という表現は矛盾をはらんでいる。地域住民の内発性と政策に伴う強制力との緊張関係が、多かれ少なかれ存続しないかぎり、内発的発展とはいえない。たとえ政策として取り入れられた場合でも、それが内発的発展でありつづけるためには、社会運動の側面が絶えず存続することが要件となる」^{注1-6)}

と述べており、社会運動の側面がなくなれば、内発的な発展は継続していかないと指摘している。また、地域の数だけ発展の形態があり、どこにも適用される一つの発展理論があるわけではなく、いくつものモデル（模式）がありうると述べ、モデルをひとつひとつ明らかにし、それらの関係をさぐることも内発的発展の使命である、と指摘している^{注1-7)}。いかにしてそのそれぞれちがう発展をとげ、また持続していくべきかについては、まさに現代のわれわれが担うべき課題であるといえる。

2) 内発的発展の単位

内発的発展論における分析の単位は「地域」であるが、地域の定義については、地域主義に先鞭をつけた玉野井芳郎は地域主義を次のように定義している^{注1-8)}。

「地域主義とは、一定地域の住民が、その地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して一体感を持ち、地域の行政的・経済的自立性と文化的独立性を追求することをいう。」

と言及している。「一体感を持ち」、「行政的・経済的・文化的」であり、地域を小さく限定し、生活の営まれる場所を強調している。これに対して鶴見は、玉野井の示した限定された実態としての小地域の概念を基礎として、その他の地域との関係を考慮に入れて次のように再定義している。

「①定住地、定住者、定住性 ②共通の価値、目標、思想等 ③定住者間の相互作用と、定住者と地域外からの漂泊者との相互作用との関係性の3要素から成る。」^{注1-9)}

とし、共通の価値・思想とともに、他地域との新しい関係を創り出す可能性をもった場所であることを、重要な要素としてあげている。

また、祖田修は地域の概念について次のように定義している。

「「生産し生活する人間活動の場であり、経済的・社会的に一定の自律的・個性的なまとまりをもった地理的空間」と定義しておきたいと思う。むろんそれは、今日では外に向かって開かれた自律的・個性的空間であり、自給自足的なそれではない。」^{注1-10)}

これらより、地域は住民が共通の理念、目標を共有して主体的に参画できる規模であり、かつ外部と相互連携しながら発展していくものであると捉えることができる。

(2) 内発的発展論の展開

地域経済学の分野からは、宮本憲一が北海道十勝のワイン事業や大分県大山町の運動、大分県湯布院での地場産業と観光業の事例などから、農村に内発的発展の芽生えがあるとし、外部依存型の地域開発に対し、地方自治に基づき環境保全の枠の中での地域開発のあり方として、次のように内発的発展論を置き、地域自治と内発的発展の方向性を示唆している^{注1-11)}。

- ①地元の技術・産業・文化を土台に、地域内市場を主な対象として地域の住民が学習・計画・経営すること。だが地域主義ではない。大都市圏、政府との関連を無視して地域が自立できるものではない。
- ②環境保全の枠の中で開発を考え、アメニティ、福祉、文化、地元住民の人権の確立を求める総合目的をもつこと。
- ③産業開発を特定業種に限定せず、複雑な産業分野にわたるようにして、付加価値があらゆる段階で地元に着するような地域産業連関をはかること。
- ④住民参加の制度をつくり、自治体が住民の意志を体して、その計画にのるように資本や土地利用を規制しうる自治権をもつこと。

鶴見が内発的発展の継続において、政策の一環としてとともに社会運動としてのプロセスを指摘したのに対し、宮本は、地域の資源や技術を生かし、住民の学習により計画・経営することで、内発的発展に重要な地域経済とも連携した展開の方法を示唆している。一方、この宮本の提示した内発的発展論に対しては、守谷裕一が、「議論の出発点となった農村の基幹産業である農業に対していかなる発展方向を提示したのか」と、疑問を呈しており^{注1-12)}、地域経済とともに政策とも連動した発展のあり方を説いている。

同じように、日本の農山村と内発的発展論を展開した保母は、内発的発展の方式を狭く限定しすぎると、政府の提唱する自助・自立論に陥る弊害が生じると危惧している。「自立」ではなく「自律」が必要であり、地域の自己決定権を発揮することの重要性を唱え、具体的な政策論のひとつとして、

「①農山村の自前の発展努力を全体の基礎としながら、②農山村と都市との連携を図り、③国家による新しい農山村維持政策を結合させる必要がある」

と提起し^{注1-13)}、具体的な政策を持った地域づくりの実践につなげようと試みている。

以上のように、内発的発展論は一定の地域において、住民を主体とし様々な連携を図りながら発展方向を目指すという点においては、その展開は同じくしているが、現実の地域経済的側面や政策論の面においては、指摘されたような課題が残っている。

今後は内発的発展論を軸としながら、保母が提示したような実際の地域経済や政策的なモデルをいかに構築していくのか、そして地域に根付かせ、いかに持続・発展させていくのか、その具体的な方法論が求められている。保母のいう地域の自己決定権はいわば、住民に対して余地を残すということであり、政策として位置づけながらも住民に受け入れられやすい方法であることが重要であるといえる。

その際、鶴見が提示している、

「伝統が断絶もしくは著しく変形された場合は、なにをよりどころとして内発性を表出するのか。
(中略) 伝統の再創造よりも、伝統の創造を考えなければならないだろう。したがって、地域内の伝統の蓄積が、内発的発展の必須条件だと断定すると、内発的発展の可能性をせばめることになる。より多くの事例研究によって、伝統の再創造と創造との多様な過程を分析する必要がある。」

という指摘^{注1-14)}は、植民地化その他の理由によって伝統が断絶した後発国について論じたものであるが、「伝統の再創造よりも伝統の創造」という考え方は、我が国の内発的発展を考えるうえでも重要な条件であり、前述した地域外からの漂泊者との交流と協働が鍵であることを示唆している。

一方で、後藤は「生活景—身近な景観価値の発見とまちづくり」の中で、

「わが国では四半世紀以上にわたる内発的なまちづくりの取り組みとその成熟化に伴い、場所を生み出す理論・技術はかなり充実してきたと評価される。(中略) 選択的に「まち」を結びつけていくためには、内発的な発想のみならず、外発的な発想も併せたハイブリッドな共発的発想も求められるのではないか」

と述べ、内発的まちづくりにおける場所を生み出す理論・技術の充実をもって「共発的」という新たな発展モデルを提示し^{注1-15)}、複数のまちのネットワークや連携の不足を指摘している。

しかし元来「内発的」な発展は、地域外との連携を重要視しており、今後はさらに視野を広げながら、「内発的発展」を捉えていくことが必要なのであろうといえる。

(3) 「全国総合開発計画」をめぐる内発的発展論

地域の開発計画は、1962年の全国総合開発計画以降、国土開発計画に連動する形で進められてきている。本項では、戦後の国土政策の歴史から内発的発展論を概観する。国土開発計画の経緯と主な概要については表1-1に示す。

表1-1. 国土開発計画の経緯

	年代	背景	基本目標	開発方式	主な事業等
全国総合開発計画	1962.1	1. 高度経済成長 2. 過密都市問題 3. 所得格差の拡大 4. 所得倍増計画	地域間の均衡ある発展	拠点開発構想	新産業都市建設
新全国総合開発計画	1969.5	1. 高度経済成長 2. 人口・産業の大都市集中 3. 情報化・国際化・技術革新の進展	豊かな環境の創造	大規模プロジェクト構想	
第3次全国総合開発計画	1977.1	1. 安定経済成長 2. 人口・産業の地方分散 3. 国土資源・エネルギー資源等の有限性	人間居住の総合的環境の整備	定住構想	テクノポリス
第4次全国総合開発計画	1987.6	1. 人口・諸機能の東京一極集中 2. 地方圏での雇用問題の深刻化 3. 本格的な国際化	多極分散型国土の構築	交流ネットワーク構想	マルチハビテーション
21世紀の国土のグランドデザイン	1998.3	1. 地球時代 2. 人口減少、高齢化時代 3. 高度情報化時代	多軸型国土構造形成の基礎づくり	参加と連携	
国土形成計画全国計画	2008.7	1. 本格的な人口減少時代 2. 農地・森林の荒廃、災害 3. 東アジア経済圏の台頭	多様な広域ブロックの自立的な発展	多様な主体の参画	

1) 国土総合開発法 (1950年)

我が国の戦後経済復興のエネルギー源の確保という課題に対して制定された。電源開発等、特定地域の重点開発を目的に山村の債券や総合的な地域発展をうたっている。しかし、電源開発が農山村の総合的な開発には結びつかず、環境の荒廃や人口流出などを加速させた。

2) 太平洋ベルト地帯構想 (1960年)

池田内閣による所得倍増計画が閣議決定され、高度経済成長政策へと邁進したが、一方で四大工業地帯の環境汚染といった公害が問題となり、また人口集積による地価の上昇が深刻化した。

3) 全国総合開発計画（1962年）

高度経済成長期における、三大都市への人口集中や都市環境の劣悪化、農村の過疎化などの都市・農村問題をうけて、地域間格差の是正を図るために制定された。

しかし、地域間の均衡ある発展を目標に提起された拠点開発方式は、外部資本に頼る開発を助長することとなり、結果として都市・農村問題は一層深刻化した。

4) 新全国総合開発計画（1969年）

交通や通信ネットワークの促進により、地域分業を徹底し、さらに巨大な産業立地開発を推し進める大規模プロジェクト構想である。しかし、1972年の田中内閣の「日本列島改造論」による地価の暴騰や、1973年のオイルショックや重化学工業の不況などといった時代背景のもと、構想は破綻することとなった。

5) 第3次全国総合開発計画（1977年）

環境問題や国土保全と利用といった課題に対して、若年層を中心とした地方への定住を目指した「定住構想」が計画の柱であった。中でも都市と農山漁村を一体として考える定住圏という考え方に特徴があり、翌1978年には内発的な地域開発を目指す「田園都市国家構想」が組み入れられ、テクノポリス事業が推進された。しかし、結果として多くのモデルの定住圏で従来型の施設整備が優先されたのは、市町村が住民の支持を得たいという魔力に勝てずに、「国による補助金に頼った地域開発を志向したからだ」と本間は述べている^{注1-16)}。また、「自発的な創意と努力」を軸として適切な運営を図ることで目指された定住圏構想が失敗したのは、全国総合開発計画が中央官僚の強力なコントロールのもとに行われた、という矛盾があったからだと考えられる。一方で、当時全国総合開発計画の補助金の恩恵にあずかれなかった、「大分県湯布院や大山町」、「宮崎県綾町」、「山形県金山町」などの中山間地域では、1970年代以降、風土を生かした内発的な地域づくりが行われた。

6) 第4次全国総合開発計画（1987年）

1980年代半ばから、我が国はバブル経済へと突入し、4全総では、多極分散型国土の構築を目標として、三大都市圏と地方中核都市を中心とする広域的圏域の連携による交流ネットワーク構想がうたわれた。都市部での土地価格の高騰等の課題に対して、交通手段の多様化に伴い都市勤労者が都心から遠く離れた郊外に広い家を持ち、ウィークデーには職場から近い場所の都市型住宅に住むことにより、高度な都市機能と田園地帯の豊かな住環境を同時に享受することを可能にしようとする、マルチ・ハビテーション事業が展開された。

農山漁村では、「総合保養地域整備促進法（リゾート法）」（1987年）に基づく、ゴルフ場や

スキー場、リゾートマンション等の開発が進められた。しかし、結果として一次産業の破壊や、自治体の財政危機などが引き起こされ、四全総が目指した東京一極集中の是正と地域の1.5次産業の育成といった真の発展にはつながらなかった。

7) 21世紀の国土のグランドデザイン (1998年)

第5次全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」では、「多自然居住地域の創造」が戦略のひとつに掲げられ、地域間の連携と交流により、歴史と風土の特性に根ざした多様な自立的な地域づくりが目指されている。農山漁村が一次産業の生産地といった場所から、住むための場所である「多自然居住地域」の位置づけへと変化した。安全な食料の国内自給のみならず、国土の保全管理などの視点から、農山漁村のもつ多面的・公益的機能が評価された。

8) 国土形成計画全国計画 (2008年)

国土形成計画では、本格的な人口減少時代への突入や、自然環境への意識の高まりを背景に、施設整備を前提とした従来型の開発ではなく、多様な広域ブロックにおける多様な主体の参画によって、自立的な発展が掲げられている。

1960年代の「全国総合開発計画」では新産業都市建設、「新全国総合開発計画」では大規模工業プロジェクト構想として拠点開発方式が掲げられた。その結果、都市の過密と農村の過疎がさらに深刻化した。これらの課題をうけて、1977年の「第3次全国総合開発計画」では、流域圏に着目し地方への定住を促す定住圏が構想され、「第4次全国総合開発計画」においては、多極分散型国土の構築を目標に、交流ネットワーク構想として地域間の交流が推進された。しかし、第4次全総において提唱されたリゾート開発による、地域の外部依存型の開発は破綻した。特にこの外発的発展の失敗を受けて、これ以降「第5次全国総合開発：21世紀国土のグランドデザイン」では、交流・参加・連携をキーワードに自律的な地域づくりが掲げられるようになり、農山漁村地域においても、多自然居住の自治の担い手であるまちづくりの主体としての位置づけが高まった。2008年の「国土形成計画全国計画」では、さらに多様な主体の参画が掲げられ、内発的発展論は地域再生化に向けた基本理念として継承・発展しているといえる。

(4) 都市と農山村の関係にみる内発的发展論

1970年代からの生産調整に始まり高度成長期においては、都市の経済・文化を支えるものとして農業・農山村が位置づけられ、農山村地域の自然や文化、地域コミュニティといった多様性は忘れられてきた。その結果、都市開発が進められ多くの農地が消失していった。一方、地形や交通条件に恵まれない中山間地域^{注1-17)}では、過疎化が深刻な問題となり、人口流出によって集落が消滅するという状況が見られはじめた。さらに農業の将来的な先行きの不透明感・不安定な収入から若年層は都市に流出しつづけ、都市の過密化－農山村の過疎化といった構図がより一層進んだ。これを受けて農山村政策では、「農業基本法」を38年振りに改正した「食料・農業・農村基本法」が1999年に制定された。農業における環境保全の重視と経営の安定化が叫ばれ、農村の活性化や農地の多面的機能の発揮を新たな目標に掲げている。一方で、農業を継続していくことの困難さと今後の見通しに対する動揺は改善されず、農業離れと農地転用は一層すすんでいる。また、可能な地域においてはさらなる農業の規模拡大も求められることとなっており、農業の担い手の育成は未だ重要な課題となっている。近年では、図1-1に示すように、人口の減少、高齢化の進展等による農山漁村の活力の低下がより深刻な問題となっており、自前の発展努力のみでは地域を維持、保全、また継承を図っていくことが困難になってきている。

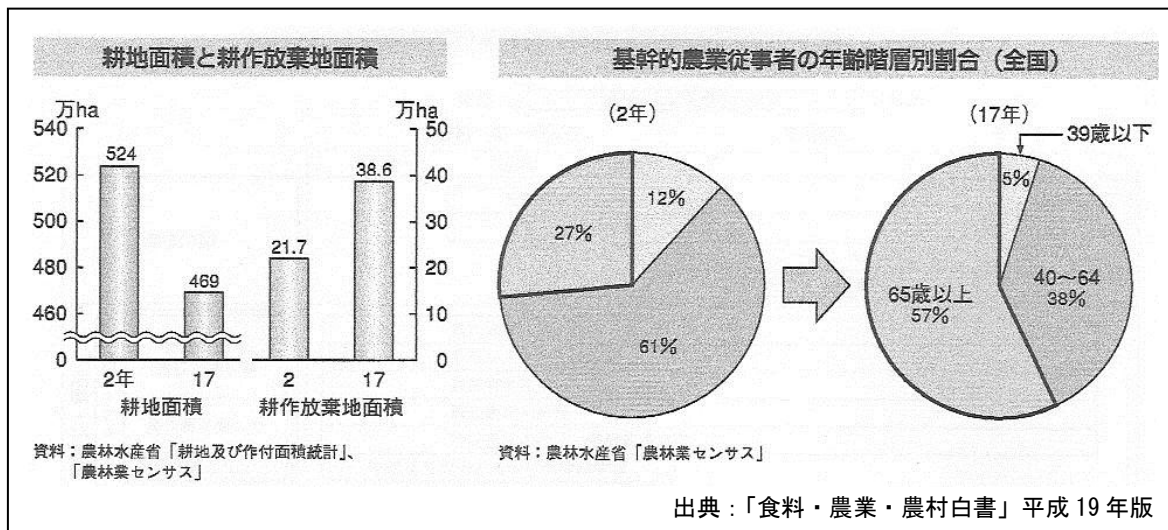


図1-1. 耕作放棄地と農業従事者の実態

これらの状況をうけて、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化が各地で進められている。また、都市農村交流においては、農業に対する都市生活者の関心の高まりが顕著であり、自然保護や環境問題の視点からも農村空間が高く評価され、グリーンツーリズムや市民農園の取り組み等、地域資源を活かした様々な手だてがおこなわれている。

このように、1960年代の高度経済成長期から約30年間続いてきた、都市の過密化―農山村の過疎化といった構図が、バブル崩壊とともに終焉を迎え、新たな都市と農山村の共生の時代が始まりつつある。農山村の問題が、農山村住民のみでなく、都市部住民にとっても意識の高まりが見られるようになり、住民一人一人の日常の問題となってきたことを示唆しているように見ることができる。

1-3. 地域再生の課題

(1) 都市部における課題

地方都市における中心市街地問題は、モータリゼーションの発展などにより郊外大型小売店舗が進出した結果、旧来からまちの中心を形成していた中心市街地商店街が衰退し、空洞化したことに起因している、とされている。まちづくり三法の改正等、中心市街地活性化法など国をあげた対策が取られており、滋賀県長浜市の「黒壁」など、経済的にも成功している先進的事例は多く挙げられている。一方で、「中心市街地商店街」対「郊外型大型小売店舗」の図式は、農山村部への大型小売店舗の進出を、農山村や農業従事者が受け入れているところにも成立の背景があるとし、中心市街地問題は、市街地だけの問題ではなく、周辺の農山漁村との有機的な関連の再構築であることを踏まえなければならない、と指摘されている^{注1-18)}。

都市部のもうひとつの問題としては、地方都市の個性を生み出す景観、街並みとしての居住空間や住生活のあり方をどう確立していくか、という点があげられる。景観の取り組みは、町並み保存運動として、1960年の鎌倉でのトラスト運動に始まり京都や妻籠など、伝統的な地域において積極的に展開され、歴史都市などの景観保全には一定の効果が見られている。その後2004年に「景観法」が制定された。景観法の目的は、「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造、及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」

であり、伝統的地域のみならず、生活の場としての都市の景観の形成に向けて、各地域の自主性に委ねられている。

(2) 農山村部における課題

1) 農山村の活動の持続化に見られる課題

農山村におけるまちおこしやむらおこしの活動は、過疎化が深刻な問題となり、人口流出によって集落が消滅するという状況が進んだ地域において、集落の維持が困難になるといった危機感から、それぞれの町がそれぞれの取り組みを進めてきた。先進的な事例としては、大分県大山町の一村一品運動や、熊本県小国町の悠木の里づくり、ないものねだりではなくあるもの（地元の資源）を見つめ直し、それを生かす知恵と技術と哲学を学ぶ「地元学」などがあげられ、それまでの大都市を中心とした暮らしの価値観を見直され、地域独自の価値基準に基づいたまちづくりを展開した。

内発的発展の優良事例として紹介される大分県大山町の一村一品運動は、1979年に大分県知事である平松守彦氏が提唱し、「梅栗植えてハワイに行こう」のスローガンのもと、農協と一体となり少量多品種生産となることで所得水準をあげ、それをもって文化水準をあげることを目標としてきた。しかし守谷は、画期的な売り上げを達成したその反面、農家間の収入格差などの新たな問題が浮上したことを指摘している^{注1-19)}。つまり、農家の女性や高齢者の主体的な取り組みの端緒としての一定の成果は見られるものの、その持続化を図るうえでの地域内の連携といったうえでの課題がみられた。それを受けて現在では、都市部への文化・交流拠点や、体験交流施設の運営などを展開し、農産物の産地としてのみの位置づけから、まち全体で積極的に産業を創出し、生活のあり方そのものの向上に取り組んでいる。

2) 都市との交流に見られる課題

1980年代には、会員制度や農産物の直販、ふるさと産品、オーナー制度、イベント開催といったような、都市部に一部のファン層を形成し交流を図る取り組みが盛んになった。しかし、その取り組みにおいても同じように、

- ・隣の町との競合が生まれている
- ・市場に耐えられない、消費者が継続的に利用してくれない

といった課題がみられるようになった^{注1-20)}。

つまり、地域産業おこしとしての農産物の販売・売上主義を追うことで、一定の地域を飛び越

えて主に大都市部への活路を見出そうとした結果、外発的開発によって見られたような現象が起きたのではないかとみることができる。

これらの取り組みの反省を受けて、その後の農山村の自然や生活への郷愁、余暇の過ごし方の多様化といった背景とともに、都市と農山村の交流が叫ばれるようになり、体験事業や農家民宿などの取り組みが顕著になっている。しかしここにおいても、都市住民との交流を掲げる一方で、都会から人を呼び込むだけの散発的なイベントの開催や開発事業もみられ、本当に農山村の活性化や産業・生活の向上に結びついているのかといった課題が指摘されている。

3) 住民参加型の組織づくり

特産品開発等の事業では、何らかの補助事業として導入されることが多いため、一定の成果をあげなければならないといったプレッシャーから、推進組織として委員会方式が取り入れられている。それに対して、「宮崎県宮崎町・食の文化祭」では、新しい組織のあり方を取り入れている先駆的な事例である（図1-2）。機能や役割分担といったシステムではなく、主体の意志の高揚に向けた課題に対して多様な場を用意し、住民それぞれの力が発揮されやすいように配慮されたシステムとなっている。このように、地域のあらゆる住民がその持ちうる特徴に応じて参加できる仕組みが重要であるといえる。

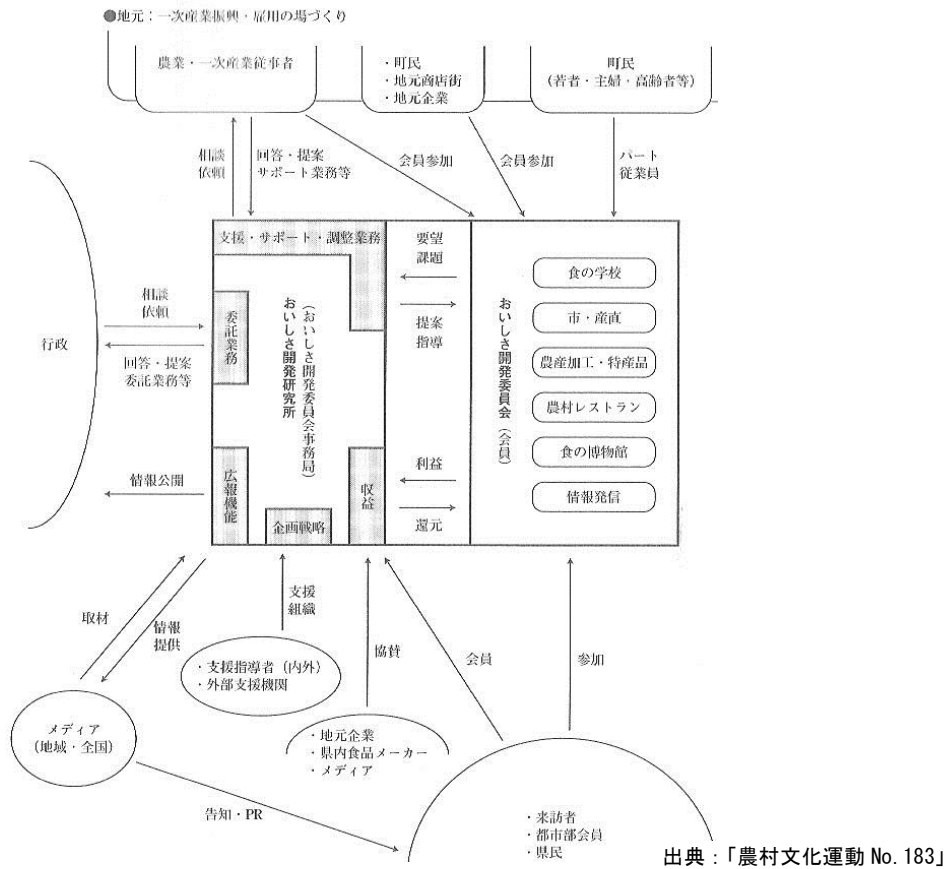


図1-2. 「おいしさ開発委員会」の事業システム

(3) 社会システムのあり方

近年住民の主体的な活動による社会の形成は、さまざまな近代の問題を解決することのできる領域として、大きな期待が寄せられている。J・エーレンベルクによると、

「市民社会は、横暴な国家を規制し、市場による破壊性を緩和し、瀕死の公共的領域を再活性化し、困窮家族を救出し、地域生活を再生するものと想定されている。」

とされている^{注1-21)}。

しかし、このような市民社会について、広井は、ケア・コミュニティ・自然といった、貨幣に換算するのが困難であるような領域に関する人々の欲求や関心は大きく生成しつつあり、社会起業家や協同労働等といった動きが各地域において展開しつつある、としたうえで、市場経済が社会を隅々まで覆い尽くすに至った段階では、「市場経済を超える領域」における人々の活動は、貨幣収入を得ることが困難であるために、そのような活動を自立的に行っていくこと自体が根本的な困難を抱えている、と指摘している^{注1-22)}。

つまり、自立的な市民社会の理念は生まれつつあるが、その様な活動は、政治的な介入や市場の影響を受けなくなるに従って、自立的な存続が困難になると言うことができる。広井は、単に住民の内発性に期待するのではなく、むしろそうした内発性を増殖する社会的な条件を、政策としていかに整備していくか、という観点から捉えており、「市場経済を超える領域」の生成・発展を支援するようなシステムは、どのような形でありうるのかという点について重要視している。

いわば、内発的発展は、内発的発展が何を可能にするかという点に終始するのみでなく、なにが内発的な発展を可能にしていくのか、という条件を問う方向へと向かって行くべきであるということができる。

1-4. 本章のまとめ

以上のように、内発的発展論と地域再生に関する先行研究の整理と分析を行った。

今後の地域再生の方向性と本研究の位置づけを以下に示す。

(1) 地域再生の方向性

経済性・効率性を優先する近代化思想のアンチテーゼとして1970年代に提唱された内発的発展論は、それぞれの国・地域の伝統・文化を再評価し、環境に適応しながら多様な地域の創出を目指そうとするものである。我が国に代表される初期の理論形成では、鶴見は特に第三世界を出発点とし、宮本は経済学、守谷や保母は農村地域を対象としているが、それら初期の内発的発展論は、地域再生事例においてはその具体的展開という点では不十分であった。しかし、「第5次全国総合開発：21世紀国土のグランドデザイン」では、交流・参加・連携をキーワードに自律的な地域づくりが掲げられるようになり、農山漁村地域においても、多自然居住の自治の担い手であるまちづくりの主体としての位置づけが高まっている。2008年の「国土形成計画全国計画」では、さらに多様な主体の参画が掲げられ、このように内発的発展論は、今後の地域再生の方向の基本理念として継承・発展している。

一方でこれまでの農山村における地域再生は、内発的な意志による道筋の模索というよりむしろ、集落存続の危機感からの、一政策に頼った観光サービスの取り組みでしかなかったのではないだろうか。都市農山村交流は、都市住民に向けて「田舎で体験交流しませんか」「農作業に参加してみませんか」「特産物をお届けしますよ」といった、農山村側からの呼びかけであり、それに応じた一部の都市住民がほとんど観光目的で、農山村を訪れたり特産物を購入したりするという、一方通行の交流であったともいえる。1976年の文部省による「ふるさと運動」、太平内閣の「田園都市構想」、1980年代には地方の時代が叫ばれる中、それぞれの地域においては、住民が協力して発展のあり方や道筋を創造していこうという内発的発展方式がとられないまま、「多極分散型国土計画」や「1億円ふるさと創生資金」などの政策が行われてきたといえる。

しかしながら、これらの過程を経て、1960年代の高度経済成長期から約30年間続いてきた都市の過密化―農山村の過疎化といった構図が、バブル崩壊とともに終焉を迎え、都市部でも中心市街地問題といった課題が見られる中、地域が経済発展とは別の価値を見出し、互いに連携の必要性を持ち、新たな都市と農山村の共生の時代が始まりつつある。

今後の地域再生においては、内発的発展として地域独自の方向性や方法論が求められており、どのように内発的な発展を可能にしていくのか、という条件を問う方向へと向かっている。

(2) 本研究の位置づけ

今後、地方自治体の財政難に加え、地方交付税の削減など、地方分権という形での国の負担が減らされる中で、地方都市の各地域では、地域内経済循環や内発的な発展を模索することが必須である。

一方、内発的なまちづくりのプロセスには確固とした一般解があるのではなく、その具体的な展開においては、地域の内発的な発展を担う主体やコミュニティの状況、経済や環境といった地域を取り巻く社会環境、内発性の基礎となる地域固有の伝統や文化といった歴史的な文脈などに規定され、それぞれの事例により異なる。

後藤の指摘する「共発的」な発展論においても今後展開していくべきであるが、内発的なまちづくりの取り組みが充実してきたとはいえ、一般的市街地や一地域内としての都市と農村の連携はいまだ成熟してきたとはいえない状況にある。今後は内発的な発展論を軸としながら、いかに持続・発展させていくのか、その具体的な方法論が求められているといえる。

本研究は、内発的な発展によるまちを形成する具体的な状況や方法、各段階における各主体のそれぞれの役割や、それに起因する内発性を高めるための社会的な条件や政策についても検証を行う、総合的なプロセスを扱う研究に位置づけられる。

注釈

- 注1-1) 文献1) のp34, 西川潤による「内発的発展論の起源と今日的意義」の中で述べられている。
- 注1-2) 文献1) のpp3-5, 西川潤による「内発的発展論の起源と今日的意義」の中で述べられている。
- 注1-3) 文献2) のpp6において、鶴見は外発的という表現に関して、和歌山市で行われた夏目漱石の講演『現代日本の開化』から、「西洋の開化は内発的であって、日本の開化は外発的である」という論を、「外発的であるゆえに皮相上滑りの開化であると自省した」と論じ、パーソンズより50年も前に同じ表現を使った漱石に対して、「日本の近代化が外発的であることを批判的にとらえている」と評している。
- 注1-4) 文献2) のpp38-39
- 注1-5) 文献1) のpp33-34, 西川潤による「内発的発展論の起源と今日的意義」の中で述べられている。
- 注1-6) 文献1) のpp55-56, 鶴見和子による「内発的発展論の系譜」の中で述べられている。
- 注1-7) 文献27) のp23
- 注1-8) 文献3) のpp7
- 注1-9) 文献1) のpp52-53
- 注1-10) 文献4) のp3
- 注1-11) 文献6) のpp294-303
- 注1-12) 文献7) のpp123-124
- 注1-13) 文献8) のpp259-260
- 注1-14) 文献1) のpp256-257の鶴見和子による「アジアにおける内発的発展の多様な発言形態」において述べられている。
- 注1-15) 文献9) のpp35-36
- 注1-16) 文献10) のpp125-156
- 注1-17) 農林水産省「農業センサス2008」の農林統計において、都市的地域・平地農業地域・中間農業地域・山間農業地域のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域が中山間地域である。
- 注1-18) 文献12) の特集コンパクトなまちづくりにおいて、鈴木は、都市計画法に基づく都市計画区域の見直しのたびに、市街化調整区域に農地を持っている農家から、農地の市街化区域への編入要求が提出される、と指摘している。
- 注1-19) 文献7) のpp52-62
- 注1-20) 文献7) のpp49-50
- 注1-21) 文献14) のp276-277
- 注1-22) 文献15) のpp26-37

参考文献

- 文献1) 鶴見和子・川田侃編「内発的発展論」, 東京大学出版会, 1989年
- 文献2) 鶴見和子「内発的発展論の展開」, 筑摩書房, 1996年
- 文献3) 玉野井芳郎「地域分権の思想」, 東洋経済新報社, 1977年
- 文献4) 祖田修「都市と農村の結合—西ドイツの地域計画」, 1997年
- 文献5) 宮本憲一「現代の都市と農村」, 日本放送出版協会, 1982年
- 文献6) 宮本憲一「環境経済学」, 岩波書店, 1989年
- 文献7) 守谷裕一「内発的発展の道—まちづくりむらづくりの論理と展望」, 農山漁村文化協会, 1992年
- 文献8) 保母武彦「内発的発展論と日本の農山村」, 岩波新書, 1996年
- 文献9) (社)日本建築学会「生活景」, 学芸出版社, 2009年3月
- 文献10) 本間義人「国土計画の思想」, 日本経済評論社, 1992年
- 文献11) 農林水産省「食料・農業・農村白書」, 2009年
- 文献12) 鈴木浩「月刊地域づくり平成17年12月」, 財団法人地域活性化センター, 2005年12月
- 文献13) 「農村文化運動No. 183」, 農文協, 2007年1月
- 文献14) J・エーレンベルク「市民社会論 歴史的・批判的考察」, 青木書店, 2011年邦訳
- 文献15) 広井良典「「創造的福祉社会」の構想」, atプラス05, 太田出版, 2010年8月
- 文献16) 鶴見和子「日本を開く—柳田・南方・大江の思想的意義」, 岩波書店, pp28-29, 1997年
- 文献17) 地域コミュニティづくり研究会編「自立型地域コミュニティへの道」, ぎょうせい, 2004年1月
- 文献18) 宮本憲一「地域論の構成と方法」, 東洋経済新報社, pp3-10, 1981年
- 文献19) 宮本憲一「地域開発はこれでよいか」, 岩波新書, 1973年1月
- 文献20) 宮本常一「町のなりたち」, 未来社刊, 1968年2月
- 文献21) 山下惣一「農から見た日本」, 清流出版, 2004年
- 文献22) 山本雅之「「農のある暮らし」をデザインする」, 都市計画246, pp27-30, 2003年12月
- 文献23) 中島直人「日本近代都市計画における都市像の探究」, pp11-16, 2007年2月
- 文献24) 中島正裕「都市農村交流活動による農村地域活性化の評価に関する研究」, 東京農工大学大学院博士論文, pp149-150, 2002年9月
- 文献25) 村上暁信「ハワード「田園都市論」における都市農村計画思想」, 日本都市計画学会学術研究論文集, 第31回, pp115-120, 1996年
- 文献26) 柳田国男「都市と農村: 朝日常識講座第六巻」, 朝日新聞社, 昭和4年
- 文献27) 川勝平太・鶴見和子「「内発的発展」とは何か」, 藤原書店, 2008年11月
- 文献28) 平岡豊「実践型農業マーケティング」, 全国農業会議所, 平成18年8月
- 文献29) 神門善久「日本の食と農」, NTT出版株式会社, 2006年6月

第2章 地区住民が一体となった地域再生のプロセス

第2章

地区住民が一体となった地域再生のプロセス

2-1. はじめに

本章では、「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」と位置づけて研究をすすめる。地区整備計画のとりまとめを通して、住民のコンセンサスを形成した具体的なプロセスから、いかにして住民の参画を促し交流活動を活発化させるかといった、内発化に至る経緯と要因、プランニングとの関係について明らかにする。

(1) 本章の背景と目的

近年、人口の減少、高齢化の進展等による農山漁村の活力の低下が問題となっており、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化が各地で進められている。都市農村交流においては、農業に対する都市生活者の関心の高まりが顕著であり、また自然保護や環境問題の視点から農村空間が高く評価され、グリーンツーリズムや市民農園の取り組み等、地域資源や人的資源を活かした様々な手だてがおこなわれている。

一方漁業は、その拠点となる漁港を全国に3000カ所近く有しているにも関わらず、これまで地域活性化の手段として、ウォーターフロント開発等に見られるような飲食や物販などの施設整備に重点が置かれる傾向にあった。現在行われている地域資源を活かした漁村の活性化では、漁業体験・ダイビングなど、海の資源を活かした事業を展開する漁協やNPOの活動等が紹介されているが^{注2-1)}、漁業関連のみでなく背後地域の住民との連携した取り組みはわずかである。地域特有の豊かな暮らしで交流を図ることが今後は求められており、そのためには地域一体となった取り組みが必要である。

しかし一般になじみのない漁業関係では、組織間の利害関係や周辺住民と漁業者、行政のまちづくりの意義に係る理解熟度の問題、特に地方都市においては、当事者の活動に対する積極的要因のなさ、および交流ノウハウの不足等の課題が顕著といえる。

本章では、上記のような社会・地域情勢の課題を抱える港の隣接地域において、住民が策定・実践主体となるまちづくり計画の事例から、そのプロセスと各主体との関係の変遷を示し、住民の意識向上、計画意図の共有に向けた経緯と促進要因を抽出し、住民・地区の内発化プロセスを明らかにすることを目的とする。

(2) 調査対象と分析

本章では、著者らが行政側の依頼により、WSでのファシリテーター、専門家としてまちづくり初動期の計画案づくりに関わった、福井県敦賀市舟溜まり地区の「舟溜まり周辺景観ワークショップ」^{注2-2)}を対象として研究を進める。以下を要点とした。

- ① 漁業関係者と地区住民、行政が一体となった体制づくり、計画主体の内発化に至る経緯とその要因把握。
- ② シャレット・ワークショップによる計画案の共有の視覚化におけるイニシアティブの成果とあり方。
- ③ 計画の一元化に係る合意形成までのファシリテーター機能・役割に係る帰納的な定性評価。

2-2. 敦賀市舟溜まり地区におけるまちづくりの実態

(1) 対象地の概要

1) 敦賀市の概要

敦賀市は人口約68,000人で、福井県嶺南地方の主要都市である。天然の良港で古くから大陸との交流や北前船の寄港地として栄えてきた。現在敦賀港を「人道の港」としてその個性をアピールしている。また、平成18年10月には大阪・京都方面から敦賀までのJR直流化で新快速列車が直接乗り入れし、京阪神大都市地域とのつながりが一段と強化されたため、駅の乗降客数は年間203万人(H19.8)を超えた。

敦賀市はJR直流化を契機に、「観光都市敦賀の構築」を目指して、敦賀ブランドづくり、おもてなしづくり、賑わいのある中心市街地づくり、駅舎改築・駅前周辺整備等の施策に取り組んでいる。特徴的なのは、駅周辺整備課が商工観光課・企画調整課とともに、「港都敦賀賑わい交流地区の賑わいの再生」を目標に、駅から港までを港まち敦賀として一体的な整備に取り組み、民間との協働的な事業を推進していることである。また、(社)敦賀観光協会は「遊敦塾」^{注2-3)} というプログラムを昨年度より始動し、伝統行事や産業、景観を活用した体験型の集客・交流イベントを行い、地域の受け入れ体制などを整備し観光機能の向上を図っている。



図 2 - 1. 敦賀市の概要

2) 舟溜まり地区の概要

本事例地区は、敦賀港の内港に位置し、蓬萊町、相生町と舟溜り水域から成る。

舟溜まり地区は、敦賀駅から約1.5kmで旧敦賀港に面し、駅と敦賀の賑わい拠点のひとつである敦賀港を結ぶ重要な位置にある。

魚市場（漁業協同組合）・海産物問屋等（魚商協同組合）が立地する蓬萊地区と、古い街並みが残る相生地区、及び舟溜まり水域から成る。

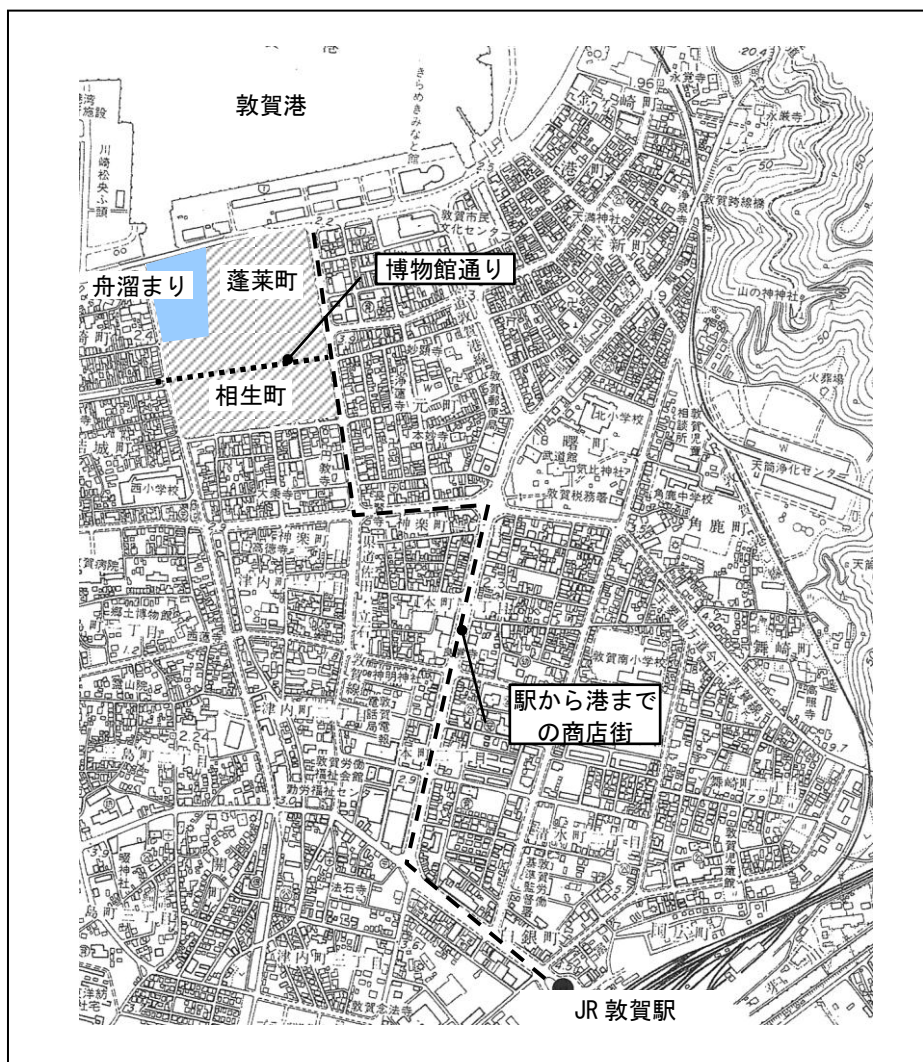


図 2 - 2. 舟溜まり地区の位置図

(2) 舟溜まり地区のまちづくりの経緯

舟溜まり地区のこれまでの主なまちづくりの経緯について表2-1に示す。

敦賀市都市計画マスタープラン（H12.10）においては、『見る・食べる・遊ぶ』ことのできる新たな集客エリア^{注2-4}として位置づけられている。さらに平成14年からワークショップの実施、平成17年には整備計画の検討がされている^{注2-5}。今後のまちづくりの方向性として、「観光も含めた地域の歴史・文化を核にしたまちづくり」と共有されたものの、集客エリアとしての行政と住民の認識の違い、魚市場との連携性や必要性の認識で地区内関係者の合意が得られず、景観条例の制定は見送られており、以後実現に向けての具体的な取り組みが懸案となった。

表2-1. 舟溜まり地区のまちづくり活動の経緯

	項目	概要
H10	敦賀市中心市街地活性化基本計画	
H12.10	都市計画マスタープラン	敦賀駅と敦賀港周辺をにぎわい拠点とし、この2つの賑わい拠点をつなぐまち歩き回遊動線として中心市街地を位置づけ、既存の自然・歴史・文化資源等を活かしながら「味わい楽しみながら歩けるまちづくり」を促進
H14.7	港都つるが株式会社設立	民間と行政が共同して出資した第3セクターのまちづくり会社
H14年度 H14.11.23 H15.1.8 H15.5.29	相生・蓬萊地区 景観まちづくりワークショップ 現況・課題の抽出 まちづくりの方向性 行動目標の検討	観光も含めた地域の歴史・文化を核にしたまちづくり 港町の歴史ロマンを彷彿とさせる街並み形成 街並みに彩りを添える水と緑のうろおい空間の創造
H17.3	相生・蓬萊地区都市景観形成基本計画策定業務	
H17年度 H17.10 H18年度	敦賀駅周辺整備構想策定委員会 市民アンケート ワークショップ 委員会6回開催	駅西地区の総合的・一体的な整備による「港まち敦賀」の玄関口にふさわしい「賑わい交流拠点」づくり
H18～H19	敦賀港みなと観光交流促進協議会 敦賀港みなと観光交流促進計画の策定	古きよき時代を思い起こさせる歴史的建造物を活かしたノスタルジーあふれる港まちの創出 人道の港としての敦賀港の歴史の紹介 敦賀港周辺を芸術分野の創作・発表・交流の拠点とする「敦賀港芸術村」の形成
H18.10	改正中心市街地活性化法	
H18.10	JR直流化開業	

2-3. 住民の連携意識の形成経緯

(1) 舟溜まり地区に関わる各主体の概要

①漁業協同組合

平成19年度における組合員数は130名で、緩やかであるが過去5年で約2割の組合員が減少している。底引き網漁等のほか基幹業種に成長した養殖漁業が主で、年間10億円あまりの水揚げがある。近年漁業の水揚げ減少、魚価の低迷と地域の活力が失われつつあったが、特に力を入れているトラフグ養殖など、敦賀ふぐのブランド化も定着してきており、活気が戻ってきている点は評価できる。魚市場の改築がすすめられ、平成21年度に完成した。

②魚商協同組合

市内全域の魚屋や卸売り、リヤカー販売まで含めた魚の販売業者からなる地元密着型の新鮮な魚の流通を目指した組合で、平成19年度の組合員数は61名であるが、毎年4、5人ずつの減少傾向にある。主な取り組みは、平成12年度から小中高などの学校や大学で実施している魚料理の体験学習会のみであるが、近年は観光フェスタ等の活動へも取り組んでいる。

③相生地区

歴史的な建造物が残る博物館通りを中心に、町家を活用した活動や大勢の人が訪れる晴明の朝市^{注2-6)}など積極的に活動しているが、単体での活動に限界を感じているところである。

(2) まちづくり活動に至るきっかけ

前述したように、地区では様々な組織や活動があっても各々が孤立し連携した活動がなく、また活動自体のみでなく意識上においても各々に連帯感が乏しく、新たな仕組みづくりが必要な状況にあった。そのため魚市場の改築を契機として、行政が再度主導的に呼びかけ、蓬萊町自治会・相生町自治会・漁業協同組合・魚商協同組合による舟溜まり周辺景観ワークショップ（以下、WS）を立ち上げ、地区の将来像を協働で構築することとなった。

(3) ワークショップにおける各主体の対応

本事例のWSは、漁業協同組合、魚商協同組合、相生町自治会、蓬莱町自治会が参加し、計3回開催された。(第1回WS : H18.7.25、第2回WS : H19.2.8、第3回WS : H19.7.27)

本項では、WSに参加した上記の団体の取り組み姿勢と、それに対する行政・専門家の対応を把握する。

1) 魚市場への取り組み(漁業協同組合)

行政はWSを行う前に、平成17年3月の「相生・蓬莱地区都市景観形成基本計画策定業務」において課題であった、今後の合意形成の核となる魚市場に対して、まず建替えを行う漁業協同組合に事前協議を行い、舟溜まり地区の賑わい・交流空間創出への寄与を求めた。その結果、漁業協同組合が作成したイメージ図(図2-3)から、人が訪れにぎやかになってほしいという意思を確認することができた。また、行政側からの提案を、具体的なプランやパースを用いて提示を行うことで、徐々に漁業協同組合側の前向きな姿勢を得られるようになった。以上の事前協議による一連の流れを表2-2に、WSにおける主な資料を図2-4に示す。

表2-2. 魚市場建替えに係る事前協議内容

行政からの確認内容	漁業組合の回答
・賑わい・交流空間に対する取り組み意思の確認	・「見て・ふれて・味わう新鮮さかなの市場街」を作成し、魚商組合との連携による、にぎわいづくりの整備イメージはもっている。
行政からの提案	漁業組合の対応
・道路側にある見学スペースを海側に設ける	・魚市場の改修はコストダウン化、機能重視である。平成13年から5年以上かけてまとめたもので、提案内容は再度協議を行い検討するが、変更できるかはむずかしい。
・外観仕上の色彩等の工夫	
実際の基本プランへの提案内容	漁業組合の対応
・金額や主プランを尊重した変更平面プランの提示	・提案内容の理解を深めてもらった。また、基本プランの改善に向けて前向きな姿勢。
・外観イメージの再現による現プランの確認と提案パースの提示	

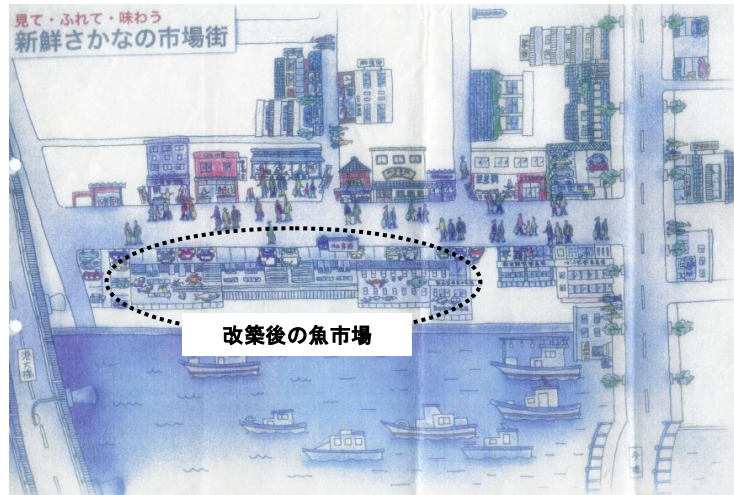


図 2-3. 漁協組合による魚市場周辺イメージ図

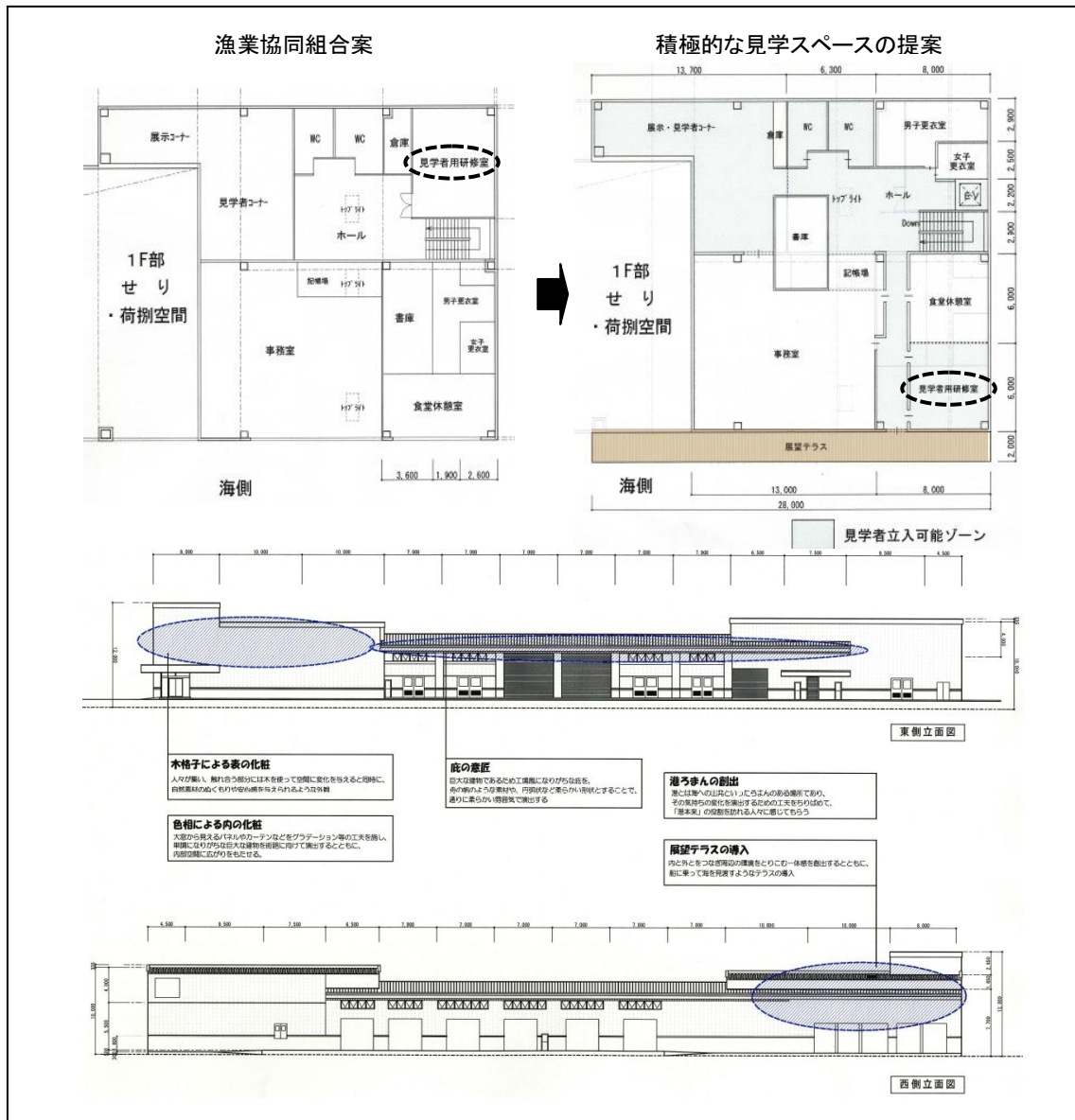


図 2-4. 事務局側による魚市場プランへの提案

2) 各団体の取り組み姿勢

第1回WSでは、市の取り組み方針と基本整備方向の説明を行い、その後個別にヒアリング調査を行った。ヒアリング結果は表2-3の通りである。舟溜まり地区の賑わい・交流空間創出に向けての思いや、一定の前向きな姿勢を示すものの、魚市場の改築に対しての閉鎖的な態度や、集客における依存的な考えなど意向の温度差が表れた。また、行政に対して資金援助を求めるのみといった、従来のまちづくりから脱却できていない単独・消極的な面も多く、特に各団体間の連携意識の薄さが目立った。漁業組合と魚商組合では業務の利害関係による不安、相生町と蓬莱町では地区に存在する資源や住環境面等の特性の違いから、取り組みにおける相互の立場による差異が顕現した。

表2-3. 第1回WS後のヒアリング内容

	各団体の取り組み姿勢	対	課題点・要望
魚	・まずは魚市場を改築し、その後展開を考えたい	魚	・共存し協力していけるものを考えたい
	・夏くらいは市場見学など一般開放してもよい	魚	・魚商から駐車場が少ないとあり観光客向けの駐車場が必要
	・直売所案もあるがまずは人が集まらないとできない	周	・市場の魚をホテルや旅館で食事ができるようにしてほしい
	・市場前通りにアーケードを作り、清明の朝市に合わせて一般向けの鏡り市ができるとよい	周	・水銀灯を設けて夜の散策ができるとよい
魚	・問屋の統一の意見がないと、魚商組合もまとめられない	魚	・魚市場ができれば安心してしまわないか。これに合わせて地域全体で賑わいづくりに取り組まなければ
	・組合として個人商店の建物にまで進言できない	魚	・魚市場の施設の利用も含めて連携して何かやれたらいい
	・個人客へ魚や料理提供するテナントをいれたい	周	・周辺のホテルなどで地元の魚料理をだしてほしい
	・清明の朝市とは別にアーケードを設置して朝市をしたい	行	・魚商の組合施設も建替え時期にあり、改築費用の補助支援をしてほしい
蓬	・蓬莱町には魚市場があり、海に面しているの、海・港の方向性でいきたい	行	・魚市場には一般人は入れないため、近隣の倉庫群に販売所等を求めてきたが動きがなかった。改築は独自の予算で行うべきだ
	・相生町を含む地域一帯のまちづくりに協力して取組む姿勢はある	行	・敦賀市にビジョンがない。もっと広い範囲も含めて意見を聞く必要があるのではないか
	・業務時間と観光、生活環境の兼ね合いが懸念	相	・博物館通りに固執しており同調できない。清明の朝市時は路駐が多く、住宅地に通過交通が入り困る
相	・歴史的資産を活かした限界性のあるまちづくりをしていきたいが、連携した取組みがない	周	・博物館通りから運河、魚市場周辺へと歩けるルートの整備が必要ではないか
	・町家や酒造の保全が早急に必要	周	・食べる場所がなく、今後は食と絡めていきたい
	・清明の朝市は好評だが、交通規制に文句が出ており対策必要	行	・清明の朝市は支援が少なく市で支援してほしい

(漁：漁業協同組合、魚：魚商協同組合、蓬：蓬莱町、相：相生町、周：周辺)

(4) 各主体の連携の形成経緯

1) 第2回WS（連携のための前提条件の整理）

第2回WSでは初回の課題整理を行い、事前のヒアリング時に各団体でまとめてもらった課題点、要望や将来構想をそれぞれ報告してもらうことで、立場別の軋轢を認識しあい、客観的相互理解が格段に進展した。内発的なプラットフォームが整い、当事者間のホスピタリティ性が醸成されはじめたと考えることができる。事務局（行政・コンサルタント・コーディネーター）^{注2-7)}側は、各団体の個別の問題・ニーズを相互の立場を理解しながら、舟溜まり地区一帯の計画内容として包括的に盛り込む様対処することで調整し、話し合いを進展させた。その結果は表2-4の通りである。

この段階での各団体の取り組み姿勢は、まだ十分なものではないが、計画イメージを欲する気持ちが高揚し、共通イメージや具体的なプログラムづくりが自主的に行われることとなった。

全体	住民側のニーズと将来構想から、行政側と住民側の案を調整し、住民側の現実に即した意向をとりこみ実現可能な案としてまとめる。	
	事業ニーズ	行政の対応
漁協組合	魚市場の改築	漁協側と行政側の案の調整
魚商組合	組合施設の改築	組合施設の補助支援を強く望む魚商側に対して、景観形成への寄与や遊教塾への協力を求め、おもてなし空間創出をめざした交流を促す機能を、施設内外に盛り込むことを条件に支援をする
蓬莱町	生活環境の向上	住民のやる気を引き出しつつ、重点的な事業としての魚市場改築を核に整備事業の段階を示し、次段階において意向を取り込む
相生町	町家再生・保存	これまでの活動を評価するとともに、さらに舟溜まりと一体的な空間創出に向けた要素をとりこみ、広域連携に向けて基盤の強化を推進する。

表2-4. 第2回WSのまとめ

2) 第3回WS（視覚化への取り組み）

以後のWSでは、各団体の境界をいかに払拭し、計画イメージを共有するかが重要な課題である。既往のWSの課題を踏まえ、事務局が作成した整備イメージの提示（図2-5）を行い、まず形として地区の全体的な将来構想の視覚的な共有を図った。

また、行政と住民の役割分担を理解し、以下に示す今後の具体的な事業プログラム案の提示を行った。

①魚市場改修に伴う周辺景観の一体的な整備

- ・漁業空間を賑わい空間として前面にアピールする

②地区の回遊性の確保と観光資源の発掘、整備

- ・地区内相互間のネットワークや案内等を強化するため、資源の再点検と位置づけを行う

③全体としての賑わい空間の創出

- ・歴史文化、内港の魅力などを高質に演出する

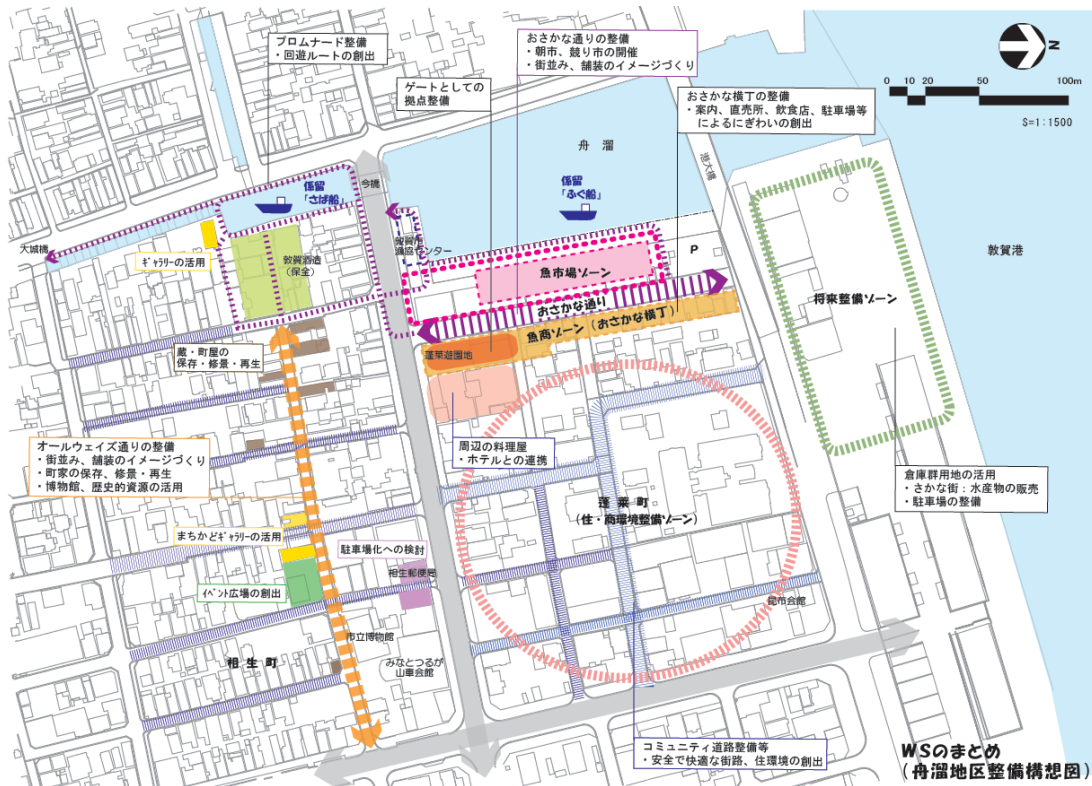


図2-5. 舟溜まり地区の整備構想図

3) 個別デザインによる意識の向上

事例によるイメージの理解を行ったうえで、個別のデザインの提示により、当事者間の相乗性や協働性の認識の高揚を図った。図2-6では、漁協組合と魚商組合の積極的な関わり合いにより創出される魚市場周辺イメージを、図2-7では、行政施策として整備を検討する酒蔵の再生^{注2-8)}の提案を併せて提示した。これらの行政と住民の取り組みの協調を図ることで、各団体が取り組む個々の整備イメージが共有され、いわば任意の地区計画的な取り組みへと展開した。

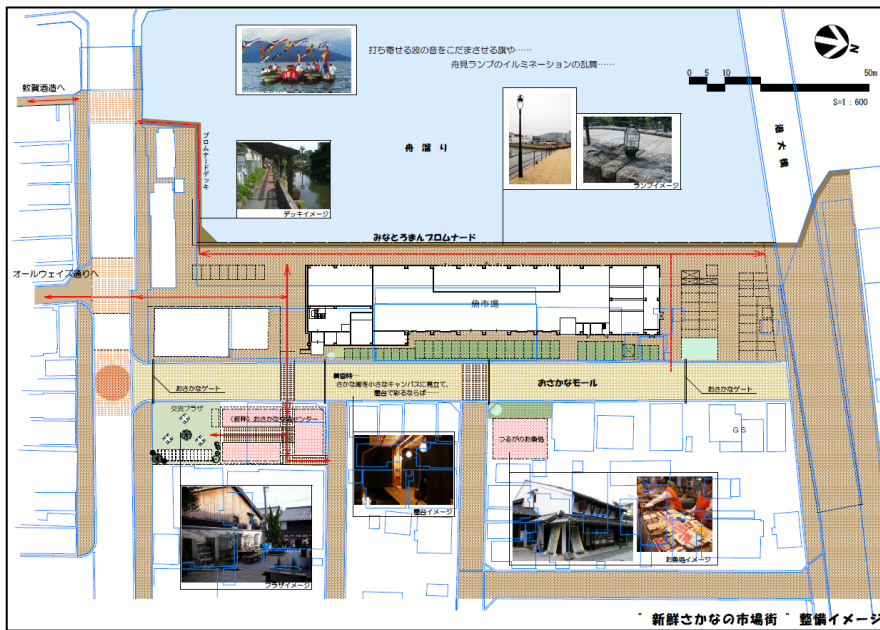


図2-6. 魚市場周辺の整備イメージ

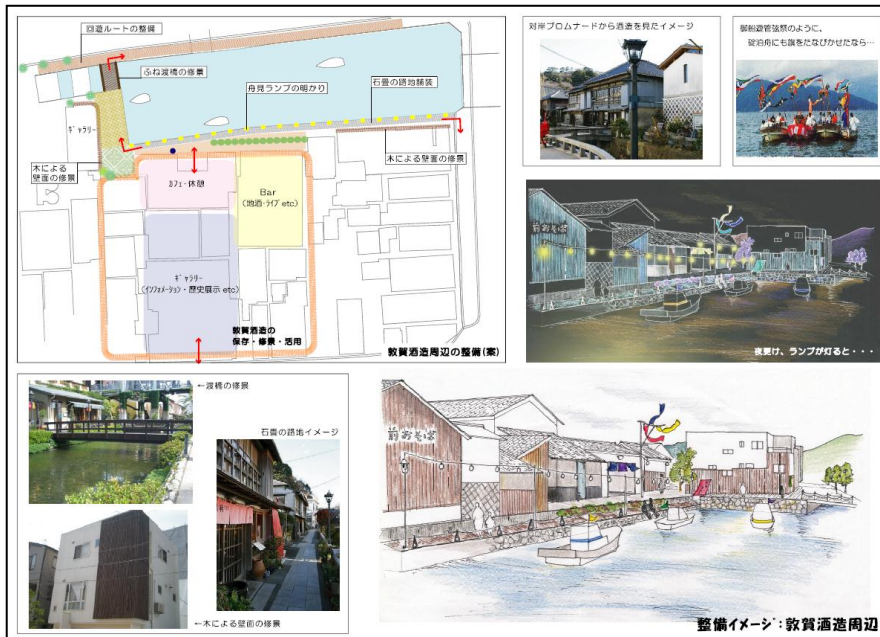


図2-7. 相生町の整備イメージ

(5) 連携における各主体の役割

1) 魚市場

今まで観光客にPRする機会がなかった情報を包括的に提供する情報案内施設を併設する。市場見学により「新鮮で美味しく安全安心」な地魚を効果的にPRすることにより、水産物の需要の増加を図る。小中学校をはじめ広く魚についての啓発の場として活用していく。

2) 魚商組合

魚市場の取り組みに連鎖して魚商会館の（仮称）共同施設センターの建替えの促進を図り、賑わい空間創出に向けた役割・機能の具体化（休憩・食事等）および事業化に努める。地区の軸となるメインストリートづくり、修景・美化など来訪的魅力的の向上を図る。

3) 相生町

酒蔵の交流施設としての利用や、海の旗を想起させる店構えづくりで、単なる町家の修景ではなく、既往の歴史文化と海・魚の空間と一体化したイメージづくりを推進する。

4) 蓬萊町

相生町と連携した景観形成に取り組むことで、歩行空間の充実など住環境の向上につながることを理解し、連携した一体の景観づくりに努める。

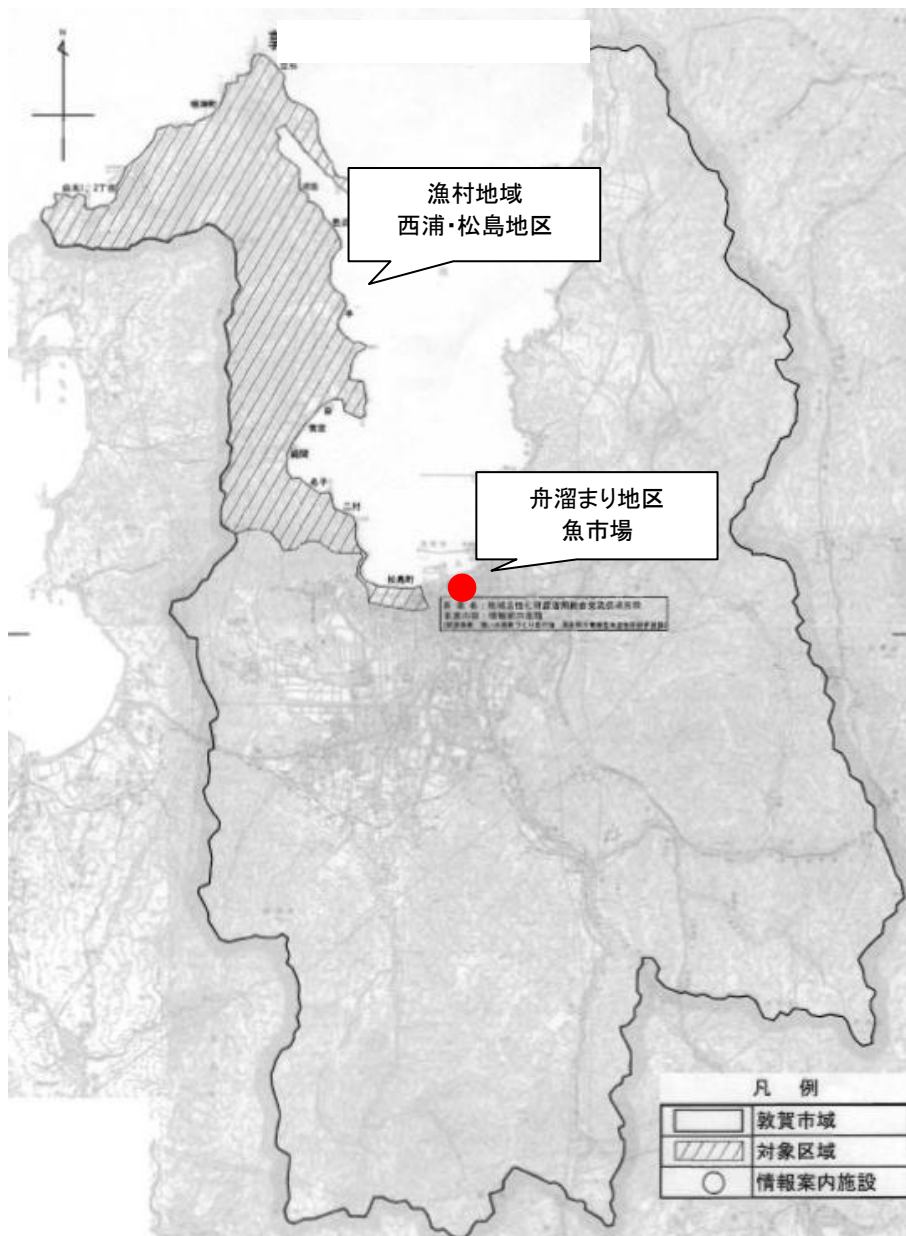
2-4. 取り組みの成果と波及

(1) 取り組みの継続と進展

本取り組み・活動の効果は、平成20年3月に駅周辺から敦賀港までを含めた総合的な整備による「港都敦賀賑わい交流地区」において、「都市再生整備計画」が策定され、事業的裏付けを獲得できたことである。また、地区の取り組みを継続して、平成20年2月には「(仮称)おさかなモール景観整備」準備委員会が発足され、敦賀市のまちづくりにおいて舟溜まり地区は最重要地域として位置づけられている。舟溜まり地区の整備方針は、短期と中長期の段階を経て、表2-5のように実現化へ向かうことで合意された。特に魚市場の建替えでは、事業に関わらず当初案である衛生面から計画されていた密閉式の市場から脱却し、地域を広くPRする場、おもてなしの場としての機能が拡充・付加されたことは大いに評価される。また、市場施設や当地区を経由、活用する「遊敦塾」のカリキュラムが組み込まれたことで、より多くの体験事業への参加者の増加が見込まれ、舟溜まり地区のみでなく、漁村地域である西浦・松島地区(図2-8)においての観光型漁業の先端基地として、都市と漁村の交流に寄与していくものと期待されている。一方、平成20年2月には「敦賀市漁村活性化計画」が策定されるなど、当地区からの取り組みが、さらに広範な沿岸地域を含めた一体的な活動へと進展することとなった。

表2-5. 整備方針の段階イメージ

ステージ	短期(5年以内)		中長期(5年以降)
全体	市場建替を契機とする(仮称)おさかな通りの整備による、舟溜地区の交流拠点化(第I期)としてのまちづくり		おさかな通りの充実と沿道、舟溜地区が一体となった、みたと敦賀の文化交流拠点の形成
漁業協同組合	・市場の建替	デザインの配慮(色彩等) 壁面の魚図鑑サイン化(学習・体験の場) 見学者コーナーの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・さかな街(水産物販売施設)の導入 ・駐車場の整備(倉庫群用地の活用) ・既往施設の修景 ・(仮称)おさかな通りの充実 ・地区の運営管理の強化 ・朝市、競り市、イベント等の維持向上
	・市場シンボル化	観光客向けのイベント(朝市・競り市)の開催	
	・直売所の整備	(仮称)おさかな横丁との連携	
漁業協同組合	・魚市場と直売所の一体感ある共同施設の創出(公園空間の活用)		<ul style="list-style-type: none"> ・沿道建物、周辺の街並みとの調整、率先 ・店舗サービスの充実 ・案内所・飲食店等の連携の強化
	・まちなみ整備	舗装・サイン・看板等の一体的なデザイン化	
蓬萊町	・店舗整備	案内所・飲食店等の整備 周辺料理屋・ホテルとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ道路等の実現化 ・修景整備
	・居住環境の保全と交流機能の共生をめざした道路等を中心とした環境整備の検討		
相生町	・既往の店舗、ホテル、料理屋等との地区全体としての連携		<ul style="list-style-type: none"> ・空き家、町屋の再生等
	・オールウェイズ通りのまちづくり	表玄関・看板等の整備による街並みイメージづくり 蔵(敦賀酒造)・町屋の保存・修景・再生	
行政	・イベント広場とあわせた、案内・まちかどギャラリーの創出		<ul style="list-style-type: none"> ・舟溜～倉庫街～金ヶ崎への延伸 ・空き家再生、オープンスペースの確保、駐車場機能の向上
	・市場周辺の水際線プロムナードの整備検討		
	・路面、沿道景観の整備		
	・舗装、修景、コミュニティ道路の環境整備の検討		
	・オープンスペース、空き家、町屋等の活用・再生		
	・地区計画、景観地区、TM等の促進支援		



「敦賀市漁村活性化計画」，敦賀市，H20.2より作成

図2-8. 敦賀市漁村活性化計画における魚市場の位置づけ

(2) 当事者の役割とその進化

合計3回のWSと個別のヒアリング、事前協議といった重層的な段階を経て、行政と各団体間の関係性は、図2-9のように変化した。各団体が個々別々に考え、行政に対する要望や互いの団体に対する不満を議論する場として機能していた段階から、具体的なアイデアを実現するための主体として進化した。

さらに、地域の観光等の対外的なPRや漁業の啓蒙・普及活動、および魚食の推進といった事業を進める上で、地元と遊敦塾や行政が連携した活動の受け皿・事務局となりうる母体的な組織へと進展しており、今後の事業策定および具体化のための活動の担い手としての役割が期待されている。

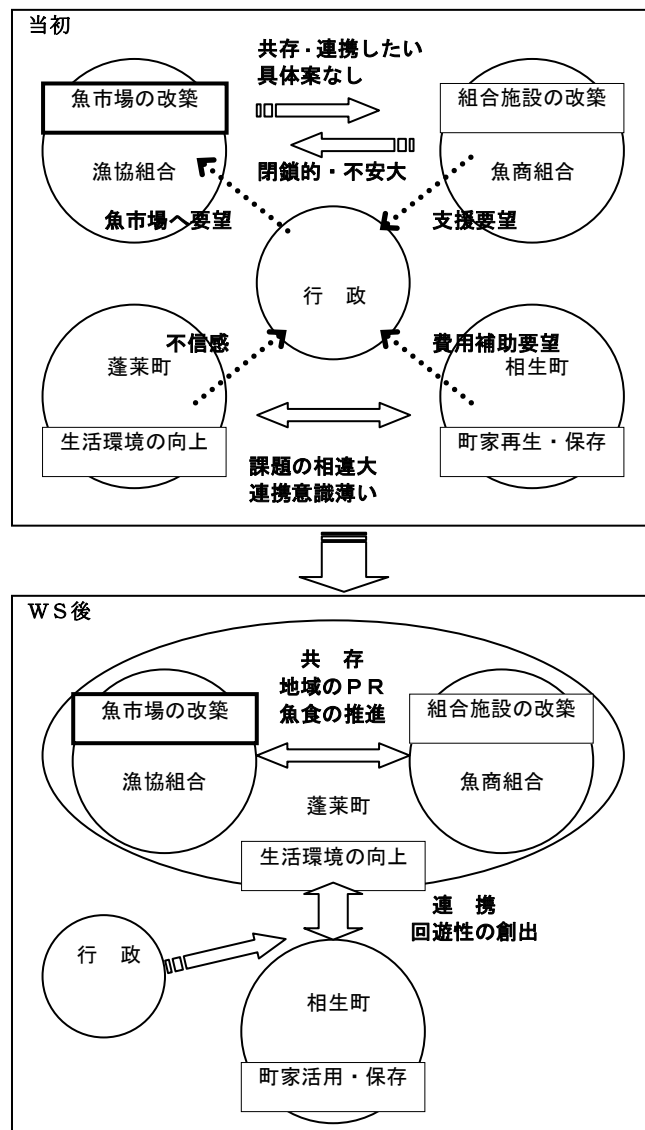


図2-9. 行政・各団体間の関係性の変化

(3) イニシアティブの成果

相生・蓬萊両地区におけるWS、および各団体の個別のヒアリングを通して、地区の特性やコミュニティの実態を把握するとともに、参加者の建物に関する課題点や要望といった個別の相談に乗り、全体と個の2つの視点から将来構想を構築した。その際、計画策定に向けた確かなプロセス（プログラムづくり）と、共有材料として、具体的でわかりやすいイメージ（スケッチや図、事例等）を提示することが相互理解を深めることに寄与した。

この結果、図2-10に示す様に住民の他者批判から参加へ、参加から提案づくりのメンバーへといった、内発性のメカニズムを形成することができた。さらに新魚市場（蓬萊地区）、酒蔵再生（相生地区）など、行政施策として整備する施設、および核となる施設に対する個別提案を合わせて行うことで、空間イメージや将来像を明確にし、行政の取り組みと住民の景観への積極的な取り組みの協調を図ることで、計画の具体化に向けて活動を展開している。

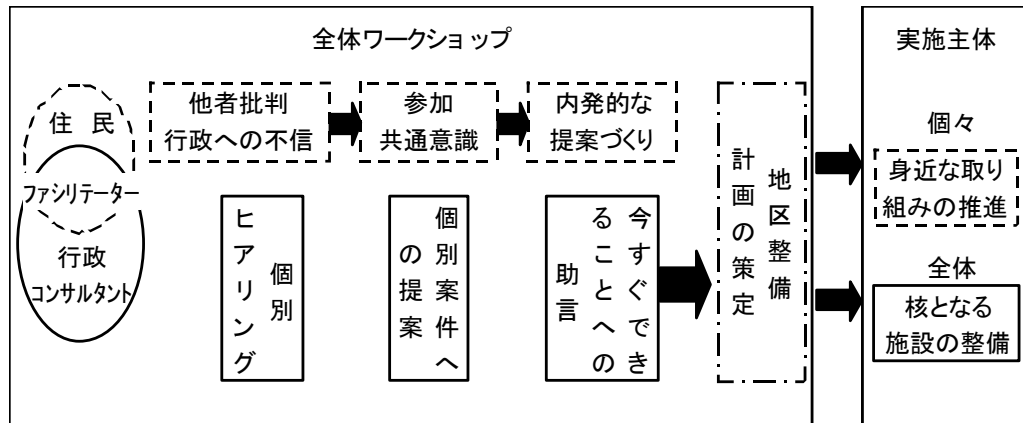


図2-10. 内発性のメカニズム

2-5. 本章のまとめ

地域住民が一体となって策定・実践主体となるまちづくりは、既往の立場や地区コミュニティ、そして担い手組織等の境界をいかに瓦解し、協働・共存していくかにほかならない。つまり、各団体・地区・住民には、多少なりとも地域振興を図ろうとする意思があり、これを活性化させることが最大の課題といえる。

本事例のWS活動は、魚市場の建替えといった契機を、舟溜まり地区一体の賑わい空間の創出を推進する好機と捉え、相生町・蓬莱町の2地区で進めてきた景観形成モデル地区といったまちづくりと、合築的に展開し始めたということが特徴といえる。まちづくり意識が根付いていない状況下において、これを可能にできたのは、活動を通じた当事者間の相乗性や協働性の認識と高揚で、複数主体に係る意識上の共通基盤が構築されたからである。一体的な意識共有が初期の重要な合意形成プロセスであり、その促進要因と課題について述べる。

(1) 住民の内発化に至る要素と各主体が果たした役割と課題

1) 初動期の対応

初動期のWSでは、構想づくり等も重要であるが、関係者に事前のきめ細かな対応を図り、各主体間にある対立関係を顕在化させることで、むしろ協力関係を構築するための要点を把握し、意向の共有環境を整えていくことに発展した。

2) イメージの視覚化

具現化したモチーフを提示することで、集合的な無意識の意向を意識化・反映させ、さらに合意方向の空間的・事業的なイメージの視覚化により、将来像を明快に共有することが重要である。

3) 連携型のプロセスと多様性の創出

活動を継続していくことによって、組織は柔軟に進化し発展している。そのためには、特に方向性が異なる主体同士であっても、個別の案件のデザイン提示など、各々の対応を随時行うことにより、共通イメージや具体的なプログラムづくりなど、次段階の計画イメージを欲する気持ちを高揚させていくことが重要である。

(2) 今後の方向性

1) ファシリテーター機能の構築・強化

前述した①～③を協働的に行うためには、ファシリテーター機能（事務局と専門家、有識者などのディレクターによるプランニング、マネジメント主体）の関わり方が何より重視すべきことである。実践主体は、最終的には地元当事者が担っていくべきものであるが、事業実施段階までは専門家の役割が多岐である。

2) 推進主体の確立

合意形成の核心となる空間イメージの共有は、事業化のためのクリティカルパスといえるが、このような提案に対しては、誰が推進していくのかという課題がある。このような活動へむけた支援体制づくりについても、今後の継続的なフォローアップを通じ、行政や専門家と住民との協働関係を形成していくことが必要である。

注釈

注 2-1) 農林水産省農村振興課による「立ち上がる農山漁村選定事例」を参照。

<http://www.maff.go.jp>, 2008年4月

注 2-2) 内村研究室に敦賀市より依頼を受け、舟溜まり周辺景観ワークショップの個別ヒアリングも含め、平成18年6月から平成19年8月にかけて行った。

注 2-3) 遊教塾は、塾生という形で敦賀の魅力を学んでもらうことを目的に(社)敦賀観光協会が主催している。主な事業は下表の通り。

海遊学部	海釣り、いかだ、地引・定置網体験、ダイビング
地遊学部	街並み散策、清明の朝市、米作り、炭焼き体験
食遊学部	蟹・ふぐ実食、蕎麦打ち体験、魚のさばき方教室
時遊学部	歴史散策、清明神社、金ヶ崎宮、昆布かき体験
社遊学部	敦賀和紙づくり、エネルギー施設見学

注 2-4) H19.12 に中心市街地活性化協議会が設立され、港周辺部会を中心に舟溜まり地区周辺を核としたまちづくりが進められている。敦賀市中心市街地活性化基本計画は、平成21年12月7日に認定を受けた。

注 2-5) 平成17年3月「相生・蓬萊地区都市景観形成基本計画策定業務」において、計3回のWSが行われ、地区の現況と課題の抽出、まちづくりの方向性、主体別の行動目標の検討がされている。

注 2-6) 相生町は大正4年に建設された公設の朝市場のあった町であり、その活気を復活させようと、地元住民により毎月第3日曜日に開催。40軒ほどの店が出て、産直品などを販売している。

注 2-7) 事務局は、敦賀市役所都市整備課、(独)都市再生整備機構、コンサルタント(主にWS運営、報告書とりまとめ)、専門家(福井工業大学内村研究室がWSのファシリテーション・資料作成等を担当)で、協働体制ですすめた。

注 2-8) 相生地区の舟溜まりに面した敷地に位置し、入母屋造棧瓦葺2階建の地区を代表する木造建築物である酒蔵で、現在は酒蔵としては使用されておらず、舟溜まり地区の交流施設としての再生を計画している。

参考文献

文献1) 敦賀市「相生・蓬萊地区都市景観形成基本計画策定業務報告書」, 平成17年3月

文献2) 敦賀市「都市計画マスタープラン」, 平成12年10月

文献3) 株式会社街から舎「港街から 特集敦賀」, No.3, 2009年9月

文献4) 敦賀市「敦賀市勢要覧」, 2008年

文献5) 財団法人農林統計協会, 「図説: 水産白書」, 2006年

文献6) 水産庁「漁港漁場の整備と漁村地域の振興」, 2008年4月

文献7) 福井県敦賀市「敦賀市漁村活性化計画」, 平成20年2月

文献7) 横内憲久「ウォーターフロント開発と港の変容」, 日本都市計画学会, 都市計画 188, pp.25-32, 1994年

文献8) 大友洋卓・桜井慎一「漁業に関連する産業観光資源の魅力要素に関する研究」, 日本建築学会計画系論文集, 第620号, pp243-248, 2007年10月

第3章 景観まちづくりによる地域再生のプロセス

景観まちづくりによる地域再生のプロセス

3-1. はじめに

本章では、「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」と位置づけて研究をすすめる。一般的市街地における固有の景観形成を尊重した景観形成推進計画の策定とその運用のプロセスにおいて、手順や方策、成否を明らかにする。

(1) 本章の背景と目的

近年、地区の個性や魅力づくりによる地域の活性化を目指して、街並み景観の整備が進められている。まちづくりの現場においても景観を含めた議論が行われており、地域の特性に合わせた取り組みが期待されている。今日各地域の自主性に委ねられている景観計画は、法令に基づく実効性の高さを担保することと共に、個性ある景観を創出するための能動的な役割を果たすことが期待されている^{注 3-1)}。

景観は住民の生活と密着しており、生活がつくり出してきた事象を、地域独自の項目によって景観形成へと展開し、住民主体の自発的な誘導を図ることが望ましい。特に特定の建築形態を持たず、街並みの明確な目標像が見出しにくい一般的市街地においては、歴史性や周辺環境との調和、また賑わいの創出などの要素が複雑であり、合意形成の難易度も高く、その取り組みの必要性が高まっている。

一方、景観計画の実効性への期待や運用を重視することから、景観形成基準には高さや色彩等の数値的基準の採用が多く見られる。しかし多くの地方都市においては、開発行為の計画の恐れはそれほど強くないため、高さ規制といった全国的にほぼ共通に見られる数値的基準等の規制よりも、さらなる良好な景観づくりに向けて、住民主体の景観形成を通して、いかににぎわいや地域の個性をつくっていくかが重要である。また、地域のポテンシャルを把握した上で、数値的基準だけでなく、住民の記憶や生活が創り出してきた事象を、いかに景観形成へと展開していけるかが重要である。

本章では、一般的市街地において住民主体のまちづくりが進められている、敦賀市舟溜まり地区を対象として、景観計画策定と運用のプロセスから、独自の景観形成基準の設定や運用の手順や方策、成否を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査対象と分析

本章では、前章事例のWSに引き続き著者らが専門家として一連の策定作業に関わり、また「敦賀市景観アドバイザー」^{注3-2)}として協議・指導を行っている、敦賀市舟溜まり地区の景観まちづくりを対象として研究を進める。舟溜まり地区は、特筆すべき歴史的建造物が少なく、様々な様式の建築物からなる街並みを有する一般的市街地であるが、平成18年6月に施行された「敦賀市景観条例」において、第1号となる「景観形成推進地区」として「舟溜まり地区景観形成推進計画」を策定している。また、中心市街地活性化法に基づく基本計画において、新たな集客エリアとして位置づけられ、住民主体の景観まちづくりがすすめられている。以下を要点とした。

- ① 景観計画策定までの景観まちづくりワークショップ（以後、WS）の現場における具体的な議論や、協議資料の内容から景観計画の策定プロセスを明らかにし、どのように景観形成基準が設定されたのかについて言及する。
- ② 景観形成基準の項目の特徴とデザイン誘導制度の概要を示し、
- ③ 景観計画策定後の運用事例について、協議内容や関係者へのヒアリング^{注3-3)}から、景観形成基準の運用における具体的な誘導、実施状況を明らかにする。
- ④ 誘導の成果と実態に基づく運用課題を整理する。

本考察は、実際に策定作業自体に参画、さらに運用における協議・指導を行っていることを生かし、外部観察では伺えない住民の意識の機微や具体的な議論の経緯を補足している。

3-2. 景観まちづくりの展開

(1) 対象地の動き

第2章で取り上げた、平成18年7月から魚市場の改築を契機とした舟溜まり周辺景観WSにおいて、本地区では様々な組織の境界を瓦解して共通基盤を構築し、舟溜まり地区一帯の整備計画を取りまとめた。以降、共有した空間像の実現のための推進主体の構築と継続した活動を課題としてきた。本WSは、これまでのWSで確立された目標像を受け、舟溜まり地区を相生地区の博物館通りと蓬萊地区のお魚通りの2地区に分けて、個別に進められた。

現地でのWSの期間は、平成20年8月～平成21年3月にかけて各4回ずつの計8回である。

(2) 舟溜まり地区の地区固有の条件

魚市場や越前ガニ由来の海産物問屋等の漁業に関する建物が立地する蓬萊地区と、その時代の衆知が集められ時代の特質が結集した建物として、近代建築の敦賀市立博物館（旧大和田銀行）と敦賀酒蔵を代表とする木造和風建築、および一般的な建物が共存する相生地区からなる（図3-1, 2, 3）。相生地区に見られる「角蔵」は、敷地の奥に建てられている土蔵で、通りからの景観には直接作用しないが、住民の愛着が深い地区の特徴ある建築物である。

表3-1に両地区の建築物の状況を示す。相生地区では6割以上が洋風住宅をはじめとした、特に共通要素のない多種多様な一般住宅建築物からなっている。また、伝統的町屋の面影が残る和風建築物や一般住宅では空き家の増加も目立ち、その再生も課題といえる。蓬萊地区では多くが卸売を専門とする魚問屋であるが、伝統的な面影の残る木造店舗は2軒のみでほとんど残っておらず、古くからの魚まちの継承が課題となっている。

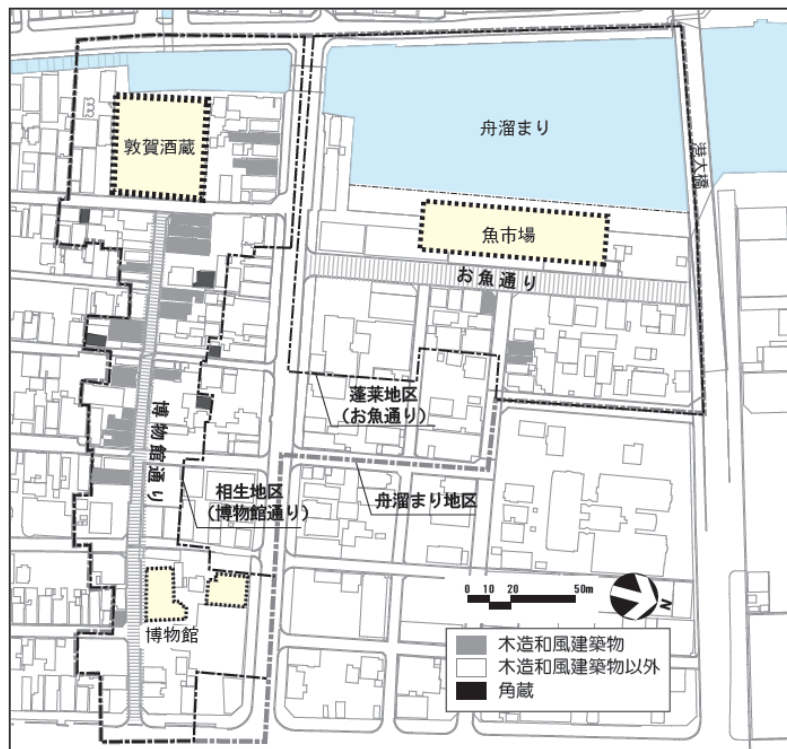
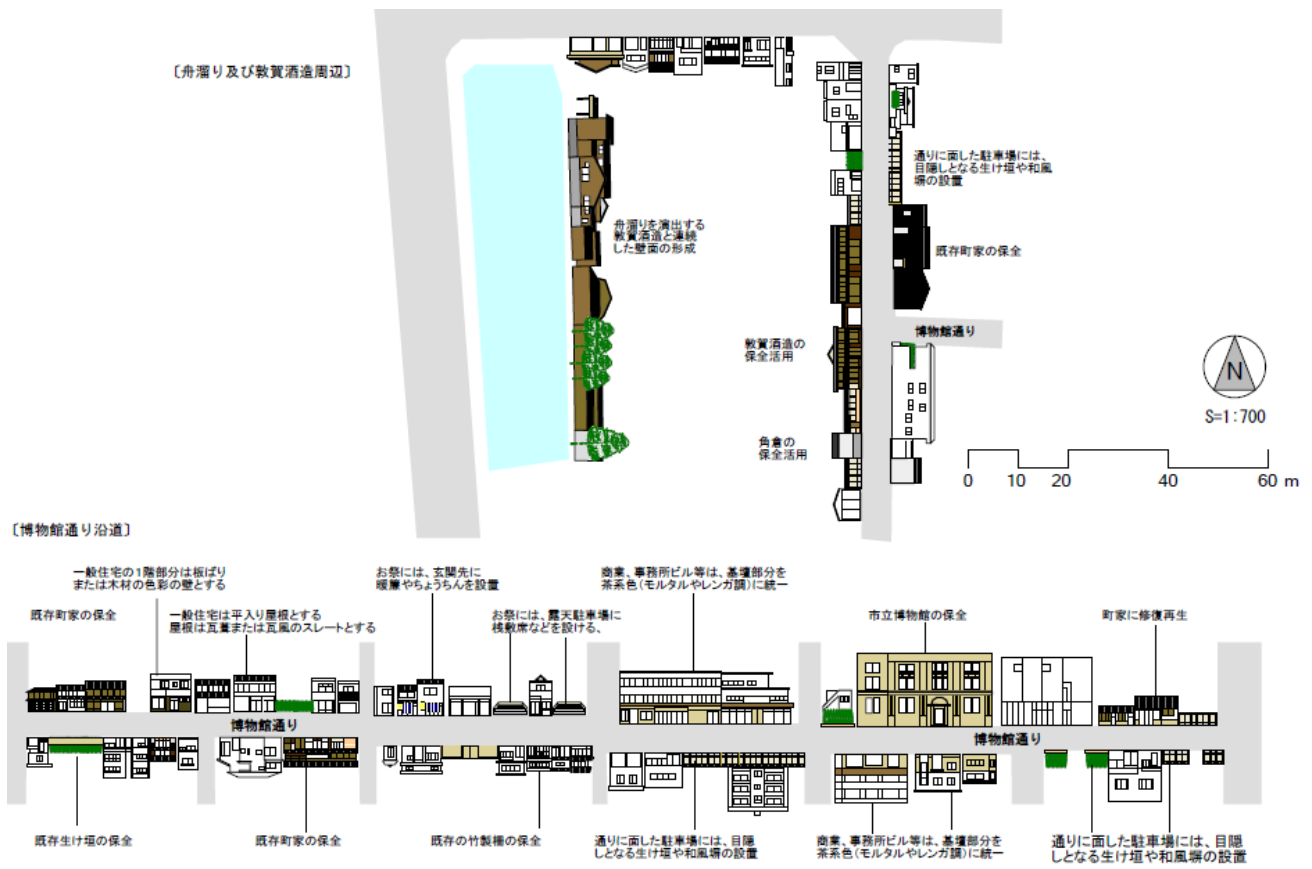


図3-1. 景観計画の区域

表3-1. 相生地区と蓬萊地区の建築物の構成

建築物種別	相生地区:82軒 (博物館通り)		蓬萊地区:37軒 (お魚通り)	
	空き家		空き家	
木造和風建築物	17	20.7%	6	16.2%
商業業務ビル等一般建築物	8	9.8%	0	0%
一般住宅建築物(店舗兼用含む)	52	63.4%	26	70.3%
角蔵(敷地の奥に建てられている土蔵)	4	4.9%	-	-
近代建築物(敦賀市博物館)	1	1.2%	-	-

*パーセンテージの母数は各地区の建築物の総数



出典：「敦賀市舟溜まり地区景観形成推進計画」H21.4



敦賀酒蔵



敦賀市立博物館（旧大和田銀行）

図3-2. 相生地区の建築物の特徴

(3) 敦賀市景観計画条例の概要

敦賀市は景観条例において、基本的な方針として「景観形成基本計画」を定めた上で、住民が主体となって地区の実状や特性に応じた景観形成を推進する仕組みを設けている。図3-4に示すように、まず一定のまとまりのある地区で「景観形成推進地区」を指定し、地区の住民等により「景観形成協議会」を設立する。協議会において「景観形成推進計画」を策定し、敦賀市まちづくり審議会の意見を受けた後に決定されると、区域内での建築物等の新築および改修等の際に届出が義務づけられている。市は、区域内の景観計画に基づいて修景が行われた場合に、一定の助成（表3-2）を行っている。

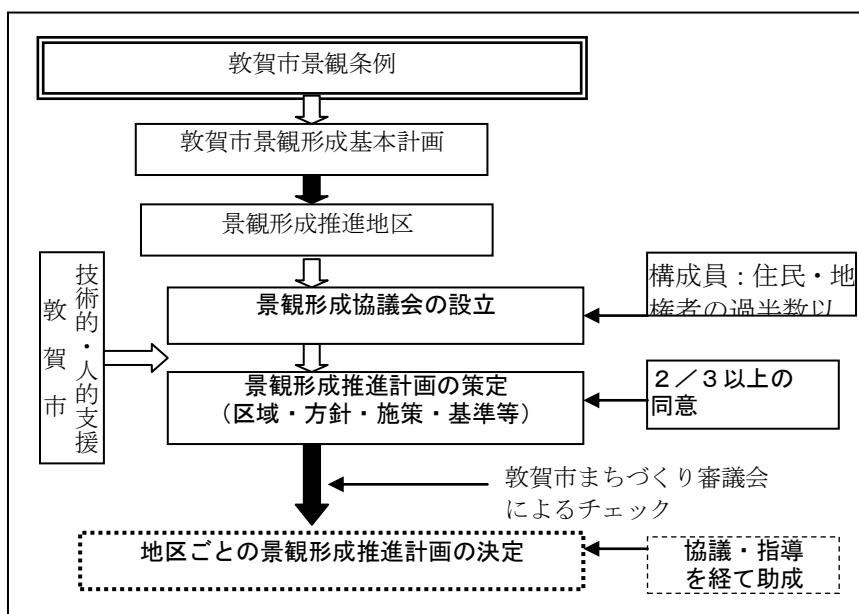


図3-4. 景観形成推進計画の策定の流れ

表3-2. 敦賀市景観条例補助金の内容

種別	補助対象	補助率	補助限度額
建築物の新築、増築、改築、修繕または模様替え	工事費	2/3	500万円
建築物の内（壁面：外壁、建具）	工事費	90%	
工作物（門扉）、外部土間等	工事費	2/3	100万円
屋外広告物の新設、修繕等	工事費	2/3	50万円

3-3. 景観計画策定の立案過程

(1) 景観まちづくりWSのプロセス

舟溜まり地区の景観計画の策定プロセスを表3-3に示す。舟溜まり地区における景観まちづくりWSは、より地区の資源や環境、コミュニティの結びつきに即して進めるために、事務局側の提案でさらに相生地区と蓬莱地区の2地区に分けて、より詳細な基準を策定することを目標として行われた。なお現地でのWSの期間は、平成20年8月～平成21年3月にかけて、両地区各4回ずつの計8回で、さらに段階に合わせて個別の協議の場を設定した。

景観計画の策定にあたっては、全体の流れを主に表3-3に示す2段階のプロセスに分けて整理することができる。舟溜まり地区では、第2章で前述したように、まちの調査から地区整備計画のとりまとめを通して、住民のコンセンサスを形成してきた^{注3-4)}。しかし、その具体的な活動の一環としての景観計画の策定に向けた本WSに際しては、①住民の財産が対象となるため、本WSから初めて参加した住民がいること、②改めて住民の当事者意識が強まったこと、③景観条例の規制に対する誤解等の理由から、取り組みに対して反発がみられた。

例えば表2の主な意見に示した通り、相生地区では、改築を終えたばかりの住宅が多く志気があがらないといった面や、特に評価の高い建築物を持たない蓬莱地区では、景観計画そのものの意義についての懐疑的な面や消極性が見られた。そのため、景観計画の構想づくりや詳細な基準づくりの議論ではなく、まずこれら初動期の計画課題に対して、住民の不満や課題を解消して志気を高め、地区の基本方針についての共通認識を築くための作業を行った（第1段階）。これは景観計画の規制への誤解によるWSの停滞を防ぐとともに、目標とすべき歴史的建築物が定まらない地区であるため、地区の将来像（どのようなまちを目指すのか）を再度共有することがまず重要であったからである。この第1段階を踏まえたうえで、第2段階として具体的な制度や詳細な基準について話し合いを行った。

表3-3. 景観まちづくりWSのプロセス

相生地区参加者	地区住民や周辺住民、自治会長等毎回10名程度参加。特に「女性の会」では、女性住民が自ら呼びかけを行い12名の参加。
蓬莱地区参加者	自治会長、魚商協同組合、地区住民等で、第1回WSは15名、その後は魚商協同組合と住民5,6名が中心になって進めた。

時期	開催事項	WSでの住民の主な意見
第1段階	H20. 8. 22 第1回蓬莱地区 景観まちづくり WS	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでWSを何度もやってきて辟易 ・蓬莱地区全域は広すぎるのでは ・相生地区とは違い、蓬莱地区には景観要素がない ・にぎわいのある場所での店の個性に条例が必要か ・直売所や魚商協同組合会館も建て替えを計画中で、待てないし、規制されても困る
	H20. 11. 26 第1回相生地区 景観まちづくり WS	<ul style="list-style-type: none"> ・建て替えたばかりの家が多いので、景観といってもなにをしていいかわからない ・景観よりも融雪装置や道路を整備してほしい ・商売をしていない住民との住環境の調整が課題 ・女性が意見を出しづらい
	H20. 10. 21	魚商協同組合会館改築計画のプランを作成、提示
	H20. 10. 28 第2回蓬莱地区 景観まちづくり WS	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画はやはり規制に感じる ・区域の範囲を判断できない ・個人店舗1軒が建て替えを計画中であるが、予算や時間など考慮してほしい
	H20. 11	個人店舗の改築プランを作成、提示
	H20. 12. 6 第1回相生地区 まちづくりを考 える女性の会	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画について説明と納得いくまでの話し合い ・花植えなどの貢献できる活動に向けて検討
	H20. 12. 16 第2回相生地区 景観まちづくり WS	<ul style="list-style-type: none"> ・角蔵や神社などは残していきたい ・デザイン誘導のみでなく、気軽な取り組みにも支援してほしい
	H21. 1. 29 第3回蓬莱地区 景観まちづくり WS	<ul style="list-style-type: none"> ・1F部分の軒庇や下屋。茶系の壁面が多く、木造だった当時の名残を大事にしている ・まずはまとまりやすい区域から取り組みたい ・生け簀や水槽を見せたり、開放的な空間による魚まちらしさを演出したい
	H21. 2. 5 第3回相生地区 景観まちづくり WS	<ul style="list-style-type: none"> ・山車が通ることが地区には重要な要素 ・祭りの時昔の様に各戸にのれんや提灯を飾りたい ・各家に残る人形や凧等を活用したい
	H21. 2. 17 第2回相生地区 まちづくりを考 える女性の会	<ul style="list-style-type: none"> ・お金をかけて家の改築などすぐにできないが、「私たちにできる何か」に向けての話し合い ・古い家や古いまちなみの写真を持ち寄る
第2段階	H21. 3. 3 第4回蓬莱地区 景観まちづくり WS	<ul style="list-style-type: none"> ・お魚通り景観形成推進計画（案）の作成（範囲：約3.2ha 計画同意：16人／17人（94.1%）） ・お魚通り景観形成協議会の結成、役員の選出
	H21. 3. 6 第4回相生地区 景観まちづくり WS	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館通り景観形成推進計画（案）の作成（範囲：約2.4ha 計画同意：46人／52人（88.5%）） ・博物館通り景観形成協議会の結成、役員の選出
	H21. 5. 26	まちづくり審議会
	H21. 6	相生地区・蓬莱地区景観形成推進計画決定

* : WSの段階に合わせて新たに設定した協議の場

(2) 地区の課題に対する調整プロセス

前頁の表3-3の住民意見に示した両地区にみられる課題に対して、具体的にどのように事務局^{注3-5)}側が対応し、その後の住民の姿勢に変化があったのかを表3-4にまとめた。

表3-4. 地区の課題へ対応とプロセス

	主な課題(住民の意見)	事務局側の対応	対応後の住民の変化
相生地区	<ul style="list-style-type: none"> ・景観よりも融雪装置や道路を整備してほしい ・建替を終えたばかりの家が多いため、即効性が望めず志気があがらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・花を飾ったりしている現在の活動を重視した話し合いを展開 ・他都市の街並みの事例紹介 ・相生地区の代表的建築物である敦賀酒蔵の再生プランの提示:資料A 	<ul style="list-style-type: none"> ・お金をかけて建築物の修景をするだけでなく、すぐにできる取り組みの検討 ・長期的な視点で将来像を共有
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が意見を出しづらい ・女性住民のやる気はあるが、何をしたらいいかわからない ・商売をしていない住民との住環境の調整が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に夜間のWSに出られない女性住民も含めて、昼間の時間帯に独自に行政との協議の場を設ける(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独自に気軽に写真や資料を持ち寄る:資料B ・お祭りには山車が通るなど歴史文化を伝える地区への誇り ・当時のにぎやかな商店街や前掛けなどへの愛着 ・来訪者を迎え入れる気持ちを共有
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観よりも融雪装置や道路を整備してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の道路整備課も参加 ・将来的な道路の補修案の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは景観計画を策定し、住民側からも取り組む協働意識の醸成
蓬萊地区	<ul style="list-style-type: none"> ・相生地区とは違い、蓬萊地区には景観要素がないし、にぎわいのある場所での店の個性に基準が必要か疑問 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の資源の再調査 ・景観要素の積極的な抽出(資料C:RC造の建物でも、軒庇や下屋が設置されていること、木造時の名残を大事にしている茶系の壁面が多いこと、開放的な空間等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の随所に古くからの魚まちの要素が継承されていることを認識 ・対面販売といった魚まちの暮らしの中での重要な役割を共有
	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでWSを何度もやってきて辟易 ・直売所や魚商協同組合会館も建て替えを計画中で、待てないし、規制されても困る 	<ul style="list-style-type: none"> ・魚商協同組合会館改築計画のプランを作成、提示 ・景観への取り組みによる街並みの変化を具体的なイメージで提示:資料D 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画が木造建築物への強制ではなく、既存の建築物の修景に適用できることへの理解 ・庇を揃えて人の集う空間を創出することや、魚の加工風景の見せ方など、具体的な事項を積極的に提案
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画は規制に感じる ・個人店舗1軒が建て替えを計画中であるが、予算や時間などが課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人店舗の改築プランと助成対象となる条件等を作成、提示 	

主な資料	
<p>資料A: 敦賀酒蔵の再生プラン</p> 	<p>資料B: ①お祭り時の山車(左) ②住民が集う空間のあるまち(中) ③オバアチャンの前掛け(右) * 全て住民提供</p> 
<p>資料C: ①開放的な空間、②軒庇と茶系の壁面</p> 	<p>資料D: 街並みの変化の具体的なイメージ</p> 

1) 相生地区（博物館通り）

相生地区は、かつては敦賀市随一の商店街であったが、現在は表3-1の通り住宅地が多く存在する地区である。そのためWS初期には表3-3の意見に見られる様に、景観まちづくりよりも道路や融雪装置の整備といった要望や、生活環境の固持・改善を主張していた。また、建替を終えたばかりの家が多いため、即効性が望めず志気があがらないといった課題があった。

そのため酒蔵再生など行政が率先して整備を行う施設に対して、表3-4の資料Aの様な具体的なイメージ（スケッチや図等）により併せて提案を行い、空間イメージや将来像を明確にし、行政の取り組みと住民の景観への積極的な取り組みの協調を図った。この結果、長期的な視点で将来像を共有し、行政依存の姿勢から、「お金をかけて建築物の修景をするだけでなく、すぐにできる取り組みの検討」といった、身近なことから取り組む実施主体へと住民の意識が変化した。

また本WSから初めて参加し意見がしづらいといった女性住民に対して、WSとは別に女性を中心として新たに話し合いの場を設けた結果、独自に気軽に写真や資料（表3-4資料B）を持ち寄るなど気運が高まった。この時持ち寄られた資料は、街並みの外観に関するものというよりむしろ、どのような生活環境を望むのかといった日常行為自体を現すものであり、それらの資料を通して、「お祭りには山車が通るなど歴史文化を伝える地区への誇り」や、「当時のにぎやかな商店街や前掛けなどへの愛着」、「来訪者を迎え入れる気持ち」を共通して持っていることが確認できた。この個別の協議を通して、女性住民の気運が高まり積極的な姿勢へと変化した。「まちづくりを考える女たちの集う会」^{注3-6)}を発足するに至っている。

2) 蓬萊地区（お魚通り）

蓬萊地区は、カニの釜茹での風景が季節の風物詩として伝えられるなど、「魚まち」として来訪者を意識したまちづくりについては気運が高まっていたが、表3-3の意見に見られる様に、相生地区と比べて際立った歴史的建造物がなく、景観としては残すべき地区ではないし、その要素がないというのが当初の意見であった。これまで相生地区と共同で行ってきたWSや、整備計画においては、「敦賀酒蔵」や「敦賀市立博物館」といった、相生地区の資源が強調されていたためである。

本WSでは区域を絞ったことにより再度資源の見直しを行い、建て替わっているRC造の建物にも通り沿いに軒庇や下屋が設置されていること、木造だった当時の名残を大事にしている茶系の壁面が多いこと、開放的な空間など（表3-4資料C）、積極的に固有の景観要素が抽出された。この結果、木造建築物がほとんど残っていない蓬萊地区においても、「地区の随所に古くからの魚まちの要素が継承されていること」や、「開放的な空間が対面販売といった魚まちの暮らしの中で重要な役割を担っていること」を共有し、再度魚まちとしての独自性をもつ魅力を創っていこうという意識が芽生えたことが特徴である。一方で景観計画が規制として強く捉えられており、一部反発が見られた。それに対しては、建替を計画中の案件についてプランの検討や外観イメージ図の提示等を行い（表3-4資料D）、具体的に図案化し議論することで、規制を伴う景観計画に対して理解を得るとともに、「庇を揃えて人の集う空間を創出すること」や、「魚の加工風景の見せ方」など、住民からの具体的な提案を引き出すことにつながり、住民の景観への取り組み姿勢が高まった。

このような実際の建築物に対する修景案の検討は、計画策定の上で住民の熟度や気運を高めるだけでなく、事務局側にとっても、運用に重点を置いた景観形成基準案の検討につながった。

3-4. 景観形成基準の特徴

(1) 景観まちづくりの方針

1) 相生地区（博物館通り）

相生地区では住宅地の性格を有しているが、表3-4に示した通り古くから賑わった商店街への追想や、山車が巡行する歴史ある通りが地区の共通の誇りであり、

「暮らしと賑わいが調和するまちの演出」

「山車の似合うまちの演出」

を景観まちづくり方針とした。

2) 蓬萊地区（お魚通り）

蓬萊地区では、多くの市民や来訪者に気軽に立ち寄ってもらう魚まちが目標であり、

「来訪者をもてなすまちの演出」

「古くからの魚まちとしての魅力の演出」

を景観まちづくり方針とした。

景観形成基準では、これらの方針に込めた基本的な考え方を、具体的施策として基準内容に盛り込み、助成対象として積極的に位置づけを行うことを目指した。

(2) 景観形成基準の特徴と設定要因

相生地区と蓬萊地区の景観形成基準項目と基準の決定要因について表3-5, 6に示す。

修景基準内容で下線部分以外の基準は、特にWSによる住民の意見が設定要因ではなく、主に景観条例で一律的に設定されている修景対象基準から踏襲したものである。そのため、「勾配屋根を設ける」や、屋根・壁面等の「無彩色又はこげ茶色、その他沿道の景観と調和した色彩のものとする」などは、地区の特性に応じた景観形成の推進というよりは、望ましくない景観を規制するための最低基準である。

ただし相生地区の位置の項目にみられる、「博物館通りに接して建てる」や、屋根の「博物館通りに対して平入りを基調」などの項目は、住民が重視する、“博物館通りの両側に建物が迫る中、山車が巡行する”街並み景観を継承するものとして取り入れた。また「敦賀市立博物館を超えない高さとする」や「3階建以上のビルの場合、博物館と同系色の栗色系」の項目は、博物館が住民の共有財産として強く意識されており、数値で表すよりもイメージしやすく合意形成が図りやすいためである。

特に住民が共有した地区の将来像が反映されている項目が、下線部の項目である。

特徴的なものとしては、相生地区では、例えば「賑わいのある商店街としての演出」の一環として、開口部において「店頭部にショーウィンドウを設置する」等の項目、また「広告物」の「通りの見通しを遮る袖看板は設置しない」の項目は、山車の進行に支障のないようにするためといった理由から設定されている。さらに特に表3-4の資料Bで示した様な住民が提示した資料より、地区固有のモチーフとして前掛けや凧等を活用した意匠や、女性住民の気運が高まった身近な取り組みとして、一輪挿し等の来訪者に向けた演出に対しても、その取り組みを推進していくために、屋根や壁面といった主要部分と同等の基準として位置づけを行った。

蓬萊地区では、相生地区と同様に「ショーウィンドウ（魚を見せる水槽、ショーケース）の設置」といった項目があるが、設定理由としては「魚まちらしい開放的な空間や生簀など魚の見せ方を大事にしたい」といった住民からの提案を重視している。また特に、これまでの全国の景観形成基準では主に外観を対象としているが、蓬萊地区では、カニの釜ゆでや魚の加工風景といった独自の景観となりうる「通りから見える作業場の内装」に対しても、魚まち独特の来訪者をもてなす演出として積極的に基準化することで、蓬萊地区らしい景観の創出を図っている。

表3-5. 相生地区の景観形成基準項目と基準の設定理由

項目	対象	修景基準内容	設定理由
1	位置	・できる限り博物館通りに接して建てるように努める	・山車が建物が建ち並ぶ中をかすめる様に練り歩く風景を大事にしたい
2	高さ	・敦賀市立博物館を超えない高さとする	・貴重な建築物への配慮
3	屋根	木造 ・博物館通りに対して平入りを基調とし、勾配屋根を原則とする。瓦葺を原則とし、※1	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲 ・建物が建ち並ぶ貴重な街並み景観の保全
	以外	・博物館通りに対して平入りを基調とした勾配屋根を設けるように努める ※1	
	角葺	・保存、修復に努め、瓦葺の勾配屋根とし※1	
4	庇	木造 ・博物館通りに面した1階部分に庇、下屋を設ける場合は瓦葺とし、※1	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲
	以外	・博物館通りに面した1階部分に庇、下屋を設ける場合は※1	
5	壁面	木造 ・博物館通りに面する壁面は板張りとし、※1	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲 ・貴重な建築物(博物館)への配慮
	以外	・博物館通りに面する壁面は板張りとし、※1 ・3階建以上のビルの場合、博物館と同系色の栗色系、その他沿道の景観と調和した色彩のものとするよう努める	
	角葺	・保存、修復の際の壁面は漆喰壁とする	
6	開口部	木造 ・通りに面する窓や出入口は、木調サッシ、建具を設けるか木製格子を設け、※1	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲 ・にぎわいのある商店街としての演出
	以外	・通りに面する窓には、木製格子を設けるよう努め、※1 ・店頭部にショーウィンドウを設置するよう努める	
7	照明設備	-	・一般住宅が多く立地しているため特に定めない
8	工作物等	・通りに面して駐車場や庭を設ける場合、沿道景観と調和した門、塀、柵、生垣等で修景する ・通りに面して室外機等を設置する場合は、木製格子等で囲う ・道路や公園等に面した敷地内空地等では、公共空間と一体性を演出できる舗装材等で舗装を行うよう努める	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲
9	広告物その他	・過度に派手なネオンサインや動光看板は設置しない	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲 ・山車の進行に支障のないようにするため ・祭りの時は提灯や暖簾を復活させたい ・人を暖かく迎えるもてなしの雰囲気をつくりたい ・花を飾るなど今からできる身近なことを推進
		・通りの見通しを遮る袖看板は設置しない ・看板を設置する場合は、壁面ないし屋根上部に木製看板を設置する ・古くからの港町の雰囲気を創出する固有の景観物(前掛け、凧等)の活用や、来訪者に向けた演出(一輪挿し、暖簾等)を行うよう努める	

※1: 色彩は無彩色(灰色～黒)又はこげ茶色、その他沿道の景観と調和した色彩のものとする
 ※木造: 木造和風建築物、以外: 木造和風建築物以外、角葺: 敷地の奥に建てられている土蔵

表3-6. 蓬萊地区の景観形成基準項目と基準の設定理由

項目		修景基準内容	設定理由
1	位置	-	・すでに様々な建築物が立地しているため、特に定めない
2	高さ	-	
3	屋根	・勾配屋根を設けることとし、 お魚通り沿道では妻入りを基調とする ・瓦葺、銅板葺、その他沿道の景観に調和した材質のものとする	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲 ・お魚通りへの来訪者へ向けた演出
4	庇	・1階部分に庇を設けることとし、 形状は連続性ある街並み、沿道景観と調和したものとする ・瓦葺等、その他沿道の景観に調和した材質のものとする ※1	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲 ・人の集う空間の創出
5	壁面	・建物1階又は1～2階部分は板張り、板張り風壁材を基本とし、※1	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲
6	開口部	・店舗や加工場の店頭部では、 ショーウィンドウ(魚を見せる水槽、ショーケースを含む)や、ガラスの大きな建具を設置するように努める ・シャッターはパイプシャッターを用いる等、沿道景観との調和に配慮する	・魚の加工風景の見せ方など、魚まちとしての演出
7	照明設備	・夜間に建物壁面、開口部、ショーウィンドウ等をライトアップできる照明設備の設置に努める	・魚まちとしての魅力の演出
8	工作物等	・通りに面して駐車場や庭を設ける場合、沿道景観と調和した門、塀、柵、生垣等で修景する ・通りに面して室外機等を設置する場合は、木製格子等で囲う ・道路や公園等に面した敷地内空地等では、公共空間と一体性を演出できる舗装材等で舗装を行うよう努める	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲
9	広告物その他	・過度に派手なネオンサインや動光看板は設置しない ・建物に設置する看板は木製看板、その他景観に調和した形状、材質、色彩のものとする ・卸売事業所の建物の壁面等に、 地区内共通のサイン(お魚プレート等)、案内板等を設置する様努める ・ お魚通り固有の景観として通りから見える作業場の内装については、板張りの腰壁や漆喰壁など、古くからの面影を留めるように努める	・主に景観条例における修景対象基準を踏襲 ・建物の化粧的な要素だけでなく、魚まちらしい開放的な空間や生簀など魚の見せ方を大事にしたい ・魚市場に対してヒューマンスケールを大事にして活気を出したい

※1: 色彩は無彩色(灰色～黒)又はこげ茶色、その他沿道の景観と調和した色彩のものとする

(3) 景観形成基準の成果と課題

これらの景観形成基準は、建築物の修景のみでなく、花を飾るなどの取り組みや、魚の加工・販売といった居住者の日常行為自体を基準に組み込むことで、個人による自主的な景観形成の誘導を目指すものである。これは表3-4の主な課題としてあげた、建築物の建替えを近年終えたものが多く、即効性のある建築物の改修といった自立的な更新が当面は多くは望めないこと（相生地区）、また、WS初期段階において多くの住民が基準づくりを景観形成のための規制だと捉えていること（蓬萊地区）といった意見に対して、外観を整えるだけでなく地域の活性化等まちづくりと一体となった街並みの創出に寄与するという目的に、関心を高めてもらう上での契機となった。

一方でこれらの項目は、明確な基準というよりも配慮すべき事項のようなものとして位置づけられるが、このような定性的基準を多用したのは、まずは景観計画の区域を絞り質の高い合意形成を図ってきたため、厳密な数値基準でなくても協力を得られる可能性が高いこと、そして、後述する基準運用の事前協議において、継続的な検討が行えることがあったためである。

3-5. 景観形成基準の運用

(1) 届出と協議方法

景観計画に関わる届出手続きは、敦賀市の都市整備課が窓口となり、届出があった建築物について地区住民の代表と行政、専門家からなる「景観審議委員会」によって、景観形成基準の各項目について協議が行われる。その後担当課より建築主側に対して助言・指導が行われ、工事完了後に景観審議委員会から最終的な意見が答申され、助成が決定する。

敦賀市では、景観条例第14条第1項に定められている、届出から通知まで30日以内という期限内では、細部にわたるデザイン誘導や基準に対する判断ができないと考えており、届出前の計画段階において建築主との事前協議を行い、協議に時間をかけ景観まちづくり方針や将来像に近づくよう取り組んでいる。届出前の事前協議は条例で義務づけられていないが、景観形成推進地区は図3-1で示した通り、限られた対象の地区で、かつ地区の住民等により設立される景観形成協議会が景観計画を策定するものであり、ほとんどの住民に周知されている。

よって本事例では、修景を考えている建築主が図3-5に示すように、計画段階において率先的に行政に事前の相談を持ちかける形となっており、景観条例に義務づけられている届出の前に、積極的な事前協議の体制がとられている。行政は専門家とともに建築主を交えて協議を行っている。そのため届出後の景観審議委員会による協議は、主に住民代表が意見を述べる場と実質の最終チェックの場となっており、届出から助成金交付まではスムーズな運営がなされている。

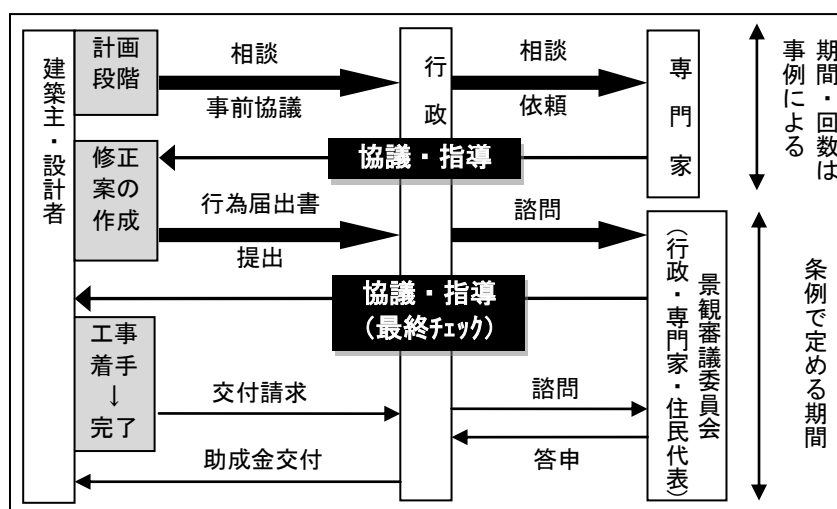


図3-5. 届出のフロー

(2) 運用事例と建築主の意識の変化

平成22年10月現在の建築物の届出件数は4件（相生地区2件、蓬莱地区2件）で、いずれも既存建築物の改修である（表3-7）。

事例①は、景観WSの経緯の中で、住民から改築予定の申し出があったものである。お魚通り沿いに面し街角に位置する木造建築物で、蓬莱地区にとって重要な要素となるものであり、WSにおいて景観計画策定と並行して実践レベルでの検討・協議を行ってきた。その結果、3-4.

(2) でみた様に、住民の気運を高めるとともに基準設定への具体的な影響が見られた。何より建築主自身の「本当は現在の家を継承していきたい」という本来の思いを引き出すことにつながり、さらに「活気ある魚まちに貢献したい」といった姿勢を導いている。

また事例②の建築主は、WSでは景観計画を規制と捉えて否定的であったが、WSに参加することで取り組み姿勢が向上した。

事例③、④はWSには参加していなかったが、景観形成協議会のメンバーとして景観計画に同意しており、その後の住民とのやりとりや、実際に変わってきたまちの様子を見ることで、景観への意識が向上している。そのため、事例③は舟溜りに面しかつ敦賀酒蔵に隣接する建築物であるため、行政から協議をもちかけているが、他の事例についてはいずれも住民から行政へ相談をもちかけている（表3-7 建築主ヒアリング）。ただし、「景観づくりへ貢献したいがどのようにすればよいかわからない」という理由に見られるように、住民が主体的に策定した景観計画、住民の意見を反映した修景基準であっても、実際の運用においては住民は具体的なイメージを自ら発信することがむずかしいことが伺える。

表3-7. 改修事例と建築主の意識の変化

	建築物			建築主の意識		事前協議		
	用途	工事種別	構造	WSでの姿勢	WS後	事前相談の経緯 (建築主ヒアリング)	事前協議の回数	
蓬莱地区	事例①	店舗兼事務所 (魚問屋)	改築	木造 2階建	中立的 ・改築予定なので指示があれば協力はする	積極的 ・本当は現在の家を継承していきたい ・活気ある魚まちに貢献したい	・WSにおいて協議 ・何をすべきかわからないので、具体的な指示をしてもらうため	WSにおいて建築主と数回 (H20.10~H21.4)
	事例②	店舗兼事務所 (魚問屋)	ファサード改修	鉄骨造 3階建	否定的 ・景観計画の策定を規制と捉えて反発	意識の向上 ・蓬莱地区を代表する木造建築物として、本事例の向かいに所有している店舗の重要性和、景観への取り組みの重要性を認識	・ビル型の建築物のため、基準に適応する方法がわからない ・内部空間の助成対象の範囲の相談	建築主・設計者併せて3回 (H21.4~7)
相生地区	事例③	店舗兼住居 (飲食店)	改築	木造 2階建 (一部平屋)	参加なし	意識の向上 ・いずれ改修をと考えていたが、事例①等が改修され、実際に変わってきたまちの様子を見て、同様に改修したいと考えた	・舟溜りに面し、敦賀酒蔵に隣接する建築物なので、行政から話があった	建築主と2回 設計者と1回 (H22.3~6)
	事例④	店舗兼住居 (酒屋)	ファサード改修	鉄骨造 3階建 (一部2階建)	参加なし	意識の向上 ・住民同士で高浜を見に行き、自分たちもやりたいという話になった	・看板が壊れたことをきっかけに改修を計画。住民との日常話の中で景観計画の話の聞き、事前相談をすすめられたため	建築主と1回 設計者と2回 (H22.4~7)

(3) 協議とデザイン誘導

これらの4件の事例から、景観形成基準の内容が運用の際にどの程度実現したのか、また協議結果にみる景観誘導の実態を明らかにする。4件の協議のプロセスを表3-8に示す。

表3-8. 改修事例の景観形成基準とデザイン誘導の関係

	協議前		協議・指導内容		協議後
	現況	建築主側計画案 (立面図・着色パース)	主な課題 ----- 主な助言内容	計画段階で満たしている 基準 ----- 協議において主に指導 した基準	完成画像 ----- 訂正箇所・誘導箇所
蓬萊地区	事例① 		<ul style="list-style-type: none"> ・設計者側(設計施工の工務店)の提出案のまま ・全面的な建替えて景観への配慮は見られない ・建替えると建坪率が低くなるので現状改修が望ましい ・開口部を増やし開放的な空間とすること ・水槽の通り側への設置など、賑わい創出への助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画策定前のため景観条例における一定の基準を参照(板張り・勾配屋根) 	 <ul style="list-style-type: none"> ・2階建のまま維持 ・水槽を通り側に ・開口部を増やし開放的 等
	事例② 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ビル型の建築物と向かいの木造店舗との一体的な雰囲気創出 ・道路向かいの木造建築物と同レベルの高さに庇を設置すること ・開口部に柵を設置するなど、シャッター部を目立たせないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・「庇」: 1階部分に庇を設ける ・「照明」: 建物壁面のライトアップ ・「その他」: 作業場の内装の板張りの腰壁 	 <ul style="list-style-type: none"> ・オーニングメントの設置 ・作業場、事務所内部の板張腰壁等
相生地区	事例③ 		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗部分は舟溜まり側に背を向けて建てており、建物の裏側(舟溜まり側)を木塀で隠している ・舟溜まり側に景色を眺められる窓を設けるなど、内部空間の改修も含む提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・「壁面」: 板張り、色彩 ・「工作物」: 木製格子で囲う ・「開口部」: 店頭部にショーウィンドウ ・「その他」: 来訪者に向けた演出 	 <ul style="list-style-type: none"> ・内部空間の改修を行い、舟溜まり側に客席・開口部を設置
	事例④ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ前面が茶系の壁面に変更 ・特徴的なタイル部分までも茶系の壁面案に変更 ・色の塗り替えのみでなく、店頭部の演出を助言 ・歴史を感じる現在の看板やタイルなどは、演出・継承してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・「開口部」: 木製格子 ・「壁面」: 板張り、色彩 ・「工作物」: 木製格子 ・「広告物」: 木製看板 ・「開口部」: 店頭部にショーウィンドウ ・「広告物」: 古くからの港町の雰囲気創出する固有の景観物の活用 	 <ul style="list-style-type: none"> ・自販機を移動しショーウィンドウ設置 ・固有の看板やタイルを継承

1) 事例①：蓬萊地区の店舗兼事務所（魚問屋）

住民の当初の計画では、表3-8の建築主側計画案にみるように既存建築物を取り壊し建て直す計画案で、景観への配慮も全く見られなかった。そのため、事務局側でまず計画中の平面プラン・立面形態を変更することなしに、景観条例の「勾配屋根」や「壁面の板張り」といった修景基準を参考に、外観のみの修景案を提示した。建替えにより建坪率が低くなることや、現在の街角を生かした開口部の多い開放的な空間など、具体案により時間をかけた検討を行うことで、最終的には現在の2階建既存建築物の改築へとつながった。特に、「板張り」や「木製格子」といった外観の修景のみでなく、表3-6の下線部分の基準項目に見られる「魚まちとしての魅力の演出」として、水槽をお魚通り側へ見せる配置に伴う改築や、開放的な作業場の演出のための開口部についても助成対象と判断された。

建築主は、協議を経て街並みを意識した建築物の改修を行ったことで、これまでの作業場としてのみの利用から店頭での販売を再開させており、暮らしのあり方についても影響を与えている。



図3-6. 事例①のデザイン誘導

2) 事例②：蓬萊地区の店舗兼事務所（魚問屋）

カニの釜ゆでが風物詩となっている木造建築物の魚問屋と同列の店舗で、通りを挟んで向かいに位置している3階建鉄骨造の事例である。そのため、伝統的な面影の残る木造建築物とビル型の建築物との一体的な雰囲気創出を課題としていた。壁面の塗装については基準の運用が容易であり、特に1階の店舗部分について協議を重ねた。まず木造建築物との一体感を創出するために、基準のうち「1階に庇を設ける」と「建物壁面のライトアップ」を促し、次いで判断がむずかしい「その他」の項目の作業場の内装について検討を行った。店舗部分のみでなく、事務所部分の板張りの腰壁についても助成対象として判断するかどうかは課題であったが、基準にある「通りから見える～」を重視し、景観審議委員会においても容認された。

事例②は蓬萊地区に多く見られる商業業務ビルの他の建築物について、今後の改修のモデルとして判断材料となることが予想される。

3) 事例③：相生地区の店舗兼住居（飲食店）

舟溜りに面する敷地に建っている建築物であるが、舟溜りは戦後、生活排水が流れ込むどぶ川へと変貌し、その臭い対策やモータリゼーションの中で、当時埋め立てられる予定であったため、店舗部分は舟溜り側に背を向けるように建っている。WSにおいては、同じく舟溜りに面して建つ敦賀酒蔵をはじめとして、表3-4の資料Aに示すような港町の雰囲気を生かしたまちづくりについて合意形成を図ってきた。しかし、建築主はWSには参加していなかったこともあり、図3-6の建築主側の初期計画案に示すように、当初の計画は建物の裏側（舟溜り側）を木塀で隠す修景であった。計画案は、「壁面」の板張りや色彩、「工作物」の木製格子で囲うといった基準は満たしてはいるが、舟溜り周辺の賑わいをつくっていくには十分とはいえず、また本建築物が舟溜り周辺の雰囲気を左右する重要な建築物であったため、事務局側から図面やパースを作成して、舟溜り側に景色を眺められる窓を設けるなど、内部空間の改修も含む提案を行った。その際重視した基準は、「その他」の「来訪者に向けた演出」の項目であり、「店頭部にショーウィンドウを設ける」という項目とあわせて幅広く解釈された。

結果建築主はこの案に賛同し、当初の予算よりも負担が増えるにも関わらず指導に沿った誘導が行われた。このように事例③は、景観形成基準の素材や方法の指定といった項目の順守のみではむずかしいデザイン誘導に対して、事前協議を通して定性的基準を検討し積極的に誘導することができた事例といえる。

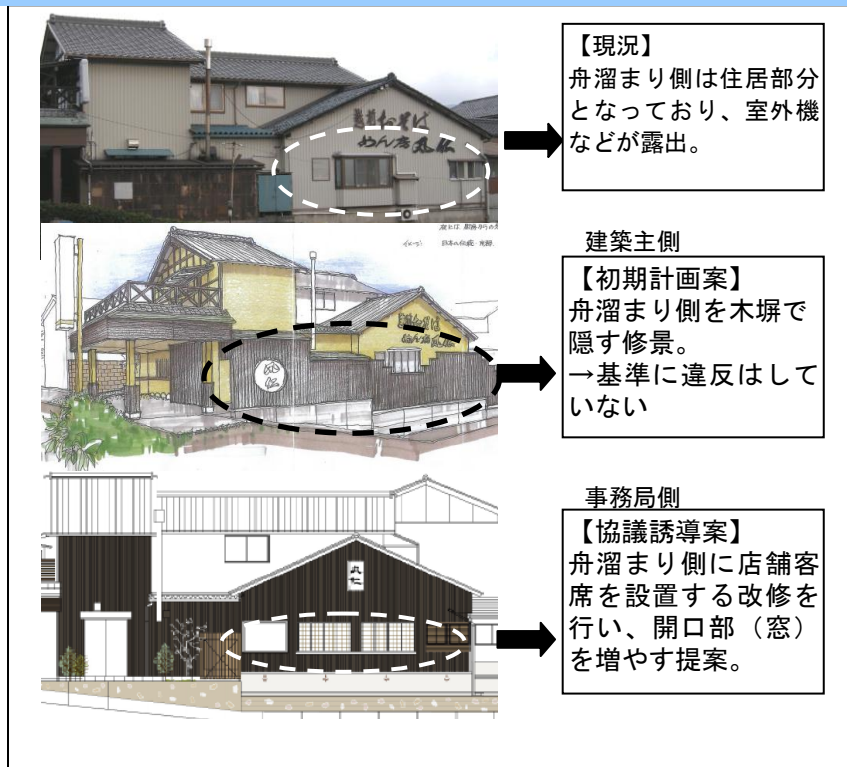
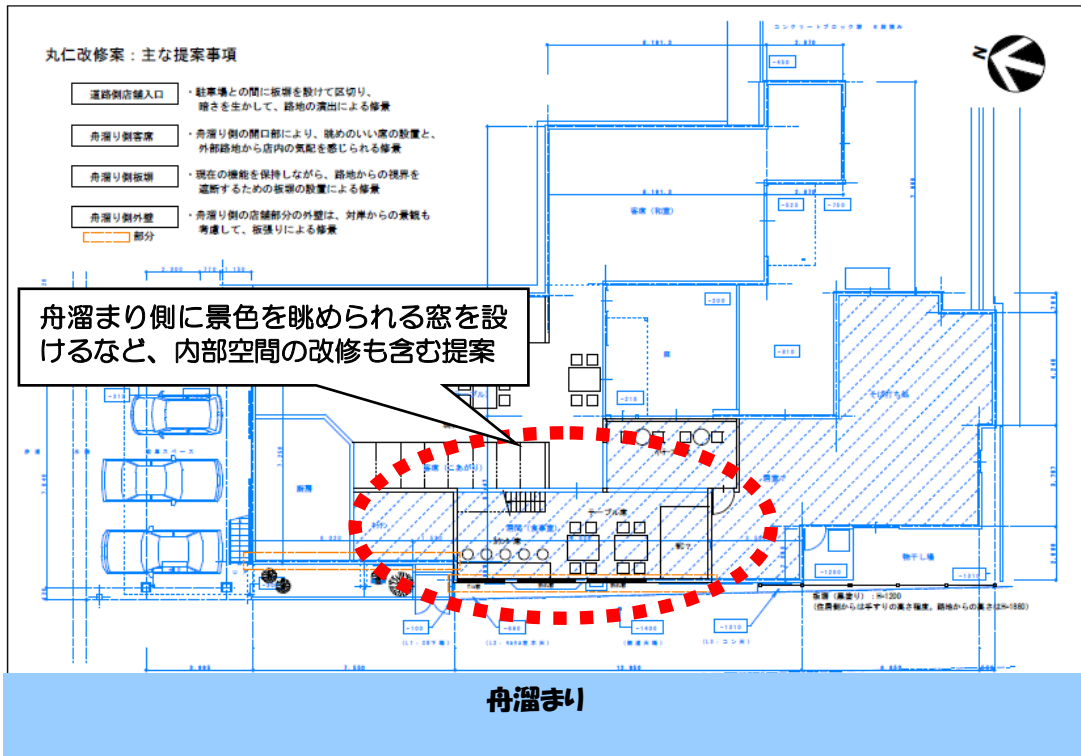


図3-7. 事例③のデザイン誘導

4) 事例④：相生地区の店舗兼住居（酒屋）

事例④は、担当の設計者が着色パース（表3-8建築主側計画案）を作成した上で、事前に相談に訪れている。表3-8に示した当初の計画案では、「壁面」の板張り・茶系の色彩や「開口部」「工作物」の木製格子といった項目が強調されていることがわかる。事例③と同様、素材や方法の指定といった取り組みやすい基準項目を過大に意識した結果、歴史を感じる現在の看板やタイルまでもが改修対象となっている。これに対して協議では、基準の設定理由（表3-5）となった、にぎわいや古くからのまちの継承といった住民の思いを重視し、「ショーウィンドウの設置」や「古くからの港町の雰囲気を出し創出する固有の景観物の活用」といった基準に対しての反映を求めた。

その結果、木製看板でなく色彩的にも基準には適応していないが、歴史を感じるお酒の看板や壁面タイルが継承され（図3-7）、さらにショーウィンドウが設置されるなど積極的な改修がなされ、助成対象として判断された。

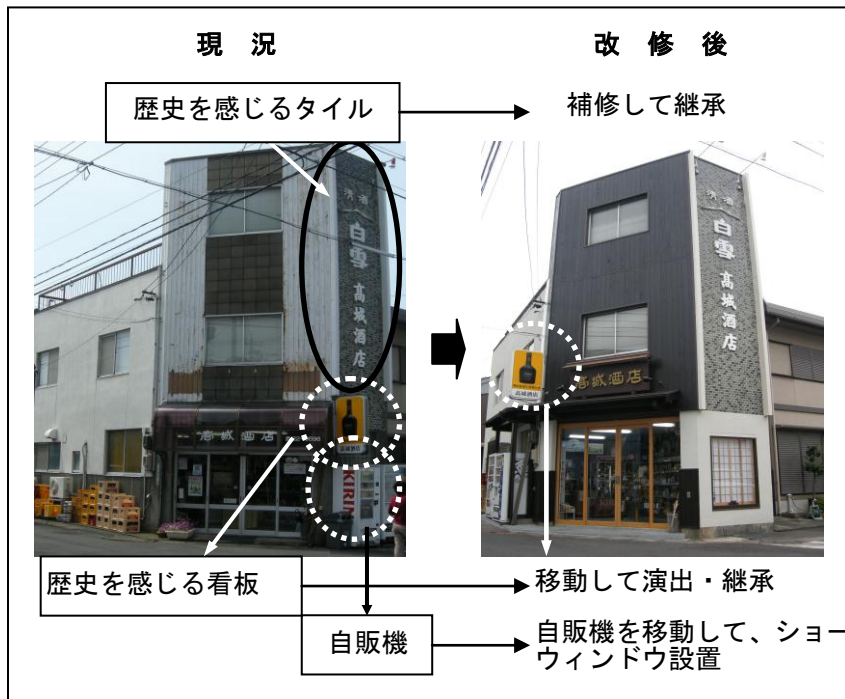


図3-8. 事例④のデザイン誘導

(4) 運用において有していた課題

1) 運用における技術的問題への対処

事例②、④のように、ファサード改修程度であれば口頭での助言でデザイン誘導が行えているが、改築を含むものにおいては建築主の合意を図るうえで具体的な図で示す必要があった。事例①、③はそれぞれ今後舟溜まり地区にとって、指針となるような建築物であると判断したため、事務局側が具体的な資料を作成し誘導を行った。

ただし、今後物件数が増えてくるとこのような誘導は、時間的手間的にむずかしいと考えられる。今後はこの実際の改修事例が地区の具体的なモデルとなり、デザイン誘導に反映されることも期待されるが、敦賀市では本WSによる景観計画策定を機に「まちづくり支援建築士」^{注3-7)}を設置し、継続的で細かな景観誘導を推進している。

2) 景観形成基準の裁量と助成対象の関係

景観条例施行時点では助成対象として設計費は含まれていなかったが、敦賀市は本WSでのプロセスを通して、住民にわかりやすく具体的なイメージを提示することが重要であると考え、その様な資料作成への支援として設計に係る費用に対しても助成対象とした。そのため届出においてパースや詳細な工事費内訳の提出がなされており、行政担当者や住民が完成後の建築物のイメージを把握しやすく、スムーズな裁量・判断につながっている。

一方、助成の決定については、色彩・素材・工法といった定量的な基準項目との適合判断のみでなく、定性的基準については、協議・指導を行った項目に対しての建築主側の努力が考慮される傾向にある。協議内容と助成制度が密接に関係しているため、外観や助成基準項目のみからの判断はむずかしく、客観性が保たれにくいという課題がある。

3-6. 本章のまとめ

(1) 景観形成計画の策定に至る要素

景観計画の策定に至った要因として、

- ①まずWSの第1段階として、住民の不満の解消や将来像の共有のための、個別の協議や実際の個別案件の検討・資料提供を行ったこと、
- ②地区の業種や建築形態に対して詳細に検討し、地区内で自ら合意形成を図れる区域の住民を対象とすることなど、随時修正を行い比較的小規模な区域を指定したこと、
- ③基準の設定においては、従来の景観計画であれば「配慮すべき事項」程度である定性的基準に対しても、住民の日常的な感覚や意見をできる限り助成対象として反映したこと、があげられる。

本地区の基準の特徴は、住民の関心を高め自主的な景観形成の誘導を図るため、住民の日常行為自体を促す「来訪者に向けた演出」（花を飾る）や、「作業場の内装」（魚の加工・販売の様子）といった配慮すべき事項についても、助成対象として設定したことである。厳密な基準よりも定性的基準を多用したのは、景観形成推進地区の区域を絞り質の高い合意形成を図ってきたため、景観づくりにおいて住民の協力が得られる可能性が高いことと、事前協議において継続的な検討が行えることが期待されたためである。

(2) 運用における促進要因

協議を行う前の建築主・設計者の計画案では、「壁面の板張り」や「木製格子を設ける」など、素材や方法といったわかりやすい基準項目が主に反映されている。これらの項目は地区が独自に設定したものではなく、敦賀市景観条例において主に一律的に設定された基準であり、基準には適合しているが景観計画が個性ある街並み創出の有効な手段になり得ていない状況がみられた。協議を通して専門家が具体的な指標となる案を提供し、建築主に納得してもらうなど、先導的な役割を担っていくことが重要である。

また、計画の早い段階での協議が行われているため、内部空間の変更を伴う改修や、まちの賑わい創出といった生活レベルにおいても影響がみられる改修など、デザイン誘導においては定性的基準の積極的な運用により実質的な成果がみられる。これは事前協議の中で具体的な資料の作成等や、基準を個々の事例に併せて解釈するなど柔軟な対応が可能であったためであり、今後もこの様なデザイン誘導を継続的に推進するため、行政と協働で協議を行う「まちづくり支援建築

士」といった、新たな支援組織が設置されている。さらに敦賀市では、工事費のみでなく設計費用に対しても助成対象としたことで、協議や届出において着色パースや細かい仕様の提出がなされており、行政担当者や住民が完成後の建築物のイメージを把握しやすく、合意形成を含めスムーズな協議につながっている。このように、計画初期の段階で住民との協議を通じた景観誘導を図っていくための、体制の確立が不可欠であるといえる。

(3) 今後の方向性

本事例は景観計画区域が小規模で、かつまだ運用事例が少ないため、事務局が率先して細かな指導・デザイン誘導の対応が可能であったという点で、特例といえなくもない。

しかし、特に開発の恐れが少ない一般的市街地においては、まずは合意形成の図りやすい比較的小規模な区域から、地区の実状に応じて緩やかな定性的基準を多用して景観計画を策定し、住民との協議を通して景観誘導を図っていくことは、地区の個性を生かした景観形成や実効性の確保といった点において重要な方策であると考ええる。

ただし、その効果的な運用やデザイン誘導を図る仕組みとして、計画の初期の段階で細かな誘導を行える事前協議の対応窓口の体制を確立することが不可欠である。また助成の有無の審査において、定性的基準の運用は外観による客観的な視点からは明確に判断はできず、公平性という点では課題が残る。これは、協議・指導内容が反映されたかどうかの建築主側の努力も評価されるためである。今後は審議委員会において、初期の計画案から協議を通してどの程度景観に貢献したのかといった、基準反映のプロセスも資料として参照し、モニタリング等による評価の仕組みを設けるなどの対応が課題である。

注釈

- 注3-1) 西村幸夫・町並み研究会編「日本の風景計画」，学芸出版社，2003年
自治体景観政策研究会「景観まちづくり最前線」，学芸出版社，2009年などに詳しい。
- 注3-2) 敦賀市景観審議委員会における位置づけ。景観審議委員会は、協議会代表者（住民）、敦賀市住宅政策課・都市整備課、景観アドバイザーからなる。
- 注3-3) 景観計画を運用して改修を行った建築主、その設計者に対して、事前協議の中で聞き取りを行った。期間は平成21年3月～平成22年7月である。
- 注3-4) 相生地区と蓬萊地区合同のWSで、平成14年度に計3回開催された。
「相生・蓬萊地区都市景観形成基本計画策定業務報告書，H17.3, 敦賀市
平成18年7月から平成19年8月にかけて、舟溜まり周辺景観WS（WS3回、分科会4回）を開催した。
詳しくは本論文第2章に記述されている。
- 注3-5) 事務局は、敦賀市役所都市整備課、（独）都市再生整備機構、コンサルタント（主にWS運営、報告書とりまとめ）、専門家（福井工業大学内村研究室がWSのファシリテーション・資料作成等を担当）で、協働体制ですすめた。
- 注3-6) 本WSで初めて地区のWSに参加した女性が多く、またWS時にはなかなか発言できない等の理由から、女性住民からなる行政を含めた個別の話し合いの場を2回設けた。その後「まちづくりを考える女たちの集う会」として、WS終了後も地区内で定期的な活動を行っている。
- 注3-7) (社)福井県建築士会敦賀支部の会員により組織され、定期的な勉強会や、住民の要請に応じ相談やサポートを行っている。

参考文献

- 文献1) 敦賀市「相生・蓬萊地区都市景観形成基本計画策定業務報告書」，平成17年3月
- 文献2) 森下満ほか「変化と多様の町並み色彩形成のしくみ」，日本建築学会計画系論文集，第592号，pp139-145，2005年6月
- 文献3) 岡崎篤行・西村幸夫「立案初期段階からの住民参加による景観形成制度の策定-岐阜県古川町における伝統的様式を継承した町並み形成を対象として-」，日本建築学会計画系論文集第537号，pp211-218，200年11月，
- 文献4) 大森洋子・高口愛・西山徳明「文化的景観条例による町並み保存と景観形成の手法-福岡県八女市における事例報告-」，日本都市計画学会論文集No38-3，pp565-570，2003年10月
- 文献5) 小浦久子「景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究」日本都市計画学会論文集，No43-3，pp211-216，2008年10月
- 文献6) 佐藤貴彦ほか「景観法下の建築物規制の運用実態と課題」日本都市計画学会論文集，No43-3，pp217-222，2008年10月
- 文献7) 室田昌子「景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察」日本都市計画学会論文集，No43-3，pp655-660，2008年10月
- 文献8) (社)日本建築学会「生活景」，学芸出版社，2009年3月
- 文献9) 鈴木博之ほか「都市の記憶」，白揚社，2002年4月

第4章 都市と農山村が連携した地域再生のプロセス

第4章

都市と農山村が連携した地域再生のプロセス

4-1. はじめに

本章では、「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」と位置づけて研究をすすめる。地域内の都市部と農山村部の連携した取り組みにおいて、手順や方策、成否、活動の持続化のための要因を明らかにする。

(1) 本章の背景と目的

地域再生においては、単に農山村側からの呼びかけによる都市に向けた活動^{注4-1)}や、市街地の商店街活性化の活動のみでなく、都市と農山村を一体的に捉え、交流活動を通してお互いの個性や資源をわかちあいながらその活用を図り、地域の有機的な関係を構築していくことが求められている。そのためには、地域内における都市部と農山村部がどの様に互助または相乗的な関係を築いていけるのかといった視点から、地域内連携の持続化のための要素を導くことは重要である。

本章では、都市再生活動の一環において、都市部側の事業から都市農山村交流活動を働きかけた希少な事例^{注4-2)}をとりあげ、その取り組みにおける双方の発展過程・プロセスや取り組みの成否を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査対象と分析

本章では、中山間地域内における都市部と農山村部の連携を強化するために実施された、郡上市の「奥美濃チャレンジショップされど郡上まさに郡上」（以下、チャレンジショップ）のケースを対象として研究を進める。以下を要点とした。

- ① チャレンジショップの成否を把握し、「都市部と農山村部の連携による集約型都市・地域形成」という事業眼目について寄与した要素や課題を抽出すること
- ② チャレンジショップを通し、住民主導で継続的に展開されている活動に着目し、その活動が持続化に至った要因を明確にすること

- ③ 今回の事例研究から、地域内連携による地域再生方策として敷衍できる事項について言及すること

まず、郡上市から入手した「郡上市都市再生モデル調査」の各資料の調査と郡上市の担当部署へのヒアリング注4-3)から、取り組み内容の経緯や役割等に注目して分析を行い、実施のプロセスを整理するとともに、チャレンジショップの実績評価について検証を行った。また調査協力の得られた、活動に参加した8組の農山村部団体や、4軒の空き家の提供者へのアンケートやヒアリング調査(表4-1)により、具体的な取り組みの効果や課題について検証した。さらにチャレンジショップの活動を継続している団体に対してヒアリングを行い、その取り組み内容やプロセスの分析を通して継続・展開に及んだ要素を整理し、地域内における都市部と農山村部の連携につなげる要因を導き出すこととした。

表4-1. アンケート・ヒアリング調査の概要

	項目	内容
出店 団体	調査年月日	平成21年8月～9月
	調査方法	郵送によるアンケートの配布と、電話でのヒアリングによる補足
	対象	チャレンジショップ参加団体のうち、地域に単独の施設を有する2団体と郡上高校を除く8団体
	調査項目	①設立の目的 ②活動内容(活動人数、農地面積、販売体制、売上額等) ③チャレンジショップ関連事項 (参加経緯、参加理由、効果、課題、継続意志等)
空き 家 貸 主	調査年月日	平成22年7月、10月
	調査方法	訪問によるヒアリング
	対象	空き家を提供した貸主のうち、ヒアリングの了承を得た4軒(内2軒はチャレンジショップ後に改築を行い空き家の再生を図った)
	調査項目	①空き家時の状態とその経緯 ②チャレンジショップ関連事項 (参加経緯、空き家提供による変化、今後の課題等)

4-2. 郡上市の都市再生整備計画の活動

(1) 郡上市の概要

郡上市は岐阜県のほぼ中央に位置し、市域面積が 1,030km² と広大で東西および北の三方を山に囲まれ、その 90%を山林が占める中山間地域である(図4-1)。2004年3月に郡上郡の7町村の合併により誕生し、人口46,716人、城下町としての年間観光客は約650万人である注4-4)。東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道の高規格幹線道路の開通により、中部圏と短時間で結ばれる立地である。

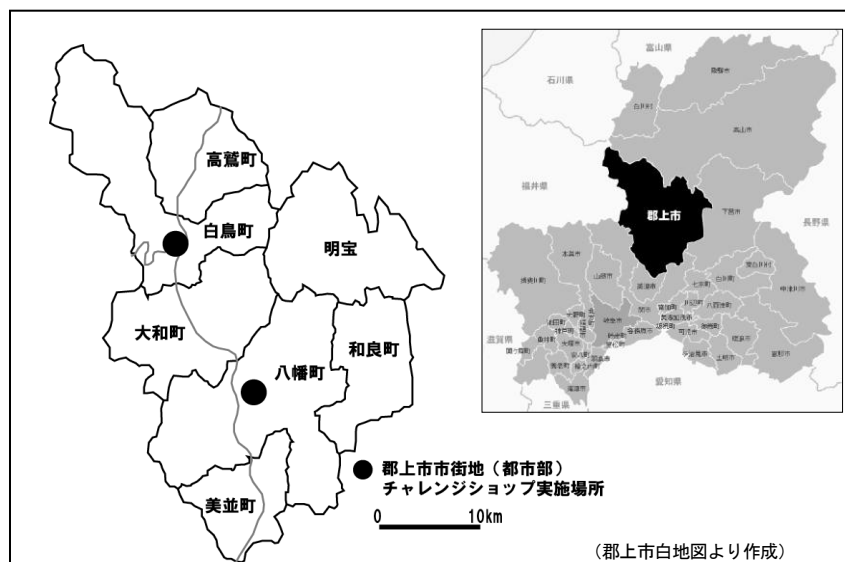


図4-1. 郡上市の位置

(2) 郡上市都市部(中心市街地)の概要

都市部は、郡上おどりをはじめとする独自の文化を育んできた城下町であり、現在も歴史的な街並みが残る八幡町と、古来より越前と加賀と美濃の街道が交わる要衝として栄えた白鳥町である。チャレンジショップはこの2カ所の中心市街地で実施された。

1) 白鳥町市街地の特徴

現在も周辺農山村の買物町としての機能を有しているが、美濃・飛騨を縦貫する国道156号線は市街地を大きく迂回しており、郊外部の大規模店舗の進出に伴い商店街の求心性は低下している。また、古い街並みや白鳥おどりといった観光的な魅力を有するが、八幡町と比べて規模も小さく公共交通アクセスもよいとはいえない注4-5)。



2) 八幡町市街地の特徴

まちの中央には清流吉田川が流れ、近年では「水と踊りのまち」として観光地の賑わいを見せており、積極的なまちづくりや景観形成が行われている。一方で、およそ1200軒の住居の内207軒の空き家が確認されており注4-6)、歴史的なまちなみの残る市街地の特性を活かした、持続可能な地域経営のあり方を模索している。



(3) 郡上市農山村部の概要

全国的な傾向と同様に郡上市でも、農家人口の減少や農業の担い手の高齢化が進展している。農業後継者については将来の後継予定者を含めると「後継者あり」が73.2%と比較的高いが、農家戸数減少の形態を見ると第二種兼業農家の減少がほとんどとなっており、今後の後継者の農業離れが懸念されている。また耕地面積規模では、1.0ha以下の農家が全体の90%を占めており、小規模な農家世帯が多いのが特徴である^{注4-7)}。

(4) 郡上市都市再生モデル調査の概要

郡上市都市再生モデル調査は、「都市と農村の連携による集約型都市構造の構築に向けた総合的な対応方策調査」として、平成18年度の「全国都市再生モデル調査」^{注4-8)}に採択されたものである。調査概要を表4-2に示す。まず郡上市内の111の集落を7タイプの集落に分類し、現状把握と将来予測を詳細に調査、その上で集約型都市構造の構築に向けて「集落の自立と相互補完に基づく持続可能な都市の実現」を将来像とし、8項目の基本方針を設定している。その中で都市部と農山村部の連携の強化を重要なポイントとして、対応策検討のための実証実験であるチャレンジショップ（平成18年度単年度事業）を実施した。

表 4-2. 都市再生モデル調査の概要

目的	合併による行政区域の拡大に伴い生活圏が広域化する中で、中心市街地と農村部の連携による集約型都市構造の構築に向けた対応策の検討
取組内容	①郡上市内に存在する111の集落をタイプ分類(位置・地形別) (7タイプ:市街地・市街地近郊・沿道集落・川沿い集落・谷筋集落・山間集落・高原リゾート)
	②集落タイプ別のモデル地区詳細調査(集落タイプ毎の現状把握と現状のまま推移した場合の将来予測) ～資料調査:人口動態、産業構成、既存ストック～ ～アンケート調査:世帯状況、ライフスタイル、将来意向 等～
↓ 調査結果を踏まえ	
将来像	「集落の自立と相互補完に基づく持続可能な都市の実現」
基本方針	
全体像	①各地域の特色と強みを生かした地域振興とそれを支える都市基盤の形成 ②各種機能の集約化による都市機能の強化 ③地域の自立的な活動を創出するための制度・支援づくり ④地域内や外部からの柔軟な住み替えを可能にするシステムの構築 ⑤地域間(市街地・農山村)および都市間の交流促進
取組方法	⑥関係主体の役割分担による地域独自の施策展開 ⑦モデル地区の重点的、実験的な施策実施と効果検証に基づく他地域への展開 ⑧行政による施策の優先度設定と事業効果の算定
↓	
地域経営戦略	将来像を実現させるための地域経営戦略の検討 (都市基盤・集落タイプ別)
↓	
実証実験	集約型都市の実現に向けて重要なポイントである、都市部と農山村部の連携の強化のための対応策として、実証実験「奥美濃チャレンジショップされど郡上まさに郡上」を実施
↓	
データ分析・評価(アンケート調査等)	

郡上市都市再生モデル調査 (H18) より作成

4-3. 「奥美濃チャレンジショップ」の活動の経緯

(1) 「奥美濃チャレンジショップ」の概要

市内の中心市街地にある空き家（白鳥町：3か所・八幡町：10か所）を活用して、農山村部の11団体が特産物を展示販売する^{注4-9}とともに、地域PR及び交流活動を展開することで、地域間の連携を強めることが可能かどうかの実証実験として実施されたものである。

チャレンジショップの取り組み内容を表4-3に示す。

農山村部の団体の展示販売に限定したところに特徴があり、市街地の空き家対策や、農山村部各種団体の販路拡大等の効果を期待し、都市部と農山村部の互惠を図っている。

表4-3. チャレンジショップの取り組み内容

事業スケジュール(平成18年)	
9月上旬	関係部署全体会議、基本計画策定
9月中旬	農村部参加者打診、空家手配
9月下旬	農村部参加者調整、詳細計画策定
10月上旬	関係者全体会議、調査項目確定
10月21日	実証実験開始
実施要綱	
目的	合併による行政区域の拡大に伴い、生活圏が広域化する中で、持続可能な集落の形成維持、郡上市全体の活力向上に向けた対応策の検討
求められる効果	・中心市街地活性化、空き家活用対策、農業振興、特産品開発、地域PR促進、人的ネットワーク構築、地域間交流促進、地域コミュニティ構築
内容	市内の中心市街地にある空き家を活用し、農山村部の特産物を展示販売すると共に、地域PR及び交流活動を実施する
実施場所・実施期間	①白鳥地域(空き家3か所)、4日間
	②八幡地域(空き家10か所)、7日間
出店団体	八幡町:3、白鳥町:4、高鷲町:1、明宝:1、和良町:1、その他:1 計11団体

郡上市都市再生モデル調査 (H18) より作成

(2) 行政の果たした役割

チャレンジショップは、7町村の合併による行政区域の拡大に伴い生活圏が広域化する中で、市域の一体的な地域経営に向けて行われた取り組みのひとつとして位置づけられた。

特徴的なのは、行政が図4-2に示すように、市内連携のもとに先導的な役割を果たしたことである。基盤整備部が全体の連絡調整を行う事務局となり、総合政策部が活動の広報や関連イベントとの調整を担い、地域事務所である基盤整備課や産業振興課がそれぞれ市街地の空き家の手配や、農山村部参加者の支援・調整を行うなど、農山村部側と都市部側の各部署が目的を共有し、行政内の連携の強化を図っている注4-10)。

チャレンジショップの実施にかかる費用は、都市再生モデル調査の一環として、都市計画協会から負担されている(表4-4)。

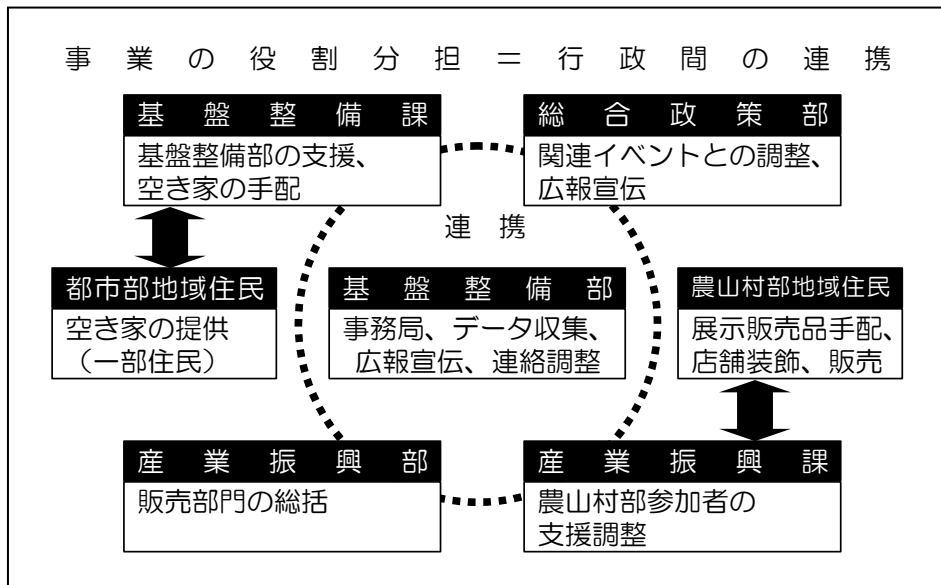


図4-2. チャレンジショップ事業の行政の役割分担

表4-4. チャレンジショップ事業の予算額

区分	内容	予算額(概算)	備考
借上料	空き家借上げ	¥550,000	5,000円 * 10軒 * 11日
資材費	店舗看板等	¥150,000	10店舗
印刷費	ポスター・チラシ	¥150,000	パンフ2種類 * 10,000部
広告宣伝費	新聞折込	¥30,000	12,000枚 * 2.5円
保険料	損害賠償保険	¥50,000	
雑費		¥70,000	
計		¥1,000,000	

(3) 各主体の概要と参画理由

1) 空き家の概況

チャレンジショップの対象となった空き家^{注4-11)}は、基盤整備課が交渉を行い、八幡地域ではメインの通りから裏の通りまで市街地の全域に渡り10カ所(図4-3)、白鳥町市街地では美濃白鳥駅周辺の3カ所が選定された。

選定に際して、八幡町市街地では同時期に歴史的建造物調査^{注4-12)}を行っていたため家主の把握がしやすく、白鳥町より多い10軒を目標に交渉を行ったが、交渉全件数のうち約半分は断られている。空き家の所有者の多くは店の奥に居住しているため、生活空間を見られたくないといった抵抗を持っていたり、高齢者や県外在住者も多く、提供に消極的であることが理由としてあげられている。

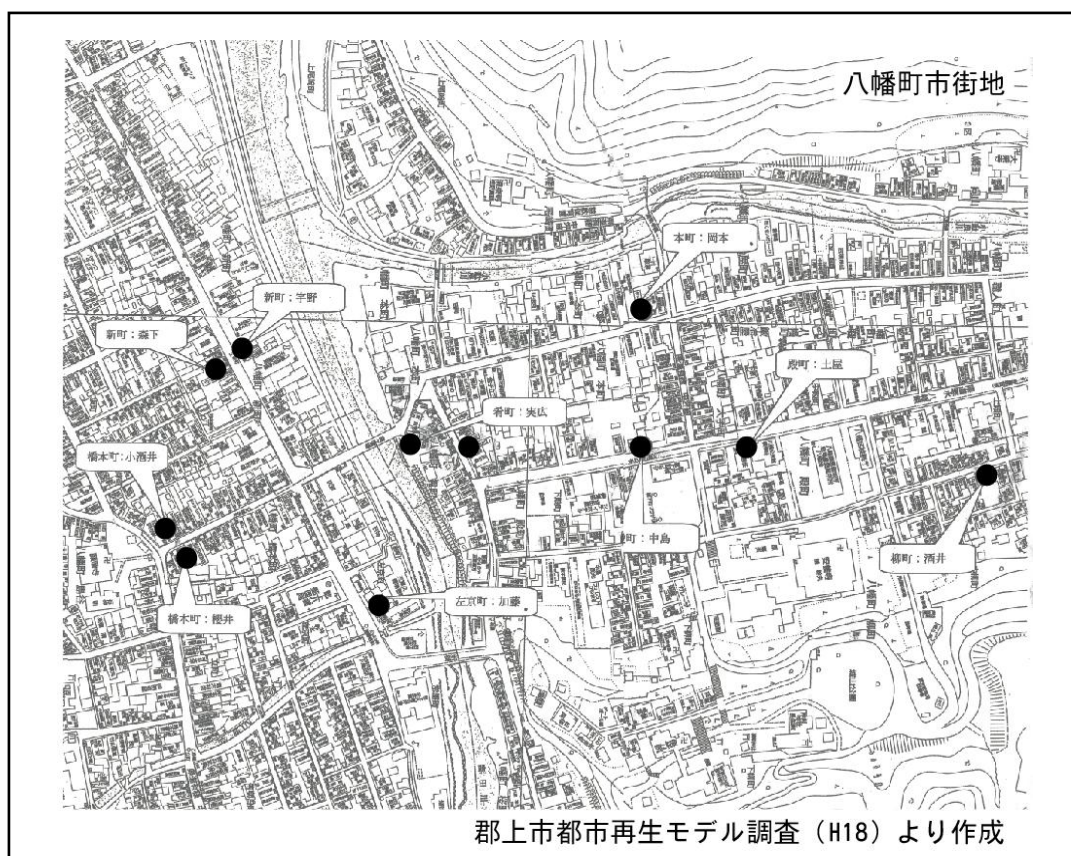


図4-3. 対象空き家の位置図(八幡町市街地)

2) 出店団体の概況

チャレンジショップの出店は、産業振興課が郡上市内の農山村部で活動している団体へ依頼し実現した。出店団体は表4-5の通りで、通常は道の駅等の施設で販売を行っている団体や単独の施設を有する団体など、計11団体が参加した。出店理由としては、メンバーが60代中心のところが多く、高齢化やメンバーの減少、また他店舗との競合など次のステップへの課題を抱えており、チャレンジショップを商品や活動のPRの機会と捉えて積極的に参画している。

一方、行政からの依頼だからということで参加を決めたところも多く見られる。また、①野菜工房かぼちゃのがっこうと、②小那比グリーンツーリズムは、八幡市街地での空き家を利用した出店という点を特に重用視している。

表4-5. チャレンジショップ出店団体の概要

団体名	設立日	所在地	集落タイプ*1	既販売体制	メンバー数		年齢層
					設立当初	現在(H21)	
① 野菜工房かぼちゃのがっこう	平成17年	八幡町	沿道集落	なし	10名	13名	30～60代
② 小那比グリーンツーリズム	平成16年	八幡町	山間集落(峠越え)	業者に卸売体験事業	60名	60名	60代中心
③ 土里夢	平成8年	八幡町	谷筋集落	道の駅・サービスエリア等	90名	15名	60代中心
④ 奥美濃自然薯組合	平成元年	白鳥町	市街地近郊	物産センター等	6名	20名	60代中心
⑤ 白鳥農業婦人クラブ	平成6年	白鳥町	市街地近郊	2店舗(白鳥町)に卸売	10名	11名	50代中心
⑥ マイカグループ	平成14年	白鳥町	山間集落(峠越え)	道の駅・農協	15名	11名	60～70代
⑦ 和良加工生産組合	平成15年	和良町	川沿い集落	道の駅	26名	12名	60～70代
⑧ やすらぎの里いとしろ	平成15年	白鳥町	山間集落(峠越え)	単独施設	50名	80名	—
⑨ ビスターリマーム	平成12年	明宝	山間集落(峠越え)	なし 体験事業	—	—	—
⑩ クックラひるがの	平成16年	高鷲町	高原リゾート	単独施設	—	—	—
⑪ 郡上高校	—	その他	—	—	—	—	—

*1 郡上市都市再生モデル調査による7つの集落タイプを参考

団体名	出店理由	出店日数*2		販売品目
		白鳥	八幡	
① 野菜工房かぼちゃのがっこう	八幡への出店 商品・活動PR	4	7	もなかアイス・パン・クッキー・ ロールケーキ等
② 小那比グリーンツーリズム	八幡への出店 商品・活動PR	4	7	お茶
③ 土里夢	商品・活動PR	4	5	おはぎ・寿司・おこわ等
④ 奥美濃自然薯組合	商品・活動PR	3	5	自然薯中心・お米・苗等
⑤ 白鳥農業婦人クラブ	行政からの依頼 商品・活動PR	4	7	手打ちそば中心・へぼめし・草 餅等
⑥ マイカグループ	行政からの依頼	2	5	もち・漬物・梅干・みそ等
⑦ 和良加工生産組合	行政からの依頼 商品・活動PR	4	0	長寿団子・漬物・珍味・味噌・ 干し椎茸等
⑧ やすらぎの里いとしろ	行政からの依頼	0	6	かぶら・その他農産物
⑨ ビスターリマーム	—	4	7	朴葉寿司・猪汁・白菜漬け・梅 干し・らっきょう等
⑩ クックラひるがの	—	0	7	うどん・チーズ・プリン ・とうもろこし・人形等
⑪ 郡上高校	—	4	4	ヨーグルト・シクラメン等

*2 白鳥地域4日間、八幡地域7日間のうち
郡上市都市再生モデル調査(H18)、筆者によるアンケート・ヒアリング調査より作成

4-4. 「奥美濃チャレンジショップ」の活動の成否

本項では、チャレンジショップの成否を検証する。

まず、出店団体や地域住民及び来訪者の評価や意向を明らかにするため、郡上市が行った「奥美濃チャレンジショップアンケート」^{注4-13)}の結果に基づいて、チャレンジショップ直後の評価の検証を行う。

さらに、出店団体に対するアンケート調査^{注4-14)}と空き家の貸主に対してヒアリング調査^{注4-15)}を行い、チャレンジショップに対する詳細な経緯や3年経過後の変化から、チャレンジショップの具体的な効果や今後の課題について示す。

(1) チャレンジショップ直後の評価

1) 農山村部（出店団体）の意識の向上

チャレンジショップ直後の出店団体へのアンケート結果とその分析を表4-6・7に示す。

表4-6に示した今後の出店については、「出店を検討したい」を含めると、今後空き家を借りて出店を望む団体は11団体中6団体あった。さらに「その他」の人通りや立地などを条件に出店を再考すると答えた団体を含めると、9団体が前向きな姿勢であった。

また表4-7に示す個別の意見からは、①「灯台もと暗し」で市街地の住民がより身近な消費者となり得ること、②対面販売の楽しさや販売方法の工夫の重要性の確認、③既存商店街や他地域の団体との交流の重要性、④八幡市街地の観光客の多さを改めて実感した上でまちの魅力の再確認等、チャレンジショップを通してこれまで気づかなかった事象や、新たな課題の発見などにつながっていることが読み取れる。

一方、⑤白鳥市街地では、人通りが少なくチャレンジショップだけでは市街地の活性化は困難なこと、ただし地元の人には好評な販売品もあり、八幡市街地とは違った手ごたえを感じている。

表4-6. チャレンジショップ出店団体の今後の出店意向

	ぜひ出店したい	出店を検討したい	出店は無理	その他	回答なし
今後の出店について (11団体中)	2	4	1	3	1
	・立地条件や自社の業務状況により検討 その他意見：・人通りのある所が条件なら ・空き家対策としては再考すべきだが検討				

表4-7. チャレンジショップ出店団体の主な意見

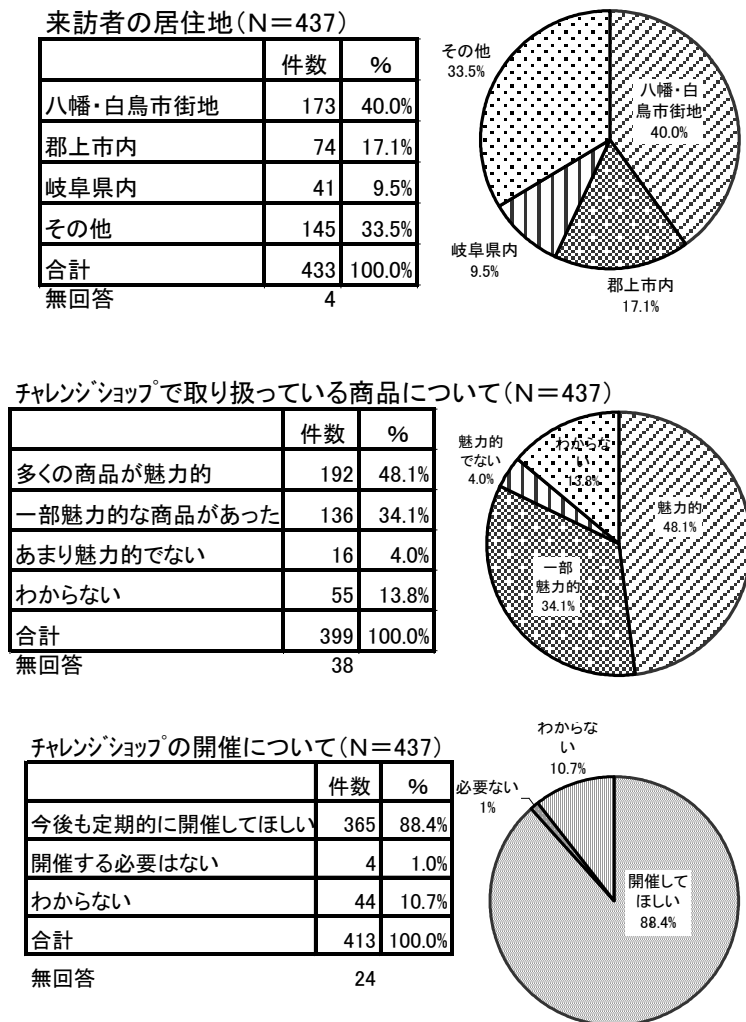
設 問 項 目	<p>1. チャレンジショップに出店してよかったことなど</p> <p>2. チャレンジショップに出店した中での改善点や反省点</p> <p>3. チャレンジショップ会場の感想</p> <p>4. チャレンジショップに見られた効果等</p>
回 答 の ま と め ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (筆 者 分 析) と 意 見 の 抽 出	<p>①身近な消費者の発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郡上の方に地域の産品を知ってもらえた事。案外「灯台もと暗し」の面があった。 ・郡上市民の客も多く、売り上げは予想以上であった。
	<p>②販売方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の方々と出店することで情報交換ができ、本業につながる話ができ。 ・初めての試みで、特に立地条件や売上の面で自社業務の参考になった。 ・観光客は街並み散策のため、重い白菜・大根等は対象外となった。野菜の販売は全て地元の方々ばかりで、販売方法について今後の課題を感じた。
	<p>③商店街や他地域の人との交流の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの方々と交流ができ、市の職員の方にも売り上げのための知恵を頂き、販売にも協力していただき、良い人々との出会いができました。 ・他の地域の出店者の方と交流ができて、今後につなげていきたい
	<p>④八幡市街地の魅力の再確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の多さを改めて感じ各地の特色を生かした取組みの大切さを痛感した。 ・八幡地域は人通りが多く、空き家が目立つ街並みより、今回のような外見だけでも店が並んでいることは良いことと思う。茶のサービスは好評でした。
	<p>⑤白鳥市街地の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人通りが少なく、チャレンジショップだけでは人を呼ぶのは困難ではないか。 ・地元の人が中心でそばなどよりご飯ものがよく売れた。
	<p>⑥宣伝と説明等連携体制への課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡の商店街の方々と話す機会もなく、関心も持たれていなかったのでは。 ・チャレンジショップ後も今回の活動を知らない人が多く、宣伝不足と感じる。また商店街の方がどのように思っていたのか不安。宣伝・説明を徹底してほしい。

都市再生モデル調査出店団体アンケート(H18.郡上市)より抜粋

2) 都市部（中心市街地来訪者）の評価

来訪者は観光客よりも地元住民が多く、郡上市内の住民が半分以上を占め、そのうち4割が中心市街地内の住民であった（図4-4）。取り扱った商品については、表4-5に示す通り野菜や漬け物・蕎麦など、農山村の出店団体側にとっては昔からの農産品で特に意識したものではなかったが、図4-4に示す商品についてのアンケート結果より、来訪者にとっては「一部魅力的」も含めると8割以上が魅力的であったという意見であった。観光客のみでなく地元の都市部住民にとっても普段は地元の農産品と接する機会が少ないことが読み取れる。

また今後の開催については、9割近くの人が今後の定期的な開催を望んでいて、さらにそのうち約6割が常設化を希望しているという結果となっており、地域住民や観光客といったまちなか来訪者の高い評価がうかがえる。



平成18年度「郡上市都市再生モデル調査」郡上市より作成

図4-4. 来訪者へのアンケート結果

(2) 都市部における効果と課題

1) チャレンジショップの具体的な効果（空き家の活用）

チャレンジショップ終了後に空き家の活用が図られたのは10軒のうち2軒で、いずれも八幡市街地の空き家（①と②）である（表4-8）。空き家①は、「野菜工房かぼちゃのがっこう」がチャレンジショップ時に出店し、チャレンジショップ後に本格的に改築を行い活動を継続した。空き家②は、チャレンジショップ後「白鳥農業婦人クラブ」から活用の申し出はなかったが、現在板金業の腕前を見せる工房として活用されている。空き家①②とも、表6のチャレンジショップ前の空き家活用の考えとして、「知人以外に貸すのは躊躇していた」、「どのような活用がいいのか踏み出せずにいた」と述べている様に、活用意向はあったが実際の活用にはまだ一步届いていなかった。それがチャレンジショップ後に活用につながったのは、空き家①では、「チャレンジショップで利用してもらい、本格的な話合いができた」および「借主の熱心さが伝わり安心できた」ことがある。また空き家②では、「店舗が開放的で客が入りやすく、チャレンジショップ時にとても繁盛していた」ことから、「利用したいと話があったため」であると述べている。農山村等地域外の面識のない人物に空き家を提供することへの躊躇や、建物の利用方法への迷いが、実際の建物を活用するチャレンジショップの様な試用期間を設けることにより、空き家所有者にとって借主の本気度や具体的な建物の使い方のイメージを得ることができ、人物や建物の利用方法等に対する不安を取り除くことにつながっているといえる。

表4-8. 空き家の概要とチャレンジショップ後の活用

		八幡市街地			白鳥市街地
		空き家①	空き家②	空き家③	空き家④
概要	築年数	約50年	約35年	約40年	約50年
	空き家の時期	約4年前から	約4年前から	約27年前から	約4年前から
	構造	木造2階建	鉄骨造3階建	RC造3階建	RC造3階建
	用途	住居	店舗(家具屋)	店舗併用住居	店舗(写真スタジオ)
	所有者の居住地	八幡町	八幡市街地 (隣接する別棟の住宅)	店舗奥に居住	県外
チャレンジショップ	チャレンジショップ時利用団体	野菜工房かぼちやのがっこう	白鳥農業婦人クラブ	郡上高校	3団体共有(野菜工房、和良加工生産組合、郡上高校)
	参加理由	・空き家を活用したいと考えていたから	・空き家を活用したいと考えていたから	・行政の依頼なので、協力のつもり	・行政の依頼があったため
	チャレンジショップ前の空き家活用の考え	・耐震や改修費用は貸主負担の場合はむずかしい。 ・貸すか売ってほしい話がいくつかあったが、知人以外に貸すのは躊躇していた。	・借主が近所迷惑になるような人だと困るので判断がむずかしい。 ・どの様な活用がいいのか、改築に踏み出せずにいた。	・家賃が満足いくものであれば提供したいが、交渉はむずかしい。	・貸したいとは考えていた ・使用していた器具等はそのままなので、できれば写真スタジオとして貸したい。
その後の活用	活用の申し出	○ (チャレンジショップ参加団体)	○ (参加団体以外)	×	×
	現在の活用状況	野菜工房かぼちやのがっこうに店舗として貸している	知人(板金業:八幡町内)に工房として貸している	月1回作業場(以前から)として貸している	空き家
	その理由	・面識がないので不安もあったが、チャレンジショップで利用してもらい、本格的な話し合いができた。 ・チャレンジショップで借主の熱心が伝わり、今後の契約にも安心できたため。	・利用団体から話はなかったが、店舗が前面に開放的で客が入りやすく、チャレンジショップ時にとっても繁盛しており、知人からこの特徴を活かして利用したいと話があったため。	・以前から貸している方があったので。 ・短期間であれば提供できる。	・借りたいという話がない。 ・遠方に居住しているため、積極的に借り手を捜せない。
	改修費用	借り主が負担	借り主が負担	—	—
写真	空き家時 (郡上市提供)				
	チャレンジショップ時 (郡上市提供)				
	現在* (筆者撮影 H21.8)				

空き家所有者に対するヒアリング調査より作成(H22.7、H22.10)

2) 空き家所有者の意向と今後の把握

表4-8に示すとおり調査協力の得られた4軒の所有者は、交渉や家賃、改修等の面で課題はあるものの、いずれもチャレンジショップ以前から空き家を貸したいという意向はもっており、活用には前向きであったといえる。しかし空き家①②以外がチャレンジショップ後に活用に至らなかったのは、活用の申し出がなかったこと以外に次のことがあげられる。

まず空き家③では、空き家活用状況の理由として、「以前から貸している方があるので」また「短期間であれば提供できる」とあり、チャレンジショップに参加したものの長期に渡る借金を考えていないことがわかる。空き家になってから約27年が経過しており、空き家になってからまもなくチャレンジショップが開催された空き家①②に比べて、活用につながる要素が低くなっていると考えられる。今回調査協力の得られなかった所有者においても空き家③の様に、「現在でも利用する機会がある」「長期借入は考えていない」といったことが辞退理由としてあげられており^{注4-16)}、行政からの依頼への協力として、一時的な活用としてのみチャレンジショップに参加したものと見える。

一方空き家④においては、空き家になった時期は空き家①②と同時期であるが、写真スタジオであった機能を活かしたいという意向をもち、農山村部団体の小売店舗等として再生するためには、用途変更のためのより具体的な活用イメージや工夫が必要であったのではないかとと思われる。しかし3団体共有の利用のため、実際には表6の写真に見られるように、建物前面のほぼ路面空間での販売がメインとなっており、長期的な利用を意識した空き家の活用とはいえない。

チャレンジショップを通してより多くの空き家の活用を図るには、空き家所有者の意向や、今後空き家となる可能性のある物件を定期的に把握すること、また建物の特徴を生かした利用方法といった、より効果的なシステムを確立し実践していくことが求められる。

3) 活動に対する支援の充実

改修した2軒の事例はいずれも借主が建設土木業、板金業という業種であったため、表4-8の改修費用に示す通り、改修を借主側自身で行っており所有者への負担がなかった好例といえる。

郡上市では市街地の街並みづくりにおいて、「景観形成事業」や「空き家活用事業」の支援事業^{注4-17)}に取り組んでいるが、本事例で取り上げた対象については、前者は基準設定が高いため、後者は商店街などの団体に対象を限定しているため、改築費用や家賃補助等に対する助成支援は行われなかった。

家賃の交渉や改修資金の困難性が空き家増加の大きな原因であることは指摘されており^{文献1)}、本事例でも空き家①が「改修費用は貸主負担の場合はむずかしい」や、空き家③が「家賃が満足いくものであれば提供したいが交渉はむずかしい」と考えている様に、空き家の活用に向けての課題だといえる。本事例での対応を受けて、今後さらなる空き家の活用を促進するために、郡上市では現在上述した支援事業において、起業者等も含めた支援施策について検討を行っているところである^{注4-18)}。

(3) 農山村部における効果と課題

1) チャレンジショップの具体的な効果（農業の振興）

出店団体に対するアンケート調査の結果を表4-9に示す。チャレンジショップの参加により客層・販売額が増えた団体は、アンケート調査に応じた8団体のうち4団体あった。そのうち団体①はチャレンジショップ後に出店を継続した八幡店舗への来客によるものであるが、団体②⑥は都市部の住民からの電話注文、団体③は表4に示した既販売体制（常設販売所）への、チャレンジショップでの商品の好印象からの来訪があげられている。近年、直売所等の農産物入手型の交流活動は、衰退もしくは飽和状態にあることが指摘されている^{注4-19)}。しかし市街地での出店は、これまでの道の駅ファン等や、農山村の取り組みに意識の高い一部の参加者だけでなく、市街地の住民やまちの散策を目的とした一般の観光客等も取り込めるといった、街なかの魅力による高い集客力が伺える。新たな客層の獲得の結果、地域への影響としてこの4団体はいずれも地域内での遊休農地の耕作を行うなど「栽培地を増やした」と答えている。また団体③では、“野菜が多くとれたので買ってほしい”といった「農家より野菜の買取依頼が増えた」こともあげられており、農山村地域の農業の振興に対してもよい影響を与えている。

表 4-9. 農山村部団体のチャレンジショップ後の変化

団体概要			都市部との交流について	チャレンジショップ後の変化				今後の出店について		
団体名	メンバーの専門	年齢層		客層・販売額	内訳	地域への影響	出店	出店希望	理由（出店を希望「する」は、現在出店に至っていない理由、「しない」はその理由）	
①	野菜工房 かぼちゃの がっこう	建設業 ・主婦	30～ 60代	・商店街の住民からチャレンジショップは不利益を感じると不満があり、あまり協力的ではなかった。	増えた	・八幡店舗への来客	・栽培地を増やした	出店 (八幡)	—	—
②	小那比 グリーン ツーリズム	サラーマン OB(農業 体験者)	60代 中心	・茶摘み体験等の交流活動を行っているが、今後は茶の売り上げを伸ばしたい。(体験参加者≠購入者ではない)	増えた	・都市部からの電話注文	・栽培地を増やした	出店 検討中	する	・チャレンジショップ時に利用した空き家は断られた。 ・現在出店場所を検討中で、空き店舗の改修資金の支援や格安に貸してもらえることを望む。
③	土里夢	農業 (主婦)	60代 中心	・チャレンジショップで美味しかったと商品を求めて常設販売所にきてもらったのはうれしい。	増えた	・常設販売所への来訪	・栽培地を増やした ・農家より野菜の買取依頼が増えた	なし	する	・高齢化等を理由に次第に会員数は減り、今後の後継者づくりが課題。
④	奥美濃自 然薯組合	農業	60代 中心	・季節の展示即売しかできない業種だが、このような取組に協力したい。	変化 なし	—	—	なし	する	・組合員の高齢化、後継者(若い人)が出てこない。
⑤	白鳥農業 婦人クラブ	農業 (主婦)	50代 中心	・販売等も一貫して会員でこなしたい気持ちがあるが、会員数(後継者)や販売スタッフが確保できれば続けたい。	変化 なし	—	—	なし	する	・会員の高齢化や後継者の育成の課題。
⑥	マイカ グループ	農業	60～ 70代	・農産物を作ることはできるが、自分達ではパソコンも販売もできないので、行政や若い人で計画してもらいたい。	増えた	・都市部からの電話注文	・栽培地を増やした	なし	ない	・当初は若く仕事も多くやれたが、歳と共に弱くなった。若い後継者やコンピューターのできる人がほしい。
⑦	和良加工 生産組合	農業 (主婦)	60～ 70代	・地域住民の方々の協力があり見られなかった。イベント開催等、ガイドに積極的なお客さんのPR、地域住民へのPRと協力がもつとあっても良い。	変化 なし	—	—	なし	ない	・道の駅への観光バス等の来客が多くなったが、特に冬場は雪も多く大変なため、市街地での販売スタッフを確保したいが、高齢者が多くむずかしい。 ・農産物の栽培者が減少し、満足した新鮮野菜の提供ができない。
⑧	やすらぎの 里いとしろ	—	—		変化 なし	—	—	なし	ない	・行政からの依頼で出店しただけなので

出店団体に対するアンケート調査より作成(H21.8)

2) チャレンジショップによる効果と出店団体の条件の検証

市街地での出店により「客層・販売額が増えた」と回答した団体②③⑥（①は出店継続のため除く）と、効果が見られなかった他の団体について整理し、効果が見られた条件について検証する。表4-5および表4-9において3団体に共通に見られる要素はないが、八幡町所在地の団体であること（団体②③）、集落タイプが山間集落（峠越え）であること（団体②⑥）、既販売体制が道の駅等直売所であること（団体③⑥）の3点が、それぞれ3団体のうち2団体に共通している。図4-5にその関係を示す。

まず八幡町に位置する団体は、団体①を含めてすべての団体において効果が見られており、八幡町市街地での新たな消費者が、より近隣の地域に特に大きな影響を与えることが明らかになった。また道の駅等での販売体制をとる団体は③④⑥⑦の4団体あるが、団体④は元々季節物の自然薯が主販売品目であること、団体⑦は白鳥市街地のみの出店であったことから、客層や販売額への効果が見られなかったと考えられ、主に郊外に立地する道の駅や直売所に比べて市街地での出店の効果は大きいといえる。さらに、単独施設を有する団体⑧や体験事業が主事業である団体⑨を除く団体②⑥は、市街地から峠越えが必要な地理的条件にあるため、特に市街地での地域のPRが効果的であったといえる。

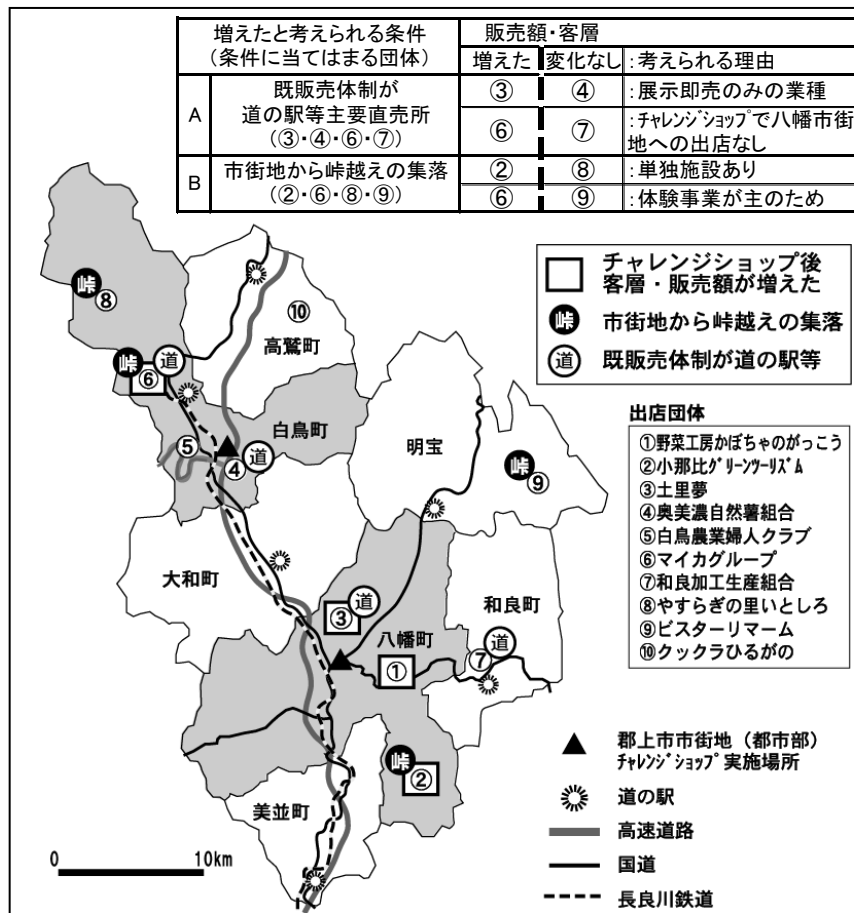


図4-5. チャレンジショップの効果と条件の関係

3) 農山村部住民主導の活動の限界

チャレンジショップ後に出店した団体が1団体（表4-10の①）、また現在検討中の団体が1団体（表4-10の②）ある一方で、今後の出店希望について「ない」と答えた団体は3団体あり（表7の⑥⑦⑧）、表4-6に示したチャレンジショップ直後の調査結果より、出店を希望しない団体が増加していた。その理由として表4-10にあるように、「当初は若く仕事も多くやれたが、歳と共に弱くなった」や「農産物の栽培者が減少し、満足した新鮮野菜の提供ができない」など、チャレンジショップの実施より3年が経過し意識が低下したことや、団体のメンバーの高齢化や後継者不足が確実に進んでいることがあげられる。

また、活動の継続を行っている団体①②（②は出店を検討中）のメンバーが、表4-10のメンバーの専門にあるように、建設業やサラリーマン0Bから成っているのに対して、希望しないと答えた団体⑥⑦では、メンバーが農業従事者のみ、かつ60～70代中心で構成されており、このような団体においては、単年度の交流活動事業だけではその後の展開に結びつきにくいと考えられる。さらに出店を希望するが出店に至っていない団体③④⑤は、その理由として会員の高齢化を課題にあげており、時間の経過と共に団体⑥⑦のように、出店希望の意志が低下していくことが懸念される。

4) 都市部との連携において望まれる支援内容

チャレンジショップ後に客層・販売額が増えたにも関わらず、今後の出店を希望しないと答えた団体⑥は、都市部との交流について、「農産物を作ることはできるが、パソコンも販売もできないので行政や若い人で計画してもらいたい」（表4-10）との意見を述べている。また、団体⑤のように、「販売等も一貫して会員でこなしたい気持ちがあるが、会員数（後継者）や販売スタッフが確保できれば続けたい」との意見も見られた。

出店においては「したいができない」というのが本意であり、特にこれまで全国で主流であった交流活動で取り組まれていた農作業自体への都市部住民の参加・支援といったものよりは、自前の発展努力^{注4-20)}を基礎に、マーケティング情報や販売支援といった自分達の不得手な事項において、都市との連携を希求していることが明らかになった。

表4-10. 農山村部団体のチャレンジョップ後の変化

団体概要			都市部との交流について	チャレンジジョップ後の変化				今後の出店について	
団体名	メンバーの専門	年齢層		客層・販売額	内訳	地域への影響	出店	出店希望	理由（出店を希望「する」:現在出店に至っていない理由、「しない」:その理由）
①	野菜工房 かぼちゃの がっこう	建設業 ・主婦	30～ 60代	増えた	・八幡店舗 への来客	・栽培地を増 やした	出店 (八幡)	—	—
②	小那比 グリーン ツーリズム	サラマン OB(農業 体験者)	60代 中心	増えた	・都市部から の電話注文	・栽培地を増 やした	出店 検討中	する	・チャレンジジョップ時に利用した空き家は 断られた。 ・現在出店場所を検討中で、空き店舗の 改修資金の支援や格安に貸してもらえ ることを望む。
③	土里夢	農業 (主婦)	60代 中心	増えた	・常設販売 所への来訪	・栽培地を増 やした ・農家より野 菜の買取依 頼が増えた	なし	する	・高齢化等を理由に次第に会員数は減 り、今後の後継者づくりが課題。
④	奥美濃自然 薯組合	農業	60代 中心	変化 なし	—	—	なし	する	・組合員の高齢化、後継者(若い人)が 出てこない。
⑤	白鳥農業 婦人クラブ	農業 (主婦)	50代 中心	変化 なし	—	—	なし	する	・会員の高齢化や後継者の育成の課 題。
⑥	マイカ グループ	農業	60～ 70代	増えた	・都市部から の電話注文	・栽培地を増 やした	なし	ない	・当初は若く仕事も多くやれたが、歳と 共に弱くなった。若い後継者やコン ピューターのできる人がほしい。
⑦	和良加工 生産組合	農業 (主婦)	60～ 70代	変化 なし	—	—	なし	ない	・道の駅への観光バス等の来客が多く なったが、特に冬場は雪も多く大変なた め、市街地での販売スタッフを確保したい が、高齢者が多くむずかしい。 ・農産物の栽培者が減少し、満足した新 鮮野菜の提供ができない。
⑧	やすらぎの 里いとしろ	—	—	変化 なし	—	—	なし	ない	・行政からの依頼で出店しただけなので

出店団体に対するアンケート調査より作成(H21.8)

4-5. 継続した活動のプロセスの把握

本項では、チャレンジショップ終了後も八幡市街地に継続して出店を行っている、「野菜工房かぼちゃのがっこう」（以下かぼちゃのがっこうと表記）に対してヒアリング注4-21)を行い、まず活動内容（表4-11）と活動経緯、特徴（表4-12）を把握する。

次いでチャレンジショップ後の変化を通して、いかにして活動が展開していったのか検証し（表4-13）、活動の持続化に至る要因を分析する。

（1）「かぼちゃのがっこう」の取り組み内容と経緯

「かぼちゃのがっこう」の代表者は、郡上市の農山村部にて建設土木業を営んでいたが、建設業を営む環境が厳しいことと、地区周辺の農地の荒廃が進み何とかしたいと思っていた時に、近隣の農家から遊休農地の依頼を受けたことを背景に農作物の栽培に着手した。その際本業である建設土木業の合間に栽培が可能であることが条件であり、カボチャ等の普通の野菜を対象としている。栽培開始3年目にして、アイスやケーキ、パンといった加工による付加価値商品化の開発を始め、その後ネット販売など販売方法を思案していた時期にチャレンジショップに参加した。

現在開設3年目を迎え、売上はオープン時の約1.5倍に増え、土木建設業が約6割、野菜工房での取り組みが約4割を占めている。活動を継続する中で、50aといった少ない栽培面積からスタートした栽培地も、地区内の高齢者から無償で委託される農地が15a/年ずつ増え、現在は140aとなっており、新たな農の担い手として重要な役割を担っているといえる。

表4-11. 「かぼちゃのがっこう」の活動内容

メンバー数・設立年	13名(内販売3名)・平成17年
メンバー構成	株式会社従業員10名、店舗3名
販売体制	栽培者:男2名、女3名 加工者:男3名、女2名 販売者:女3名
栽培面積	設立当初は50a、地区内の高齢者から無償で委託される農地が15a/年ずつ増え、現在は140a
営業時間	夏期 10:00～18:00 冬期 10:00～17:00
家賃	5万円/月
販売収支	オープン1年目は販売額が1800万/年、2年目:2500万円/年
本業との関係	正社員は3名で、建設業と栽培を合わせて行っている

ヒアリング調査より作成(H21.8)

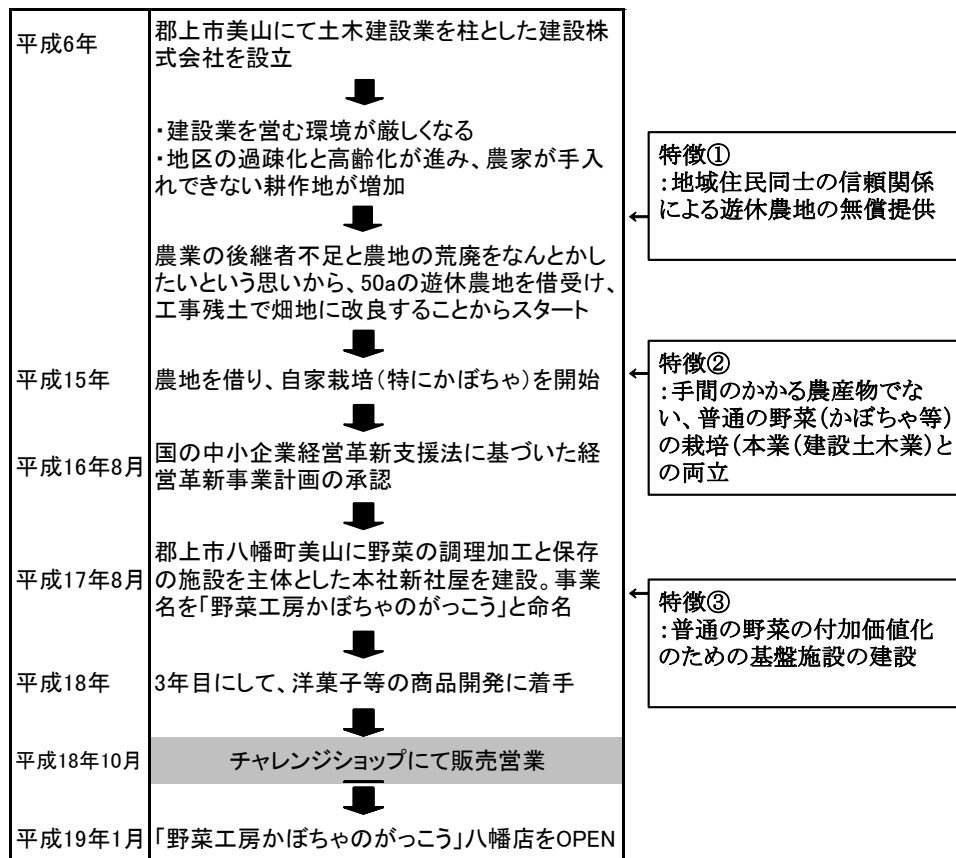
(2) 「かぼちゃのがっこう」の活動の特徴

郡上市は小規模農家が多く、先祖代々からの土地を守る意識が強いといった情緒的な側面も、農地の貸借が進まず遊休農地が解消されない一因となっている^{注 4-22)}。そのため、工事残土での畑地への改良が必要であったが、従来からの日常のつきあいの中の関係における信頼関係により、まず無償で「かぼちゃのがっこう」へ遊休農地の委託がなされたという点が大きな特徴である(表4-12特徴①)。

次に、無農薬などの特別な野菜や米などは費用や手間がかかるといった課題があり、本業との両立を図る上で手間のかからない農作物(かぼちゃ)の栽培を選択したことが鍵となっている(表4-12特徴②)。

一方で、その様な普通の野菜をどのように付加価値をつけて販売するかといった取り組みに着手できたこと(表4-12特徴③)は、メンバーの高齢化や後継者の課題を抱える団体との大きな違いといえる。

表4-12. 「かぼちゃのがっこう」の活動経緯と特徴



ヒアリング調査(H21.8、H22.7)より作成

(3) チャレンジショップ後の活動継続の要因

「かぼちゃのがっこう」がチャレンジショップの参加後に活動を継続した要因について、チャレンジショップ前と参加後の変化から検証する（表4-13）。

販売方法や出店場所においては、平成18年に洋菓子等の農産物の商品開発を行ってから、インターネット等による通信販売にするか、店頭販売にするか思案していた時期にチャレンジショップに参加したことで、対面販売の良さやまず足もとの地域から見つめ直したいとの思いを得て、さらにそこでの手応えの実感により八幡市街地での出店を決めている。また、出店を決意する前の思案中の時期においては、空き家所有者との交渉においては困難を感じており、チャレンジショップへの参加を通して自身も出店に熱心になり、空き家所有者との本格的な話し合いにつながったことで、出店に至っている。さらに継続的な活動に向けては、重たい野菜そのものを購入しない観光客層などを特に視野に入れる必要性を改めて実感し、新たな付加価値商品化を推進している。

このようにチャレンジショップは、都市部住民や観光客との交流による販売方法の確認や、空き家所有者との信頼関係といったつながりをつくる“きっかけ”の提供の場として、活動の継続（八幡市街地への出店）に寄与したことが明らかになった。

表4-13. チャレンジショップ参加による影響

	チャレンジショップ前		チャレンジショップ後	活動内容
販売方法	・インターネットによる通信販売にするか、店頭販売にするか、販売方法を思案	チャレンジショップ	・対面販売の良さを実感 ・足下の地域から見つめ直したい	出店による販売に決める
出店場所	・店頭販売だと場所がどこがいいか		・八幡市街地の人通りの多さを実感 ・チャレンジショップでの売上げの手応え	八幡市街地で活動の継続
空き家所有者との交渉	・思案中は、空き店舗の所有者との交渉がむずかしい		・出店に熱心になる ・空き家所有者と本格的な話し合い	空き家所有者が活用に協力
特産品開発	・野菜そのものと、クッキーやパンといった洋菓子等の加工食品の両方の販売		・重たい野菜そのものを購入しない観光客層などを特に視野に入れる必要性を実感	付加価値商品化を推進（大根の葉のパスタなど新商品の開発）

ヒアリング調査(H21.8、H22.7)より作成

4-6. 本章のまとめ

(1) 地域再生に向けてチャレンジショップが果たした役割

1) 中心市街地活性化

農山村の住民の手による市街地での地域産物の販売は、都市部住民や観光客といったまちなか来訪者にとって高い評価を得ている。まちなかの賑わい創出として活性化の一助となることが期待できる。

2) 空き家活用方策

チャレンジショップの様な試用期間を設けたことが、空き家所有者に借主の本気度や建物の具体的な活用イメージをもたらすとともに、借主に販売方法や出店場所についての情報を提供し、結果的に借主と空き家所有者の相互の意思決定に寄与して、2軒の空き家の活用を実現している。

一方で、空き家になってからの期間や建物の用途等の条件によっては、チャレンジショップは活用につながる手段としては効果的ではない。空き家活用に向けての有用な手段となり得るためには、空き家所有者の意向や空き家予備軍の定期的な把握を行い、より活用につながりやすい空き家の選定や、継続した活用へつながる様な利用方法の工夫が求められる。

3) 農業振興

まちなかの魅力と連携して特産物を販売したことで、販売方法の工夫の必要性といった様な農山村部団体の意識の向上が見られた。また身近な消費者としての市街地住民や、賑わいを見せる八幡町での観光客といった新たな客層の獲得につながっている。

特に八幡町に位置する団体や市街地から峠超えの必要な団体では、地域のPR効果や遊休農地の再生、周辺農家の農業振興において影響が大きかった。今後は出店団体の所在地や販売品目と、中心市街地の位置や性質との関係を考慮した上で取り組むことで、より都市部と農山村部の連携した地域づくりに寄与できるものとする。

4) 行政内のネットワーク構築

都市部の再生を主眼にしていた景観形成や空き家の活用といった支援事業において、今回のような都市部外の借主等についても適用検討を行うなど、チャレンジショップを通して関連する事業連携の必要性を促し、行政内のネットワーク機能を強化した。

5) 地域間交流促進

「かぼちゃのがっこう」の様に活動を主導で継続する例が見られた一方で、農業従事者のみで構成されている団体においては、その後の活動の展開に限界があることがわかった。

持続化のためには、外部住民や農業以外の諸産業の経験者との協働や、都市部住民との交流が重要である。特に都市部側が得意とする販売のPRや広報、販売人材の提供等に対する協力を望む声が高い。

(2) 活動の持続化の要因

「かぼちゃのがっこう」の取り組みは、無償での遊休農地の委託と、地域住民として農地の荒廃を懸念する地域への強い思いからの50aといった少ない栽培面積からのスタートで、かつ本業と両立するため“カボチャ”といった取り組みやすい普通の野菜の栽培に限られた。広大な農地でも優良農地でもなく、また高付加農産物でもない一般的な農産物を対象に、建設業を本業とした副業による取り組みであることが特徴である。すなわち“誰でもできるもの(農産品)とこと(専業でなくてもできる)”を基本とし、かつ付加価値商品化に取り組んだことが活動の展開・継続のための重要な要素となっており、岩田が指摘する注4-23)「中山間の農業は副業以下の状態で存続している現状」に適応し、「農業が継続していく条件である、兼業労働の就職先を確保すること」を満たす事業形態といえる。

さらにチャレンジショップでの出店を通して、都市部との交流による販売方法の確認や郡上八幡の街全体の魅力による集客力の影響、また新たな付加価値商品化の推進、空き家所有者との信頼関係が創出され、八幡市街地での活動の継続の重要な要因となっている。

(3) 今後の展望

1) 実際の空間での演出・実施

実際の空間での演出・実施は、具体的な目標像や客の反応といった情報の提供としてインパクトをもち、市街地における空き家の再生や住民の交流や情報交換、課題の発見等を促すなど活発な動きを誘発する重要な要素といえる。また農山村部の市街地への出店は、まちなかの賑わい創出の一助となっており、都市部に農山村部との共生拠点を創出することやチャレンジショップの様な試用期間の提供を通して、力を試す場所がさらに用意されていくことが望まれる。

2) 都市部の率先した支援

これまでの都市農山村交流で行われてきた、農作業への参加といった直接的な支援や、農山村で新鮮な野菜や地場産品を展開するだけでなく、日常的な消費者である市街地住民や観光客層等を視野にいれた都市部での販売も、都市部と農山村部の連携のあり方として重要である。

本事例において見られた様に、農山村部が不得手とするマーケティング情報や商品技術開発の提供、販売人材の提供等、具体的な形での支援を行うプログラムづくりが求められる。

3) 地域内での展開

これまで農の担い手として都市住民の移住を対象とした取り組みが積極的に行われているが、その際の選択肢として「交通アクセス」や「気候の良さ」といった面も重要視されており注4-24)、条件が不利な中山間地域ではなかなか担い手不足や遊休農地の解消といった課題の解決にはつながりにくい。

これに対して、都市部と農山村部の交流を通して地場農産物の利用拡大が推進されれば、意欲ある地元の農業者や農業従事以外の住民が、遊休農地の引き受け手になるポテンシャルを秘めている。特に農地に対する農地所有者の心理的な葛藤への考慮や、郡上市のように兼業農家の農家離れが課題となっている地域においては、住み続けながら農業にシフトしていく形の地域住民を、新たな農の担い手として積極的に位置づけ、農産物の付加価値商品化や販売方法への支援を通して、起業家精神の高揚を図ることが求められる。

注釈

- 注 4-1) 林らの報告（参考文献 3）によれば、全国の中山間市町村を対象とした都市農村交流活動においては、都市住民が農村側を訪れるタイプが過半数で、農村から都市への流れのタイプは全体の約 3 割と少ない。また内容は観光イベント等、一時的なものが多いという傾向が示されている。
- 注 4-2) 都市農山村交流活動は、農山村部側の農村振興策、農業政策の一環として取り組まれているものが多い。また都市再生本部が実施している「全国都市再生モデル調査」においても、都市農山村交流活動として、H15 年度の埼玉県坂戸市による「農と健康市民大学実践調査」や H17 年度の特設非営利活動法人えがおつなげによる「都市農山村交流による観光立県モデル調査」等の例があるが、実施団体が農山村側の団体であったり、都市の個人を対象にした活動といった面が見られる。
- 注 4-3) 平成 21 年 8～10 月にかけて、当時の担当者である建設部都市住宅課（当時は基盤整備部）の野田氏へのヒアリングを行った。その他産業振興部等について、また全ての資料・データ等の入手についても野田氏を窓口に戻り回答をいただいた。平成 22 年 6 月～11 月にかけては、建設部都市住宅課の村上氏を窓口に戻りヒアリング等を行った。
- 注 4-4) 岐阜県郡上市「郡上市市政」、平成 22 年 4 月、(社)中小企業診断協会「郡上市の観光による地域振興についての調査・研究報告書」、平成 17 年 1 月
- 注 4-5) 鉄道は、美濃加茂－郡上八幡－美濃白鳥－北濃の長良川鉄道があるが、乗車数や本数は少ない。バス路線は、高速バスが南は岐阜・名古屋、北は金沢、東は高山と延びているが、岐阜から白鳥まで運行するのは郡上八幡までの 1/3 の本数である。また観光客が多い名古屋からは、名古屋から郡上八幡までの運行、また白鳥を通過し白川郷までとなっている。
- 注 4-6) 郡上郡八幡町「八幡市街地空家現況調査」、平成 13 年より参照。
- 注 4-7) 郡上市「郡上市農業振興ビジョン」、平成 21 年 3 月より参照。
- 注 4-8) 市町村、NPO 等の地域が「自ら考え自ら行動する」都市再生活動を「全国都市再生モデル調査」として、都市再生本部が全国から提案を募集し、選定・支援するもので、平成 15 年から取り組まれている。
- 注 4-9) 八幡地域では 11 団体のうち 10 団体参加で、1 団体が 1 軒の空き家を活用、白鳥地域では 9 団体参加で 3 組に分かれ 3 軒の空き家を共同で活用。
- 注 4-10) 平成 19 年度からは、総合支所方式から本庁支所方式に変更され、基盤整備部は建設部へ名称変更、産業振興部は農林水産部と商工観光部に分立、総合政策部は廃止され、市長公室で機能を引き継いでいる。また地域事務所基盤整備課と産業振興課は、平成 21 年度から地域振興事務所産業建設課として機能を引き継いでいる。
- 注 4-11) 本論では、空き（店舗・店舗併用住居・住居）、また奥に居住中で店舗部分のみ空いているものすべてを含めて空き家と表現する。なお空き家前の使用形態は、八幡地域では、住居 2 軒、店舗併用住居 7 軒（内 2 軒がチャレンジショップ開催時においても店舗の奥に居住中）、店舗 1 軒であった。白鳥地域では、店舗 3 軒であった。
- 注 4-12) 「郡上八幡市街地内都市再生整備計画作成委託報告書」、郡上市基盤整備課 2006 において、目視による歴史的建造物悉皆調査を行っている。その際内部調査の協力を試みているが、多く断れた経緯がある。
- 注 4-13) 平成 18 年度「郡上市都市再生モデル調査」におけるアンケート調査。回答者数は、出店者側は 11 団体、来訪者は 437 件。
- 注 4-14) 平成 21 年 8～9 月に出店団体に対してアンケート調査を行った。回答団体は、地域に単独の施設

- を有する2団体（ビスターリマーム・高鷲アーカイブス）と郡上高校を除く8団体である。主に自由な記入式を採用し、一部ヒアリングを行い補足した。
- 注 4-15) 空き家所有者に対しては、平成 22 年 7・10 月に協力の得られた 4 軒に対してヒアリング調査を行った。白鳥町の空き家所有者は県外居住のため、建物の管理を任されている親戚の方（白鳥市街地居住）に話を伺った。
- 注 4-16) 郡上市建設部都市住宅課の村上氏を通して空き家所有者に対するヒアリング調査の依頼を行った。了承を得られなかった理由として他には「当時の家主が不在のため」「近日取り壊し予定のため」などであった。
- 注 4-17) 郡上市景観条例（H16.3 施行）において、伝統的な建築物に対して改修費用等の一部を景観形成補助金として助成しているが、「壁は真壁構造の漆喰壁」等設定基準が高いため、本事例で取り上げた改修に際しては適用されなかった。また H18 年度から、郡上市商工観光部も空き家活用に対する各種支援事業に取り組んでいるが、市街地の商店街等の団体のみが対象となっており、本事例の農山村部の住民等は対象外であった。
- 注 4-18) 郡上市商工観光部観光課担当者へのヒアリング（平成 21 年 11 月実施）
- 注 4-19) 農林水産研究情報総合センター「都市住民の意識の変化から都市農村交流の今後の展開方向を探る」、平成 19 年度によると、農産物入手型の交流活動として、農産物直売所・観光農園・野菜や果物のオーナー制度等があげられている。本論においてもこれを参照し、これらの活動を「農産物入手型の交流活動」として扱っている。
- 注 4-20) 文献 4) の pp143-145 において、「内発的発展への努力と国家の支援措置」として、「農山村の自前の発展努力」をあげ、「中山間地域の発展は、自前の発展努力を基礎に、都市との連携に発展する必然性を持っており、これを内発的発展の立場からいかに首尾良く行うかが大切である。」と指摘している。
- 注 4-21) 平成 21 年 8 月と平成 22 年 4 月、7 月の計 3 回、野菜工房かぼちゃのがっこう代表者へのヒアリング調査を行った。
- 注 4-22) 農林水産省「食料・農業・農村白書」、2009 年
- 注 4-23) 岩田らによる文献 5) において指摘されている。
- 注 4-24) 中園らによる文献 6) 参照。

参考文献

- 文献1) 岐阜県郡上市「郡上市都市再生モデル調査業務報告書」，平成19年3月
- 文献2) 都市と農村の協働の推進に関する研究会「都市と農村の協働の推進に向けて」，平成20年8月
- 文献3) 林賢一ほか「中山間市町村における都市・農村交流と関連施設整備の実態－都市・農村交流における生活環境整備に関する研究－」，日本建築学会計画系論文集，第527号，pp163-167，2000年
- 文献4) 保母武彦「内発的発展論と日本の農山村」，岩波新書，1996年
- 文献5) 岩田俊二ほか「農家の構造分析から見た中山間地域整備の方向に関する事例的研究」，農村計画学会誌，No.13-2，pp10-21，1994年
- 文献6) 中園真人ほか「地方中心市街地における空き家活用意向と借家再生の可能性」，日本建築学会計画系論文集，第618号，pp109-116，2007年
- 文献7) 「季刊まちづくり23号：食の地域づくり」，学芸出版社，2009年6月
- 文献8) 「建築雑誌Vol.98」，No.1205，1983年4月
- 文献9) 「住む：2007年秋」，23号，2007年
- 文献10) 山本雅之「「農のある暮らし」をデザインする」，都市計画246，pp27-30，2003年12月
- 文献11) 小山環ほか「農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究」，日本都市計画学会学術研究論文集，pp937～942，2002年
- 文献12) 山下仁ほか：中山間市町村における都市・農村交流の生活環境への影響，日本建築学会計画系論文集，第544号，pp179-184，2001年6月
- 文献13) 二神茉莉子ほか：地区レベルの計画に位置づけられた都市農村交流の効果と課題に関する研究，日本都市計画学会論文集，No42-3，pp877-882，2007年
- 文献14) 吉田肇：都市と農山漁村の交流促進に関する実証的研究，第31回日本都市計画学会学術研究論文集，pp325～330，1996年
- 文献15) 中島正裕「都市農村交流活動による農村地域活性化の評価に関する研究」，東京農工大学大学院博士論文，pp149-150，2002年9月
- 文献16) 足立重和「郡上八幡伝統を生きる」，新曜社，2010年8月

第5章 地域再生の内発化プロセス

地域再生の内発化プロセス**5-1. 本章の目的**

本章では、第2、3、4章における3つの事例研究で得られた結論から、まちづくりのプロセスと各段階での住民の意識の変遷、各関係主体の役割の整理を行い、その共通性から内発化プロセスの特徴と、住民の内発性を高める仕組み、内発的活動を展開、持続する方策と要因を示す。

5-2. 各章の論旨の内容と展開**1) 第2章「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」**

第2章「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」では、住民間のまちづくり意識の差や積極的要因のなさ、交流ノウハウの不足等の課題をもつ地域におけるまちづくりワークショップに対して、地区住民の意識の向上、計画意図の共有に至ったプロセスに着目して調査・分析を行った。その結果、まちづくり意識が根付いていない状況下において、活動を通じた当事者間の相乗性や協働性の認識と高揚に至る合意形成プロセスが抽出された。

初動期のWSでは、地区住民が同じラインについて前向きな姿勢で地区の構想づくり等に着手するよりも、既往の立場や地区コミュニティを考慮して個別の対応を図り、組織同士の業務の利害関係による不安や、隣接する地区同士の取り組みへの相互の立場による差異等、各主体間にある対立関係を顕在化させることで、むしろ協力関係を構築するための要点を把握し、住民の他者批判から参加へと進展するための、意向の共有環境を整えていくことに発展した。

将来構想の構築においては、参加者の建物に関する課題点や要望といった個別の相談に乗り、全体と個の2つの視点から将来構想を構築したことにより、参加から提案づくりのメンバーへとさらに進展した。その際、具体的でわかりやすい材料(スケッチや図、事例等)の提示するなど、空間的・事業的なイメージの視覚化により将来像を明快に共有することで、相互理解を深めることに寄与した。また、行政施策として整備する施設に対する個別提案を合わせて行い、行政と住民の取り組みの協調を図ることで、地区の一体的な計画の策定に至った。

以上より、方向性が異なる主体同士であっても、各々の対応を随時行うことにより、次段階の計画イメージを欲する気持ちへと発展していくことが明らかになった。またそのためには、ファシリテーター機能の関わり方が何より重視すべきことであり、事業実施段階までは専門家の役割

が多大であることが明らかにされた。

2) 第3章「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」

第3章「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」では、引き続き専門家として関わった、一般的市街地である敦賀市舟溜まり地区における景観まちづくりの事例を対象に、景観計画策定における実践的な分析を通して、地区の固有性ある景観計画の策定と、自発的な誘導を図るための運用に着目して調査・分析を進めた。その結果、住民の内発性を高めていくための景観計画の要素とその手順や方策、また運用における各関係主体の連携と果たした役割、その実施プロセスが抽出された。

景観計画の策定に至るプロセスでは、個別の協議や実際の個別案件の検討・資料提供を行ったこと、また、地区の資源やコミュニティを詳細に検討し、随時修正を行い比較的小規模な区域を指定したこと、住民の日常的な感覚や意見をできる限り定性的基準として反映したことが、住民の内発性を高め、質の高い合意形成を図る重要な要素であることが明らかになった。

活動の実際の展開を図る運用プロセスでは、計画の早い段階で住民との事前協議を行い柔軟な対応をとることで、生活レベルにおいても影響がみられる改修など、定性的基準の積極的な運用、デザイン誘導が行われることを明らかにした。またそのためには、先導的な役割を担う専門家が重要であった。この様なプロセスを通して敦賀市では、その専門家の役割を担う形で「まちづくり支援建築士」といった新たな支援組織が設置されるとともに、景観条例の補助対象として、工事費のみでなく設計費用も対象とするなど、支援・政策面においても影響を与えている。

3) 第4章「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」

第4章「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」では、都市部と農山村部の連携の強化を図る実証実験として実施された、郡上市の「奥美濃チャレンジショップされど郡上まさに郡上」の活動の効果とその後の展開に着目して調査・分析を進めた。協議資料や当事者へのアンケート・ヒアリングなどの詳細な調査・分析を通して、取り組みの成否とそれに関わる各主体の関係と役割、また活動の継続を可能にした背景・要因を明らかにした。その結果、都市部と農山村部の双方の発展過程とプロセス、持続化の条件との関係が抽出された。

チャレンジショップは、中心市街地内に農山村部との共生拠点を創出し、農山村部の魅力を市街地の中で演出するとともに、中心市街地活性化や空き家の活用、農業振興や地域間交流の促進といった要素を内包した複合的な活動であり、行政による支援事業を強化するなど、行政内のネットワーク機能を強化した。その要因となったのは、実際の空間での演出・実施や、農山村部の特産物と都市部の街なかの魅力との相乗であることが明らかになった。また活動の持続化には、取り組みやすい活動であることや、外部住民との交流が必要であった。

5-3. 事例からみる内発化プロセスの特徴

(1) まちづくりワークショップの条件（住民の積極性を促す）

第2章、第3章における、①協力関係を構築するための意向の共有環境を整える段階から、②具体的な将来構想や具体的な制度、基準づくりの構築を図る段階へは、抱えている課題や意識の異なる各組織や各主体ごとに、個別の議論の場を設けるなど、行政や専門家が協力関係を構築するための要点を把握し、率先して住民に働きかけていくことで、住民の意志の高揚、連携の必要性を促し、次段階に推移した。第2章における②の段階では、専門家による具体的でわかりやすい資料の提示や、住民個別の課題の検討といった空間的・事業的なイメージの視覚化、また行政施策として整備する施設の提案等、行政と住民の取り組みの協調を図ったことが、住民の内発性を高め、質の高い合意形成につながった。第3章における②の段階では、コミュニティの形成を図りやすい比較的小規模な区域に指定して、ワークショップを進めたこと、住民の日常的な感覚や意見を計画に反映する対応をしたことが、住民をより積極的な姿勢に導き、その後の具体的な運用、スムーズな運営につながっている。

このように、まちづくりワークショップにおいては、意向の共有環境を整える段階と、具体的な地区の将来構想、計画づくりを図る段階があり、初期の段階では、住民の姿勢を把握しながらワークショップと併せて個別の協議の場を設けるといった柔軟な対応が、次段階への発展に繋がる鍵となっている。また、具体的な計画づくりにおいては、地区の将来像や全体の方向性を共有するのみでなく、住民と行政の協働を図る個別のプランづくりや、すぐにでもできる身近な取り組みといった細部の取り組みについても協議を図り、計画への位置づけを行うことが住民の積極性を促している。

(2) 具体的な実践における条件（次段階への動きの誘発）

第3章における景観計画の策定では、景観計画の策定を目的としていたワークショップにおいて、個人の改築予定の建築物に対して実践レベルでの検討・協議を行ってきた。その結果、建築主自身にとって、「本当は現在の家を継承していきたい」、「活気ある魚まちに貢献したい」といった姿勢を導いただけでなく、参加した住民の気運を高め、前向きな提案を促すとともに、事務局側にとっても具体的な指標となり、地区の固有性ある基準設定につながった。

第4章におけるチャレンジショップの実施においては、短期の事業ではあっても、街なかの空

き家といった日常的な場所でも実施したことが、人通りの多さ等の市街地の現状や客の反応といった情報の提供としてインパクトをもち、空き家の再生に向けた本格的な話し合いや、出店の実現化のための具体的な目標像や現実的な課題の発見等を促すなど、次段階に向けた動きを誘発した。

このように、実際の空間でのプランづくりや演出・実施が、各関係主体にとってわかりやすい目標となり、次段階の具体的な実践へつながっている。

(3) 都市と農山村の連携における条件（一律でない方法の検討）

都市農山村の交流活動は、これまで農山村部側の農村振興策、農業政策の一環として多く取り組まれてきた^{注5-1)}。特に農作業への参加といった直接的な支援や、農山村での新鮮な野菜や地場産品を展開する市場などの活動が主である。

保母が、「農山村、中山間地域の将来にとって、都市住民の側が、農山村を維持することの重要性をどれだけ深く実践的に認識するかが、重要なポイントになってくる。都市住民が農村問題を認識する場として、都市・農村交流の意義は大きい。」^{注5-2)}と指摘するように、双方が連携の必要性を共有するうえで、都市と農山村の連携は成熟してきたといえる。

一方で、農の担い手として都市住民の移住を対象とした取り組み等も積極的に行われているが、特に条件が不利な中山間地域ではなかなか担い手不足や遊休農地の解消といった課題の解決には至っていないという現実もみえる。

これに対して、第4章でとりあげたチャレンジショップの活動では、日常的な消費者である市街地住民や観光客層等を視野にいたした都市部での販売が、地場農産物のPR、利用拡大を推進し、意欲ある地元の農業者や農業従事以外の住民が、遊休農地の引き受け手になるポテンシャルを秘めていた。また、農山村部の農業従事者は特に自分たちが不得手とする、マーケティング情報や商品技術開発の提供、販売人材の提供等の支援による都市部とのプログラムづくりを求めていることが明らかになった。特に農地に対する農地所有者の心理的な葛藤への考慮や、郡上市のように兼業農家の農家離れが課題となっている地域においては、住み続けながら農業にシフトしていく形の地域住民を、新たな農の担い手として積極的に位置づけていくためにも、農産物の付加価値商品化や販売方法への支援を通した都市と農山村の連携が望まれる。

このように都市と農山村の連携は、「自前の発展努力」の必然的な発展方向である^{注5-3)}が、地域の特徴や条件を考慮して推進することが重要だといえる。

5-4. 内発化プロセスにおける進展要因

(1) 内発性が芽生える要因

第2章における敦賀市舟溜まり地区のように、様々な職業やライフスタイルの混在した地域、また歴史的街並みといった共通のコンセプトや目標像を見出しにくい一般的市街地では、地域の将来像がイメージされにくく、明確なコンセプトも共有されにくい。そのため、これまでまちづくりの方向性として「観光も含めた地域の歴史・文化を核にしたまちづくり」と定めてきていたものの、具体的な取り組みに結びついていなかった。このことは、各団体・住民には多少なりとも地域再生を図ろうとする意思があったものの、内発性が芽生えたという位置づけにまではなっていなかったのではないかと考えられる。

地域において内発的発展が芽生える契機として、①郷土の自然や生活文化といった郷土愛、②人間の持つ創造の欲求・労働の欲求^{注5-4)}、といった2つの要素を保母は指摘したが、本研究の第2章の事例においては、地区の意識の高い限られた住民だけでなく、地区の多くの住民に内発性が芽生える初動のきっかけとなったのは、「魚市場」といった地区の「核」となる施設の建替えを契機としたワークショップによる協議であった。

また、第4章の事例においては、これまで自然環境や食への意識が高く、農山村との交流事業への参加を自発的に行っていた一部の都市部住民だけでなく、普段は地元の農産品と接する機会が少ない市街地の住民や街なか散策の観光客においても、農山村部の活動を知るきっかけとなっている。農山村部の住民にとっては、市街地の住民がより身近な消費者となり得ることや、販売方法に工夫が必要なことなど、これまで気づけなかった事象や、新たな課題の発見などにつながっており、チャレンジショップを通して内発性が芽生えている。さらに、実際の建物を活用するチャレンジショップの様な試用期間を設けることにより、「店舗が開放的でチャレンジショップ時にとっても繁盛していたので、今後工房として利用したい」など、空き家の再生において新たな連携を生み出す場としても機能した。

このように、限られた個人のみでなく、地域の多くの住民の内発性を芽生える契機として、ワークショップやチャレンジショップといった、行政によるきっかけとしての場の提供が重要な要因としてあげられる。

(2) 内発性を高める要因

1) 全体一個の取り組み

第2章、第3章のワークショップにおいて、住民同士の相互理解を深めたのは、住民の不満の解消や将来像共有のための、個別の協議や実際の個別案件の検討・資料提供を行ったことである。同時に、新魚市場（蓬莱地区）や酒蔵再生（相生地区）など、行政施策として整備する施設、および核となる施設に対する提案を合わせて行うことで、行政の取り組みと住民の景観への積極的な取り組みの協調を図り、全体と個の2つの視点から将来構想を構築したことで、住民の内発性が高まり、計画の具体化に向けて活動が展開した。

2) イメージの視覚化

ワークショップにおいては、共有材料として具体的でわかりやすいイメージ（スケッチや図、事例等）を提示することで、空間イメージや事業イメージを明確にし、各主体の相互理解を深めるとともに、明快に将来像を共有することに寄与した。

チャレンジショップにおいては、実際の建物を活用することで、具体的な建物の使い方のイメージを得ることができ、建物の利用方法への迷いや、借主の本気度に対する不安を取り除くことにつながり、空き家の再生に寄与した。

このように、取り組みを誰にもわかりやすい目に見える形で示すことにより、各主体がまちづくりを推進する具体的な立場に立つことにつながっている。逆に、このような具体的な形での提示がなければ、住民の積極的な取り組み姿勢を引き出すことは、なかなか困難なのではないかともいえる。

3) 圏域の規模

第2章、第3章の景観まちづくりにおいては、各団体の個別のヒアリングを通して、地区の特性やコミュニティの実態を把握するとともに、地区の業種や建築形態に対して詳細に検討し、地区内で自ら合意形成を図れる区域や、地域のイメージが共有されやすい区域として、比較的小規模な区域を指定したことで、地域内の連携が強まっている。

第4章では、都市と農山村の連携として、これまで多く見られた大都市との交流のみでなく、一地域内の都市部と農山村部の交流を扱った。そのため、チャレンジショップ後も周辺農山村部の団体では、電話注文や道の駅といった既存の施設に訪れるなど、継続した交流がみられ、恒常的な販売の拡大につながっている。そのことがまた、参加した農山村部の団体のみでなく、周辺農山村地域の農業の振興に対してもよい影響を与えている。また、市街地から峠越えが必要な地理的条件にある団体ほど、市街地での地域のPRが効果的であった。

このように、圏域の規模を地域の一体性がはかりやすいコミュニティや地区資源を重視し、合意形成の図りやすい比較的小規模な区域から取り組みを進めていくことや、交流の意義が大きい位置や規模に考慮して取り組むことが、内発性を高めていくものといえる。

(3) 内発性を展開・持続させる要因

1) 協働組織・連携、交流

第2章の魚市場を核とした地域づくりにおいては、地域の観光等の対外的なPRや漁業の啓蒙・普及活動、および魚食の推進といった事業を進める上で、地区住民と遊敦塾といった組織が連携して、活動の受け皿・事務局となりうる母体的な組織へと進展しており、今後の具体化のための活動の担い手としての役割が期待されている。

第3章の景観計画の運用では、住民が主体的に策定した景観計画、住民の意見を反映した景観形成基準であっても、実際の運用において住民は具体的なイメージを自ら発信することがむずかしいことが伺えた。また、景観形成基準の素材や方法の指定といった、項目の順守のみではむずかしいデザイン誘導に対して、事前協議を通して定性的基準を検討し積極的に誘導することが、地区の個性を生かした景観形成には不可欠であった。それらの推進には、専門家の先導的な役割が重要であり、敦賀市では、地域において住民と協働で継続して自律的な景観形成を図るために、「まちづくり支援建築士」が組織された。

第4章の農山村部の取り組みでは、メンバーが農業従事者のみ、かつ60～70代中心で構成されている団体においては、単年度の交流活動事業だけではその後の展開に結びつきにくく、継続した活動を「したいができない」という状況が見られた。さらに芽生えた内発性が、時間の経過と共に低下していくことが懸念された。持続化のためには、外部住民や農業以外の諸産業の経験者との協働や、都市部住民との交流が重要である。特に都市部側が得意とする販売のPRや広報、販売人材の提供等に対する協力を望む声が高い。今後はこれらに対して、具体的な形での支援を行う組織や、協働体制の確立が望まれている。

このように、内発性の展開・持続を図るには、複数の主体との連携や交流、また様々な組織づくりにより協働体制を整えていくことが重要である。

2) 誰でもできる「もの」と「こと」

敦賀市舟溜まり地区の景観形成基準は、建築物の修景のみでなく、“誰でもできる”花を飾るなどの取り組みや、魚の加工・販売といった居住者の日常行為自体を基準に組み込むことで、個人による自主的な景観形成の誘導を目指した。この住民の日常的な感覚や意見をできる限り反映

した定性的基準は、景観計画を規制と捉えていた住民や、当面建築物の改修を見込めない住民にとっても、景観づくりが身近な課題として意識され、住民の協力が高まり自主的な景観形成の誘導につながっている。さらに、協働の体制が積極的にとられ、事前協議において継続的な検討が行われており、厳密な基準よりも定性的基準を多用した景観計画によって、より地域の固有性を生かした景観づくりが進められている。

第4章でチャレンジショップの活動を継続した「かぼちゃのがっこう」の取り組みは、広大な農地でも優良農地でもなく、また本業である建設土木業の合間に栽培が可能であることが条件であり、高付加農産物でもない一般的な農産物を対象にした取り組みであった。すなわち“誰でもできるもの（農産品）とこと（専業でなくてもできる）”を基本とし、かつ付加価値商品化に取り組んだことが活動の展開・継続のための重要な要素となっている。また遊休農地は、従来からの日常のつきあいにおける信頼関係により、無償で委託がなされたという点が大きな特徴である。このように、取り組みやすい活動であることが内発性を展開・持続させる要因であるといえる。

3) 支援（資金・システム）

第3章の景観形成基準の運用では、「魚まちとしての魅力の演出」として、水槽をお魚通り側へ見せる配置に伴う改築や、開放的な作業場の演出、また「来訪者に向けた演出」として、舟溜まり側に景色を眺められる窓を設けるなど、内部空間の改修も含む修景についても、景観条例補助金の助成対象として幅広く解釈された。そのことも判断条件となり、建築主は当初の予算よりも負担が増える場合にも、指導に沿った改修を行っており、積極的なデザイン誘導が行えている。

また、住民にわかりやすく具体的なイメージを提示する重要性等、ワークショップでのプロセスを通して、敦賀市では、建築主への工事費に対する支援だけでなく、景観条例施行時点では助成対象として含まれていなかった設計費に対しても、資料作成への支援として助成対象とした。そのため協議や届出において、着色パースや細かい仕様の提出がなされており、行政担当者や住民が完成後の建築物のイメージを把握しやすく、合意形成を含めスムーズな協議につながっている。助成の決定については、外観や助成基準項目のみからの判断はむずかしく、客観性が保たれにくいという課題があるものの、取り組みを展開する上での一助となっている。

第4章のチャレンジショップにおいては、都市部の再生を主眼にしていた景観形成や空き家の活用といった支援事業において、今回のような都市部外の借主等についても適用検討を行うなど、チャレンジショップを通して関連する事業の連携を促し、支援体制を整えている。

このように補助金による支援事業は、内発性の芽生え、高まりを持続・発展させていくための要因となるひとつの手段であるといえる。広井が提起する、内発性を増殖する社会的な条件を政策としていかに整備していくか、という観点からの、「市場経済を超える領域」の生成・発展を支援するようなシステム^{注5-5)}の具体的な事例のひとつといえる。

注釈

- 注5-1) 農林水産省「食料・農業・農村白書」，2009年や、農林水産省農村振興課による「立ち上がる農山漁村選定事例」、都市再生本部が実施している「全国都市再生モデル調査」の事例等参照。
- 注5-2) 文献1)のp145
- 注5-3) 文献1)のp144-145
- 注5-4) 文献1)のp133において、「地域において内発的発展が芽生える契機として、かなり人間的な、人間性の原点に発する二つの要素を指摘することができる。」として、大分県の湯布院の自然を守る運動や、島根県匹見町の特別財政措置による町の経済の維持への疑問からの出発を挙げている。
- 注5-5) 文献5)のpp26-37において提起されている。

参考文献

- 文献1) 保母武彦「内発的発展論と日本の農山村」，岩波新書，1996年
- 文献2) 林美香子「農都共生のヒント」，寿郎社，2008年
- 文献3) 山本雅之「農ある暮らしで地域再生」，学芸出版社，2005年
- 文献4) 日本都市計画協会編「都市と農村の新しい土地利用戦略」，学芸出版社，2003年
- 文献5) 広井良典「「創造的福祉社会」の構想」，atプラス05，太田出版，2010年8月

終章 研究の総括

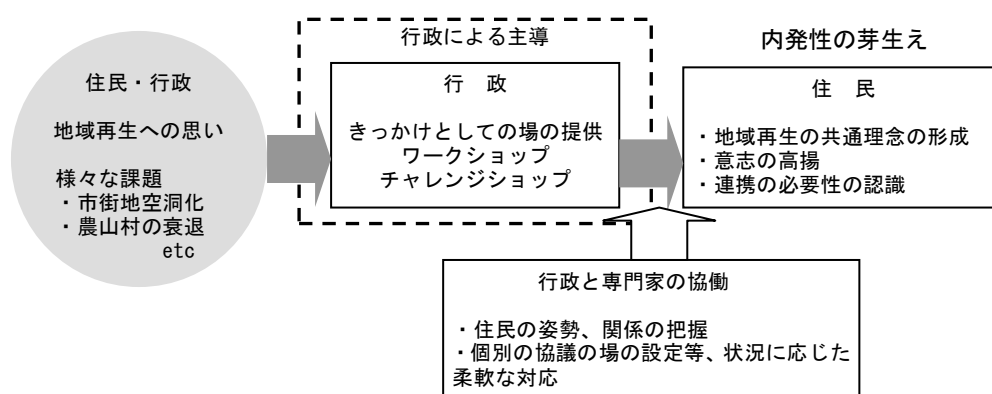
終－１．はじめに

本章では、これまでの成果を踏まえて、具体的に内発的なまちづくりを進めていく上で、重要な仕組みや方策について示し、最後に各章の要約を述べる。

終－２．内発化プロセスにおける各主体の関係

(１) 内発性の芽生え

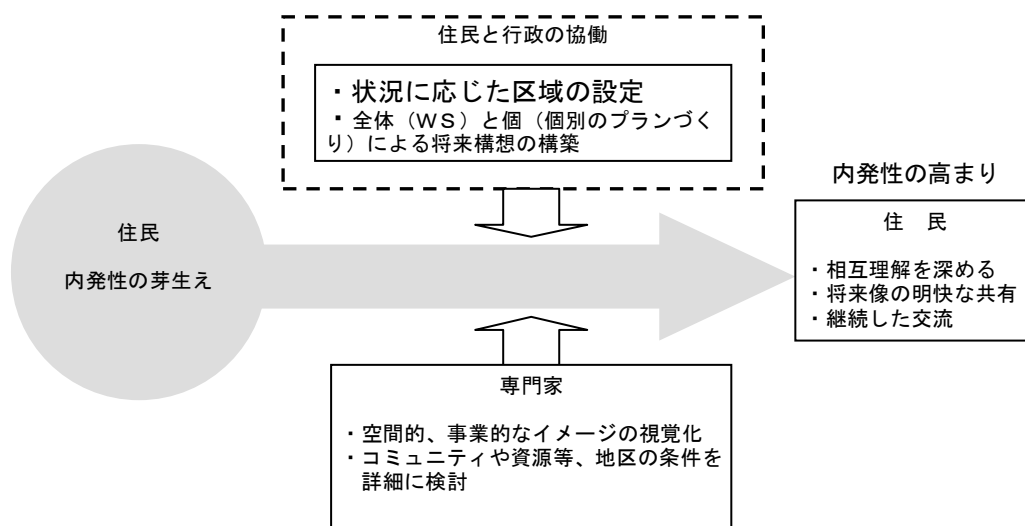
各々の地域再生への意思を、地域の一体的な内発性の芽生えへと変化させるための、ワークショップやチャレンジショップといったきっかけとしての場の提供は、行政の主導によるところが大きい。また、各地域のコミュニティの状況、抱えている課題など、地域が共通理念の形成を図るためには、専門家の先導的な役割が大きい。



図終－１．内発性の芽生えにおける各主体の関係

(2) 内発性の高まり

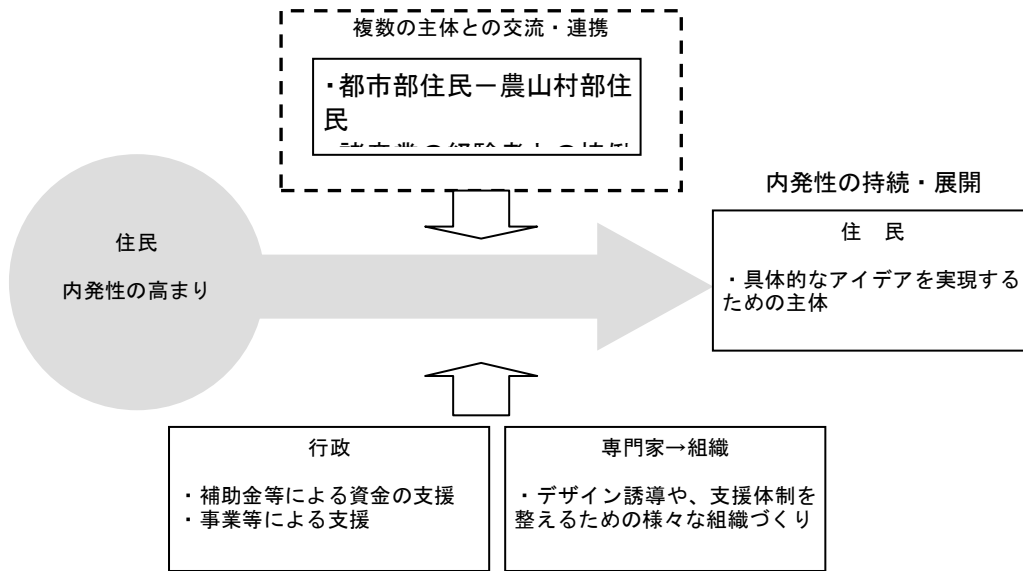
内発性が芽生えた段階から高まっていくプロセスにおいては、専門家が住民の相互理解を深めるための役割を担うとともに、合意形成の図りやすい区域から取り組みを進めていくことや、交流の意義が大きい位置や規模に考慮して取り組むこと、また全体と個による将来構想の構築等、住民と行政の協働関係が重要になっている。



図終ー 2. 内発性の高まりにおける各主体の関係

(3) 内発性の展開・持続

行政の主導によるきっかけから生じた外部住民や組織との交流や連携や、行政による補助事業を通して、住民が実践主体へと変化した。行政や専門家は先導的な役割を担ってきた関係から、支援者としての関係へと変遷している。



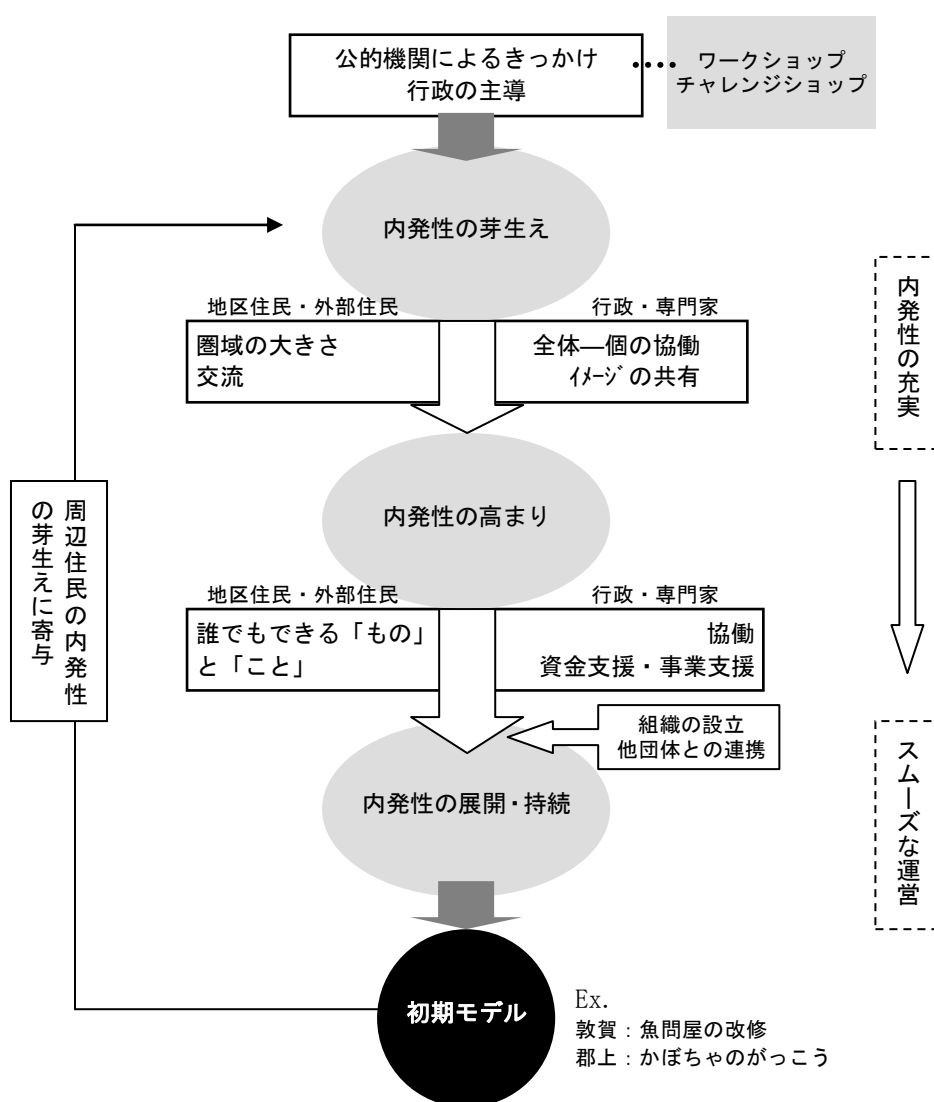
図終—3. 内発性の持続・展開における各主体の関係

終-3. 地域再生の内発化プロセス

活動を継続していくことによって、住民や組織は柔軟に発展している。

また、活動に参画していなかった住民にとっても、その後の住民同士のやりとりや、実際に変わってきたまちの様子を見ること、間接的に関わることなどで、波及している。

さらに本研究の対象の事例において見られた、「魚問屋の改修」や「かぼちゃのがっこう」の取り組みは、地域再生の初期モデルとなり周辺住民や各主体にとっての内発性の芽生えに寄与していくものと期待できる。



図終-4. 地域再生の内発化プロセス

終ー 4. 地域再生の内発化に向けた提案

(1) 行政の支援のあり方

自分たちのまちをよくしていきたいというまちづくりにおける内発的意志は、それが活動を伴うものでなかったとしても、住民各々が持ち得ているものであるが、活動を伴った住民を主体とした地域再生の内発化は、住民のみによって自ずと形成されるものではない。

コミュニティが複雑な地域や住民の自主性やまちづくりへの意識が明確ではない地域、また都市部と農山村部のように地域内の連携が図りにくい地域においては、行政をはじめとした専門家と協働のファシリテーターによる、きっかけづくりがなされる必要がある。

また、内発的な取り組みが始動した後においても、その活動が持続、発展していくためには、さまざまな支援を通じて継続的に連携を図っていく必要がある。

1) 初動における公共的関与

比較的小規模な圏域においても、敦賀市舟溜まり地区の様に漁業協同組合と魚商協同組合にみられた組織間の境界や、相生地区と蓬萊地区にみられた地区資源やコミュニティの差異といった課題を有する場合には、意識上の共通基盤をまず構築するために、きっかけづくりとしての「場」の提供を行政が主導していく必要がある。

また、都市部と農山村部のように圏域の広がりが大きく、住民同士の連携が図りにくい場合においては、郡上市の奥美濃チャレンジショップのような試用期間となる「場」をつくっていくなど、連携の必要性を認識し初動しやすくするための、行政による公共的関与が特に重要である。

このような、対話・交流・共生拠点としての「場」や、自律的に活動を展開していくための力を試す「場」がさらに用意されていくことが望まれる。

2) 発展・継続のための資金の支援

住民の活動を支援する制度は、まちづくりファンドなど近年普及しつつあるが、敦賀市の景観条例補助金や、郡上市における市街地の空き家活用・景観支援に対するの適用検討のように、具体的な取り組みに向けた住民への新しい「資金」の流れを整えていくことで、活動の発展・継続を図っていくことも重要である。また景観形成助成において、改修等の取り組みにかかる実際の工事費のみでなく、その創出において合意形成を含め協議の推進を図るために、資料の作成等によって誘導の役割を担う設計費用に対しても助成対象とするなど、実践主体である住民だけではな

く、協働・推進体制の確立に寄与するための支援も積極的に取り入れていく必要がある。

このような支援事業においては、より必要な取り組みの促進を図るために、随時修正しながら効果的な支援として進めていくことが重要である。

（２）専門家の役割

実践主体は、最終的には地元当事者が担っていくべきものであるが、事業実施段階までは、具体的な指標となる案の提供や細かな協議を通じた専門家の役割が多岐である。内発性の展開・持続を図っていくためには、専門家としての活動はプロセスの段階を経るなかで、敦賀市で組織化された「まちづくり支援建築士」のように、主導権を将来的にまちづくりを継続的に担う主体へと移行していくことで、徐々に自律的な体制を確立していく必要がある。

（３）取り組みの条件

内発的な地域再生を図るためには、各段階に参画する複数の主体がそれぞれの役割を的確に果たすことにより、内発性の高いまちづくり体制が構築され、持続的なまちづくりが可能となる。

そのためには、一人二人の意識の高いキーパーソンにまちづくりを委ねるのではなく、行政や専門家といった主体が、状況に応じて誘導・支援を行い、たとえ小規模な区域であったとしても、地域全体での内発性の芽生えを図っていくことが重要である。

また、高齢化の進む農山村部団体に、アドバイザーとして外部住民や農業以外の諸産業の経験者を支援するような仕組みや、都市部側が得意とする販売のPRや広報、販売人材の提供等に対する協力を得られるような協働体制を整えていくこと、空き家となる可能性のある物件の定期的な把握などといったように、複数の主体が的確な役割を果たすためには、地域に現存している資源や産業の持続・発展を重視し、そのためになにが必要なかを常に把握し、柔軟に変化しながら対応することで、より効果的なシステムを確立し実践していくことが求められる。

終— 5. 各章の要約

都市計画からまちづくりへと移行するなかで、身近な生活環境の場の問題に対して、住民が自主的に意志決定し、実践していく内発的なまちづくりが進められるようになった。地域固有のまちづくりを進めるためにも、新しい公共の担い手として住民を位置づけるだけでなく、住民が自分たちの手で地域をつくり、その創造性を促進するためのプランニング・コンセンサスづくりが行われている。

本論文は、今後地域が自立し個性あるまちづくりを進めていくためには、「地域住民の自発的・内発的な動きを中心に、広く地域が連携し協働していくべきである」という前提のもと、今後のビジョンを模索・探索し、地域再生の内発化プロセスをデザインすることを目指すものである。具体的には、「内発化プロセス」を「ある一定の圏域において、まず住民の個々の内発性を誘発し、公共的関与や複数の主体の連携によって住民主導の地域運営が創成される過程」と定義し、実際に活動に参画した取り組みも含めた事例調査を通して、それらの内容とプロセスに着目して分析を行い、内発的な計画主体への推移要因を明らかにし、住民主体の身近な環境づくりに向けた地域再生のあり方について検証することを目的とする。

本論文は、序論の序章「研究の背景と目的」と第1章、本論2・3・4・5章、および総括としての終章で構成されている。

序章「研究の背景と目的」では、本研究の背景と目的、および研究を進めるにあたっての視点をまとめ、用語の定義を述べ、「内発化プロセス」を「ある一定の圏域において、まず住民の個々の内発性を誘発し、公共的関与や複数の主体の連携によって住民主導の地域運営が創成される過程」と定義した。また、全国的なまちづくり・地域再生の研究のレビューから、本研究で取り扱う事例を選定した理由について述べ、「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」に分類し、位置づけを示した。

第1章「内発的発展論とその展開」では、本研究の理論的な背景としての「内発的発展」の理論について、整理・検討を行った。初期の内発的発展論が、実践としての地域再生事例において、その具体的展開という点では不十分であったが、国土政策においても多様な主体の参画が掲げられており、今後の地域再生の方向の基本理念として継承・発展しつつあることに注目した。さらに地域再生の実践現場における具体的な展開をもとに課題を整理し、今後の地域再生においては、

内発的発展として地域独自の方向性や方法論が求められており、内発的発展が何を可能にするかという点から、どのように内発的な発展を可能にしていくのか、という条件を問う方向へと向かっているという視点を提起し、本研究の位置づけを示した。

第2章「地区住民が一体となった地域再生のプロセス」では、歴史的な地域や特異な地域に比べて、より意識の差異が生じやすく合意形成の難易度が高いといった課題を有する一般的市街地において、景観まちづくりの取り組みを行っている敦賀市舟溜まり地区のワークショップの事例をとりあげ、実際に計画案づくりに参画したことを生かして、詳細な調査・分析を行った。特に、異業種間や地区資源の異なる住民同士、行政が一体となった体制づくりを行っている点に着目し、合意形成に至るまでの住民の意識の変遷、ワークショップの運営方法やファシリテーター機能・役割のあり方を通して、計画主体の内発化に至る経緯とその要因の関係を明らかにすることを目的として分析を進めた。

その結果、まちづくり意識が根付いていない状況下において、ワークショップを通して一体的な意識共有を図るには、①まず、各主体間にある対立関係をあえて顕在化させ、協力関係を構築するための要点を把握するといった初動期の対応、②ワークショップとは別に参加者の建物に関する課題点や要望といった個別の相談に乗る機会を設定し、地区全体と個の2つの視点から将来構想の構築を図ること、③イメージの視覚化による将来像の明快な共有、④これらのためのファシリテーターの関わり方が重要であることを指摘した。また住民主体のまちづくりを進めるだけでなく、行政施策として整備する施設の提案等、行政と住民の取り組みの協調を図ることが内発性を高める要素となり、次段階の計画イメージを欲する気持ちへと高揚させていくことを明らかにした。

第3章「景観まちづくりによる地域再生のプロセス」では、第2章でとりあげたまちづくりワークショップから、さらにその具体的な取り組みに向けて、景観形成推進計画の策定とその運用を行っている敦賀市舟溜まり地区を対象とした。引き続き著書らも関わった、景観計画策定におけるプロセスと、デザイン誘導プロセスを通して、内発的な誘導を図るための景観計画の内容や景観計画の運用における手順や方策、各関係主体の役割を明らかにすることを目的として分析を進めた。

その結果、景観計画の策定に至るプロセスでは、①行政や専門家が主導することで、住民の不満や課題を解消して志気を高め、地区の基本方針についての共通認識を築くための段階と、②住民の主体性を尊重して、具体的な制度や詳細な基準づくりを進める段階に整理できた。

①の段階では、2章の事例において確認できた住民の内発性が、具体的な活動の初動に際しては再度低くなっていること、そのために行政や専門家が主導して、住民個別の課題の検討や個別

の協議の場を設ける対応をとるなど、地区の将来像を再度共有するための場の設定や、地区の資源やコミュニティを詳細に検討し、随時修正を行い比較的小規模な区域を指定したこと、②の段階では、住民の日常的な感覚や意見をできる限り定性的基準として反映したことが、住民の内発性を高め、質の高い合意形成を図る要素であることを指摘した。また、これらの活動機会を通して「まちづくりを考える女たちの集う会」が発足するなど、新たなまちづくり活動へと波及していることを明らかにした。

さらにデザイン誘導を行う運用のプロセスでは、これらの内発性を高める段階を踏んだことで、行政・専門家・住民の協働の体制が積極的にとられ、より地区の固有性を高めるデザイン誘導とスムーズな運営が図れる結果が導かれた。一方、そのためには先導的な役割を担う専門家や組織が不可欠であり、「まちづくり支援建築士」のような新たな支援組織の設立や助成対象の拡充につながり、複数の主体の連携による内発的なまちづくりの展開・持続の体制が形成されつつあることが明らかになった。

第4章「都市と農山村が連携した地域再生のプロセス」では、都市部と農山村部の連携の強化を図る実証実験として実施された、郡上市の「奥美濃チャレンジショップされど郡上まさに郡上」を対象として取り上げた。協議資料や当事者へのアンケート・ヒアリングなどの詳細な調査・分析を通して、取り組みの成否とそれに関わる各主体の関係と役割、また活動の継続を可能にした背景・要因を明らかにすることを目的として考察を進めた。

その結果、チャレンジショップの取り組みが、都市部と農山村部が相乗的な関係を築いていくために、各主体が連携の必要性を認識するといった内発性が芽生える「場」として機能したこと、また、行政による支援事業の柔軟な対応を促すなど、行政内のネットワーク機能を強化する「場」として機能したことが明らかになった。活動の発展・持続化には、①実際の空間での演出・実施が要因となったことや、②農山村部の団体が事業を展開していくには、兼業でも取り組みやすい活動であること、③農業以外の諸産業の経験者との協働や、都市部住民といった外部住民との交流が重要であることを指摘した。

第5章「地域再生の内発化プロセス」では、第2章・第3章・第4章の結果を概観し、事例における内発化プロセスの特徴と、それを規定する要因について整理した。その結果、まず各事例から導いた内発化プロセスの特徴を、①まちづくりワークショップの条件、②具体的な実践における条件、③都市と農山村の連携における条件、として整理した。①では、全体ワークショップと併せて個別の協議の場を設けるといった柔軟な対応や、すぐにでもできる身近な取り組みも計画へ位置づけることが住民の積極性を促す条件であること、②では、実際の空間でのプランづくりや演出・実施が、各関係主体にとってわかりやすい目標となり、次段階の具体的な実践へつな

がること、③では、都市と農山村の連携は必然的な発展方向であるが、その連携方法は地域の特徴や条件を考慮して推進する必要があることが、それぞれの取り組みにおける考慮すべき条件であることを指摘した。

さらにそれぞれの事例の共通性から、内発化プロセスにおける進展要因を、①内発性が芽生える要因、②内発性を高める要因、③内発性を展開・持続させる要因に整理した。まず、限られた個人のみでなく地域の多くの住民の内発性が芽生える契機としては、ワークショップやチャレンジショップといった行政によるきっかけとしての「場」の提供が重要な要因であること、さらに内発性を高めるには、全体と個の2つの視点から将来構想を構築すること、合意形成の図りやすい比較的小規模な区域から取り組みを進めていくこと、の重要性を指摘した。これらにより形成された内発性の展開・持続を図るためには、例えば敦賀市の事例では、景観形成基準に建築物の修景のみでなく“花を飾る”や“魚の加工・販売風景”といった日常行為自体を反映し、景観づくりを身近な課題として位置づけたことや、チャレンジショップの事例では、高付加農産物でなくまた専業でなくてもできる取り組みが重要な要素であったように、「誰でもできる“もの”と“こと”」がまず重要な要因であることを示した。さらに、「まちづくり支援建築士」のような複数の主体との連携・交流による協働体制の確立や、ひとつの手段としての補助金等による支援の重要性を指摘した。

終章では、内発化プロセスにおける各主体の関係を整理した上で、今後の地域再生の内発化に向けて、行政による公的支援のあり方や専門家の存在と役割、取り組みのあり方について提案した。

最後に本論文の要約を記した。

参考文献・図表・研究業績一覧

参考文献

序 章

- 文献1) 小山環ほか「農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究」, 日本都市計画学会学術研究論文集, pp937~942, 2002年
- 文献2) 山下仁ほか: 中山間市町村における都市・農村交流の生活環境への影響, 日本建築学会計画系論文集, 第544号, pp179-184, 2001年6月
- 文献3) 岩田俊二「農住都市構想の現実化と発展方向」, 農村計画学会誌Vol24, No. 3, pp177-186, 2005年12月
- 文献4) 山島哲夫ほか「初動期の街づくりにおける街づくり専門家の役割について」, 日本都市計画学会学術研究論文集, 第34回, p. 553, 1999年
- 文献5) 二神茉莉子ほか「地区レベルの計画に位置づけられた都市農村交流の効果と課題に関する研究」, 日本都市計画学会論文集, No42-3, pp877~822, 2007年10月
- 文献6) 後藤春彦ほか「まちづくりオーラル・ヒストリー『役に立つ過去』を活かし、『懐かしい未来』を描く」, 水曜社, 2005年3月
- 文献7) 小島康太郎ほか「市民の自律的まちづくり提案活動を支援する情報提供に関する研究」, 日本都市計画学会学術研究論文集, pp. 841-846, 2002年
- 文献8) 「都市と農村のランドデザインー21世紀都市・田園論」, 日本建築学会研究懇談会資料, 2001年
- 文献9) 「都市と農村の共生を考える」農村計画学会誌Vol120, No. 3, 2001年
- 文献10) ジェイン・ジェイコブズ「アメリカ大都市の死と生」, 鹿島出版会, 2010年4月

第1章

- 文献1) 鶴見和子・川田侃編「内発的発展論」, 東京大学出版会, 1989年
- 文献2) 鶴見和子「内発的発展論の展開」, 筑摩書房, 1996年
- 文献3) 玉野井芳郎「地域分権の思想」, 東洋経済新報社, 1977年
- 文献4) 祖田修「都市と農村の結合ー西ドイツの地域計画」, 1997年
- 文献5) 宮本憲一「現代の都市と農村」, 日本放送出版協会, 1982年
- 文献6) 宮本憲一「環境経済学」, 岩波書店, 1989年
- 文献7) 守谷裕一「内発的発展の道ーまちづくりむらづくりの論理と展望」, 農山漁村文化協会, 1992年
- 文献8) 保母武彦「内発的発展論と日本の農山村」, 岩波新書, 1996年
- 文献9) (社)日本建築学会「生活景」, 学芸出版社, 2009年3月
- 文献10) 本間義人「国土計画の思想」, 日本経済評論社, 1992年
- 文献11) 農林水産省「食料・農業・農村白書」, 2009年
- 文献12) 鈴木浩「月刊地域づくり平成17年12月」, 財団法人地域活性化センター, 2005年12月
- 文献13) 「農村文化運動No. 183」, 農文協, 2007年1月

- 文献14) J・エーレンベルク「市民社会論 歴史的・批判的考察」, 青木書店, 2011年邦訳
- 文献15) 広井良典「「創造的福祉社会」の構想」, atプラス05, 太田出版, 2010年8月
- 文献16) 鶴見和子「日本を開くー柳田・南方・大江の思想的意義」, 岩波書店, pp28-29, 1997年
- 文献17) 地域コミュニティづくり研究会編「自立型地域コミュニティへの道」, ぎょうせい, 2004年1月
- 文献18) 宮本憲一「地域論の構成と方法」, 東洋経済新報社, pp3-10, 1981年
- 文献19) 宮本憲一「地域開発はこれでよいか」, 岩波新書, 1973年1月
- 文献20) 宮本常一「町のなりたち」, 未来社刊, 1968年2月
- 文献21) 山下惣一, 「農から見た日本」, 清流出版, 2004年
- 文献22) 山本雅之「「農のある暮らし」をデザインする」, 都市計画246, pp27-30, 2003年12月
- 文献23) 中島直人「日本近代都市計画における都市像の探究」, pp11-16, 2007年2月
- 文献24) 中島正裕「都市農村交流活動による農村地域活性化の評価に関する研究」, 東京農工大学大学院博士論文, pp149-150, 2002年9月
- 文献25) 村上暁信「ハワード「田園都市論」における都市農村計画思想」, 日本都市計画学会学術研究論文集, 第31回, pp115-120, 1996年
- 文献26) 柳田国男「都市と農村: 朝日常識講座第六巻」, 朝日新聞社, 昭和4年
- 文献27) 川勝平太・鶴見和子「「内発的発展」とは何か」, 藤原書店, 2008年11月
- 文献28) 平岡豊「実践型農業マーケティング」, 全国農業会議所, 平成18年8月
- 文献29) 神門善久「日本の食と農」, NTT出版株式会社, 2006年6月

第2章

- 文献1) 敦賀市「相生・蓬萊地区都市景観形成基本計画策定業務報告書」, 平成17年3月
- 文献2) 敦賀市「都市計画マスタープラン」, 平成12年10月
- 文献3) 株式会社街から舎「港街から 特集敦賀」, No.3, 2009年9月
- 文献4) 敦賀市「敦賀市勢要覧」, 2008年
- 文献5) 財団法人農林統計協会, 「図説: 水産白書」, 2006年
- 文献6) 水産庁「漁港漁場の整備と漁村地域の振興」, 2008年4月
- 文献7) 福井県敦賀市「敦賀市漁村活性化計画」, 平成20年2月
- 文献7) 横内憲久「ウォーターフロント開発と港の変容」, 日本都市計画学会, 都市計画 188, pp. 25-32, 1994年
- 文献8) 大友洋卓・桜井慎一「漁業に関連する産業観光資源の魅力要素に関する研究」, 日本建築学会計画系論文集, 第620号, pp243-248, 2007年10月

第3章

- 文献1) 敦賀市「相生・蓬萊地区都市景観形成基本計画策定業務報告書」, 平成17年3月
- 文献2) 森下満ほか「変化と多様の町並み色彩形成のしくみ」, 日本建築学会計画系論文集, 第592号, pp139-145, 2005年6月

- 文献3) 岡崎篤行・西村幸夫「立案初期段階からの住民参加による景観形成制度の策定-岐阜県古川町における伝統的様式を継承した町並み形成を対象として-」, 日本建築学会計画系論文集第 537 号, pp211-218, 200 年 11 月,
- 文献4) 大森洋子・高口愛・西山徳明「文化的景観条例による町並み保存と景観形成の手法-福岡県八女市における事例報告-」, 日本都市計画学会論文集 No38-3, pp565-570, 2003 年 10 月
- 文献5) 小浦久子「景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究」日本都市計画学会論文集, No43-3, pp211-216, 2008 年 10 月
- 文献6) 佐藤貴彦ほか「景観法下の建築物規制の運用実態と課題」日本都市計画学会論文集, No43-3, pp217-222, 2008 年 10 月
- 文献7) 室田昌子「景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察」日本都市計画学会論文集, No43-3, pp655-660, 2008 年 10 月
- 文献8) (社)日本建築学会「生活景」, 学芸出版社, 2009 年 3 月
- 文献9) 鈴木博之ほか「都市の記憶」, 白揚社, 2002 年 4 月

第4章

- 文献1) 岐阜県郡上市「郡上市都市再生モデル調査業務報告書」, 平成19年3月
- 文献2) 都市と農村の協働の推進に関する研究会「都市と農村の協働の推進に向けて」, 平成20年8月
- 文献3) 林賢一ほか「中山間市町村における都市・農村交流と関連施設整備の実態-都市・農村交流における生活環境整備に関する研究-」, 日本建築学会計画系論文集, 第 527 号, pp163-167, 2000 年
- 文献4) 保母武彦「内発的発展論と日本の農山村」, 岩波新書, 1996年
- 文献5) 岩田俊二ほか「農家の構造分析から見た中山間地域整備の方向に関する事例的研究」, 農村計画学会誌, No. 13-2, pp10-21, 1994年
- 文献6) 中園真人ほか「地方中心市街地における空き家活用意向と借家再生の可能性」, 日本建築学会計画系論文集, 第 618 号, pp109-116, 2007 年
- 文献7) 「季刊まちづくり23号: 食の地域づくり」, 学芸出版社, 2009年6月
- 文献8) 「建築雑誌Vol. 98」, No. 1205, 1983年4月
- 文献9) 「住む: 2007年秋」, 23号, 2007年
- 文献10) 山本雅之「「農のある暮らし」をデザインする」, 都市計画246, pp27-30, 2003年12月
- 文献11) 小山環ほか「農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究」, 日本都市計画学会学術研究論文集, pp937~942, 2002年
- 文献12) 山下仁ほか: 中山間市町村における都市・農村交流の生活環境への影響, 日本建築学会計画系論文集, 第 544 号, pp179-184, 2001 年 6 月
- 文献13) 二神茉莉子ほか: 地区レベルの計画に位置づけられた都市農村交流の効果と課題に関する研究, 日本都市計画学会論文集, No42-3, pp877-882, 2007年
- 文献14) 吉田肇: 都市と農山漁村の交流促進に関する実証的研究, 第 31 回日本都市計画学会学術研究論文集, pp325~330, 1996 年
- 文献15) 中島正裕「都市農村交流活動による農村地域活性化の評価に関する研究」, 東京農工大学大学院博士論文, pp149-150, 2002年9月
- 文献16) 足立重和「郡上八幡伝統を生きる」, 新曜社, 2010年8月

第5章

- 文献1) 保母武彦「内発的发展論と日本の農山村」，岩波新書，1996年
- 文献2) 林美香子「農都共生のヒント」，寿郎社，2008年
- 文献3) 山本雅之「農ある暮らしで地域再生」，学芸出版社，2005年
- 文献4) 日本都市計画協会編「都市と農村の新しい土地利用戦略」，学芸出版社，2003年
- 文献5) 広井良典「「創造的福祉社会」の構想」，atプラス05，太田出版，2010年8月

図表一覧

序 章

図序－1 研究のフロー	11
-------------	----

第1章

表1－1. 国土開発計画の経緯	26
図1－1. 耕作放棄地と農業従事者の実態	29
図1－2. 「おいしさ開発委員会」の事業システム	32

第2章

図2－1. 敦賀市の概要	41
図2－2. 舟溜まり地区の位置図	42
表2－1. 舟溜まり地区のまちづくり活動の経緯	43
表2－2. 魚市場建替えに係る事前協議内容	45
図2－3. 漁協組合による魚市場周辺イメージ図	46
図2－4. 事務局側による魚市場プランへの提案	46
表2－3. 第1回WS後のヒアリング内容	47
表2－4. 第2回WSのまとめ	48
図2－5. 舟溜まり地区の整備構想図	49
図2－6. 魚市場周辺の整備イメージ	50
図2－7. 相生町の整備イメージ	50
表2－5. 整備方針の段階イメージ	52
図2－8. 敦賀市漁村活性化計画における魚市場の位置づけ	53
図2－9. 行政・各団体間の関係性の変化	54
図2－10. 内発性のメカニズム	55

第3章

図3－1. 景観計画の区域	62
表3－1. 相生地区と蓬萊地区の建築物の構成	62
図3－2. 相生地区の建築物の特徴	63
図3－3. 蓬萊地区の建築物の特徴	64
図3－4. 景観形成推進計画の策定の流れ	65
表3－2. 敦賀市景観条例補助金の内容	65

表3-3. 景観まちづくりWSのプロセス	67
表3-4. 地区の課題へ対応とプロセス	68
表3-5. 相生地区の景観形成基準項目と基準の設定理由	73
表3-6. 蓬萊地区の景観形成基準項目と基準の設定理由	74
図3-5. 届出のフロー	76
表3-7. 改修事例と建築主の意識の変化	77
表3-8. 改修事例の景観形成基準とデザイン誘導の関係	78
図3-6. 事例①のデザイン誘導	79
図3-7. 事例③のデザイン誘導	81
図3-8. 事例④のデザイン誘導	82

第4章

表4-1. アンケート・ヒアリング調査の概要	89
図4-1. 郡上市の位置	90
表4-2. 都市再生モデル調査の概要	93
表4-3. チャレンジショップの取り組み内容	94
図4-2. チャレンジショップ事業の行政の役割分担	95
表4-4. チャレンジショップ事業の予算額	95
図4-3. 対象空き家の位置図（八幡町市街地）	96
表4-5. チャレンジショップ出店団体の概要	97
表4-6. チャレンジショップ出店団体の今後の出店意向	98
表4-7. チャレンジショップ出店団体の主な意見	99
図4-4. 来訪者へのアンケート結果	100
表4-8. 空き家の概要とチャレンジショップ後の活用	102
表4-9. 農山村部団体のチャレンジショップ後の変化	105
図4-5. チャレンジショップの効果と条件の関係	106
表4-10. 農山村部団体のチャレンジショップ後の変化	108
表4-11. 「かぼちゃのがっこう」の活動内容	109
表4-12. 「かぼちゃのがっこう」の活動経緯と特徴	110
表4-13. チャレンジショップ参加による影響	111

終章

図終-1. 内発性の芽生えにおける各主体の関係	129
図終-2. 内発性の高まりにおける各主体の関係	130
図終-3. 内発性の持続・展開における各主体の関係	131
図終-4. 地域再生の内発化プロセス	132

研究業績一覧

論文

地域内における都市部と農山村部の連携による地域再生方策に関する考察 －奥美濃チャレンジショップ(郡上市)の成否とその要因の抽出－	高橋梢 内村雄二	日本建築学会計画系論文集 第76巻 第662号	2011年 4月
都市と農山村の相即によるホスピタリティの一考察－奥美濃チャレンジショップ(郡上市)を事例として－	高橋梢 内村雄二	日本ホスピタリティ・マネジメント学会誌第17号, pp113～120	2010年 8月
地域の固有性と内発性を生かした景観形成基準に係る一考察－敦賀市舟溜り地区における景観形成計画策定を通して－	高橋梢 内村雄二	福井工業大学研究紀要第40号, pp401～410	2010年 8月
魚市場建替えを契機とするホスピタリティ向上のための地元WSの活動に関する考察－敦賀市舟溜り地区における官民の取り組みを事例として－	高橋梢 内村雄二	日本ホスピタリティ・マネジメント学会誌第16号, pp121～128	2009年 3月
景観計画における地域の固有性と内発性を生かした景観形成基準に係る一考察－敦賀市舟溜り地区における景観まちづくりワークショップを通して－	高橋梢 内村雄二	日本都市計画学会都市計画報告集 No. 8, pp119～124	2009年 8月

発表

地域固有の景観づくりに向けた景観計画の運用に関する一考察－敦賀市舟溜り地区を事例として－	高橋梢 内村雄二	日本ホスピタリティ・マネジメント学会第19回全国大会(福井)	2010年 8月
地域の個性ある街並みの創出に向けた景観計画の策定と運用に関する一考察－敦賀市舟溜り地区におけるケーススタディを通して－	高橋梢 内村雄二	日本都市計画学会関西支部研究発表講演概要集(大阪)	2010年 7月
地域の固有性を重視した内発的な景観形成推進計画に関する考察－敦賀市舟溜り地区における景観まちづくりワークショップを通して－	高橋梢 内村雄二 高橋梢 内村雄二	日本建築学会大会 学術講演会梗概集(東北) 日本都市計画学会 関西支部研究発表 講演概要集(大阪)	2009年 8月 2008年 7月
魚市場・卸小売空間と地域が一体となった内発的まちづくりに関する考察－敦賀市舟溜り地区におけるWSによる任意の地区計画的取り組みを事例として－ (研究奨励賞)			
魚市場・卸小売空間と地域が一体となった内発的まちづくりに関する考察－敦賀市舟溜り地区におけるWSによる任意の地区計画的取り組みを事例として－ (研究奨励賞)	高橋梢 内村雄二	日本都市計画学会 関西支部研究発表 講演概要集(大阪)	2008年 7月

	魚市場建替えを契機とするおもてなし空間創出に向けた地元WSの活動に関する考察ー敦賀市舟溜まり地区における官民の取り組みを事例としてー	高橋梢 内村雄二 和田章仁	日本ホスピタリティ・マネジメント学会第17回全国大会	2008年 6月
報告	シティリージョンに関する研究	高橋梢	第14回院生研究公開ポスターセッション, 福井工業大学	2008年 7月
	都市と農漁村の連携・再構築に向けて	高橋梢	第15回院生研究公開ポスターセッション, 福井工業大学	2008年 12月
	景観計画における地域の固有性と内発性を生かした景観形成基準に係る一考察	高橋梢	第16回院生研究公開ポスターセッション, 福井工業大学	2009年 6月
	都市部と農山村部の相即による地域活性化の効果と課題に関する研究	高橋梢	第17回院生研究公開ポスターセッション, 福井工業大学	2009年 12月
	個別の改修を通じた景観への取り組みに関する研究	高橋梢	第18回院生研究公開ポスターセッション, 福井工業大学	2010年 6月
その他	敦賀市舟溜まり周辺景観ワークショップ	内村雄二 高橋梢 他	福井県敦賀市	2008年 2月
	敦賀市舟溜まり地区景観形成推進計画	内村雄二 高橋梢 他	福井県敦賀市	2009年 4月
	越前岬水仙ランド再整備構想策定事業	内村雄二 高橋梢 他	福井県越前町	2009年 10月
	木造空き家の再生による居住環境・文化の持続可能性に係る一考察ー景観条例と学官地域連携を活かす舟溜まり地区を事例としてー	高橋梢	日本建築学会の学術振興事業に係る第49回竹中育英会建築研究助成	2011年 3月

謝 辭

謝 辞

本論文は、福井工業大学大学院において取り組んできた研究を取りまとめたものであります。

京都造形芸術大学大学院の修士課程から、その後都市計画コンサルタントにおいて実務に携わり、内村雄二教授のご指導を請うてから10年の歳月が経ちました。この間研究と実務を通して、“地域が自律しそれぞれ固有のまちづくりを進めていくためにはどうあるべきか”と考え続ける中、先人の様々な見識を借りて、「内発化」というキーワードを心にして取り組むことにたどり着きました。ここに至ることが出来たのも、これまでの多くの方々との出会いや対話のおかげであり、その源の多くは内村雄二教授にありました。ここに、深く感謝の意を表させていただきます。

また博士後期課程における研究過程で、主査を引き受けて頂いた和田章仁教授、審査の労に当たってくださった齋藤敏明教授には、研究に対する姿勢や意義、進め方に至るまで並々ならぬ御指導を賜りました。深く感謝の意を表させていただきます。

福井大学の野嶋慎二教授には、実務から大学へと戻り論文のイロハすら心許ない私に、論の展開からまとめ方に至るまで貴重な御指導を賜りました。緻密な計画に基づいた調査というよりも、エネルギーを糧に興味に沿って力づくで調査してきた自身の欠点を大変反省するとともに、「研究することの意味」について多く励まされました。心より感謝致します。

本論文は、実務としても携わってきた福井県敦賀市舟溜まり地区での景観まちづくりの活動と、岐阜県郡上市での都市と農山村の連携に向けた活動に対する、ヒアリング調査を中心に進めてきたものであります。実際にワークショップ等を含めた活動に深く関わらせて頂いたこと、また幾度にわたるヒアリング調査等、密に関わって頂くことで成り立つものであり、地域の多くの方々の御理解と御助力を頂きました。この場にて深くお礼を申しあげたい。特に敦賀市においては、現場での議論やフィールドワークを通じて多大なご尽力を頂きました。さらに本研究の対象地区のみでなく、地域全体に関する課題について様々なご教示を頂き問題意識を深めることが出来ました。本論文においては敦賀市役所の鳥羽学氏、若杉実氏の御協力によるところが大きいです。

公私にわたり謝すべき方々は本当に多く、拙著、また今後の研究、実務での活動において、それに応えられればと思う所存であります。

最後に、遠く離れた“福井”という地で、研究の道に進むことを支援して下さった両親に感謝致します。

2011年2月

高橋 梢